

第3期

庄原市 みらい子どもプラン (こども計画)

令和7年度～令和11年度

みんなで応援
ずくずく庄原っ子

“こどもまんなか”
ずっと住み続けたいと 実感できるまち



令和7年3月
庄原市

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置づけ	2
（1）国の3大綱と「こども大綱」「市町村こども計画」との関係	3
（2）計画策定の法的根拠と定めるべき事項	3
3 計画の対象	7
4 計画の期間	8
5 策定体制	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	9
1 子ども・子育ての現状	9
（1）人口・世帯等の動向	9
（2）支援施設及び支援事業の状況	17
2 アンケート調査等からみる市の状況	24
（1）子ども・子育てニーズ調査	24
（2）子ども・若者調査	30
（3）小中学生調査	37
（4）子ども・子育て支援関連団体及び関連施設等対象調査結果	39
（5）参考：広島県子供の生活に関する実態調査結果（庄原市編）	42
3 前期計画の達成状況と評価	44
4 今後の課題と方向性	53
第3章 子ども施策の推進に関する基本的な方針	56
1 基本理念	56
2 基本的な視点	57
3 施策体系	58
第4章 子ども施策の展開	60
計画の柱1 ライフステージを通じた支援	60
基本目標1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での意識醸成	60
基本目標2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの強化	61
基本目標3 子どもや若者への切れ目のない支援の提供	63
基本目標4 子どもの貧困対策	64
基本目標5 障害児・医療的ケア児等への支援	65
基本目標6 社会的な支援を必要とする子ども・若者への支援	66
基本目標7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	68
計画の柱2 ライフステージ別の施策	71
基本目標1 子どもの誕生前から幼児期までの支援	71

基本目標 2 学童期・思春期における支援	73
基本目標 3 青年期における支援	76
計画の柱 3 子育て当事者への支援に関する施策	77
基本目標 1 子育てに関する経済的負担の軽減等	77
基本目標 2 地域子育て支援、家庭教育支援	77
基本目標 3 子育て世代の働きやすい職場づくりの推進	78
基本目標 4 ひとり親家庭への支援	79
第 5 章 成果指標一覧	80
第 6 章 第 3 期量の見込みと確保方策	81
1 認定区分と対象事業	81
2 提供区域の設定	82
3 量の見込みと確保方策	83
第 7 章 計画の推進体制	91
参考資料	93

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

近年、我が国では、少子化や核家族化が進行しており、地域のつながりの希薄化も進んでいます。また、共働き家庭の増加や児童虐待の深刻化等、子育ての負担感や不安、孤立感が高まるとともに、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況となる等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

それを受けて、子どもの最善の利益を守るための法律として、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、これまでも様々な分野で実行されてきた子どもに関する政策を社会全体で取り組んでいくため、「こども施策」全体の共通の考え方となる基本理念を定めたものです。

この「こども基本法」に基づき、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針と重要事項となる「こども大綱」が定められました。大綱では、子どもの貧困対策の推進に関する大綱、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成推進大綱を一つにし、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すため、6つの基本的な方針が示されています。

「こども基本法」第10条において、市町村はこども大綱を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画となる「こども計画」を定めるよう努めるものとされ、この計画では、「子どもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律」に規定する「市町村子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」その他法令により市町村が定めるこども施策に関する計画と一体的に定めることができます。

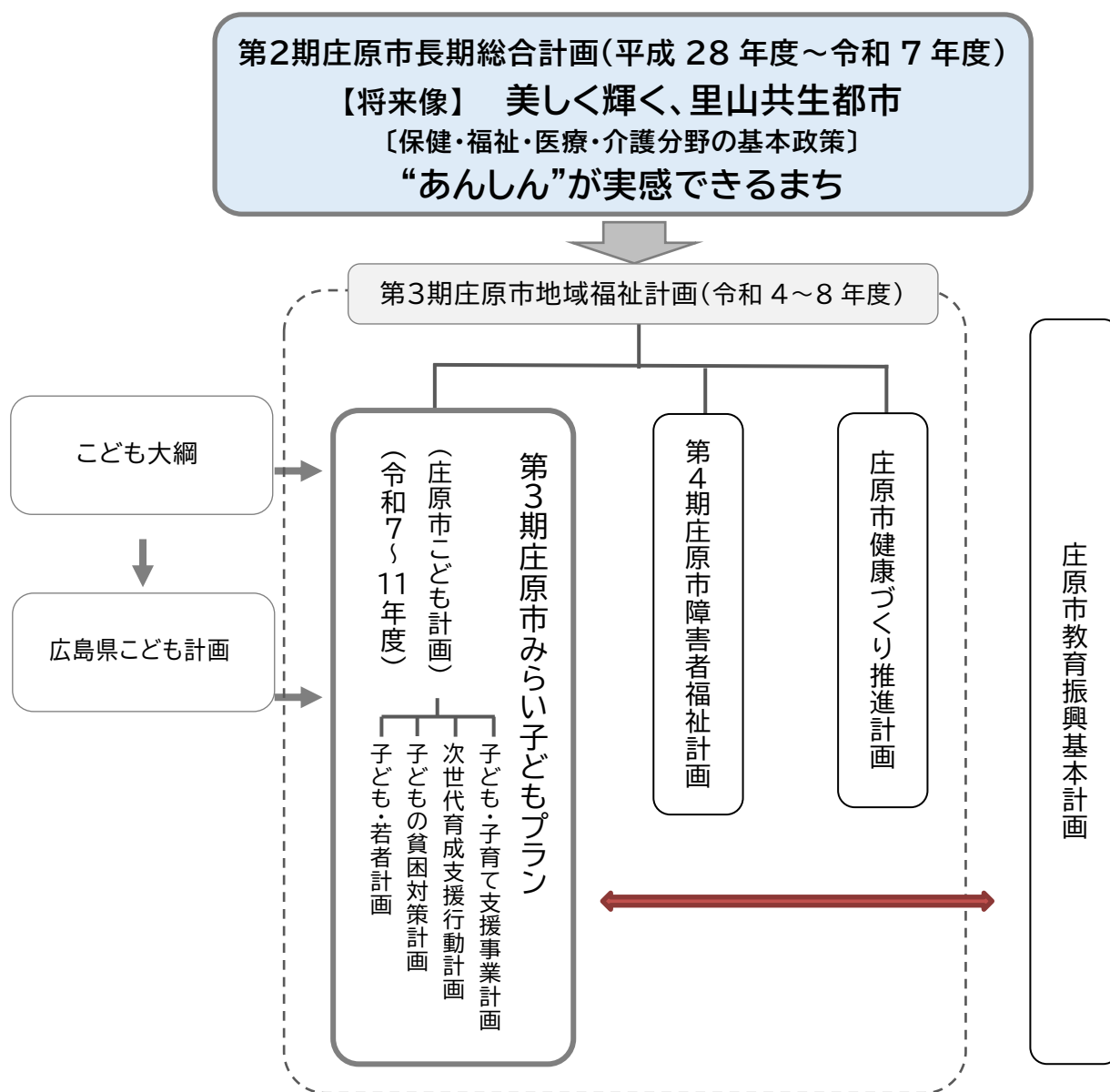
本市では、子ども・子育てに関する施策について、「第2期庄原市みらい子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「前期計画」という。）を策定し、総合的に推進してきました。本計画が令和6（2024）年度をもって終了するため、次期計画を策定するにあたり、「こども基本法」第10条に基づく「こども計画」として総合的に子どもに係る施策をまとめ、「第3期庄原市みらい子どもプラン」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

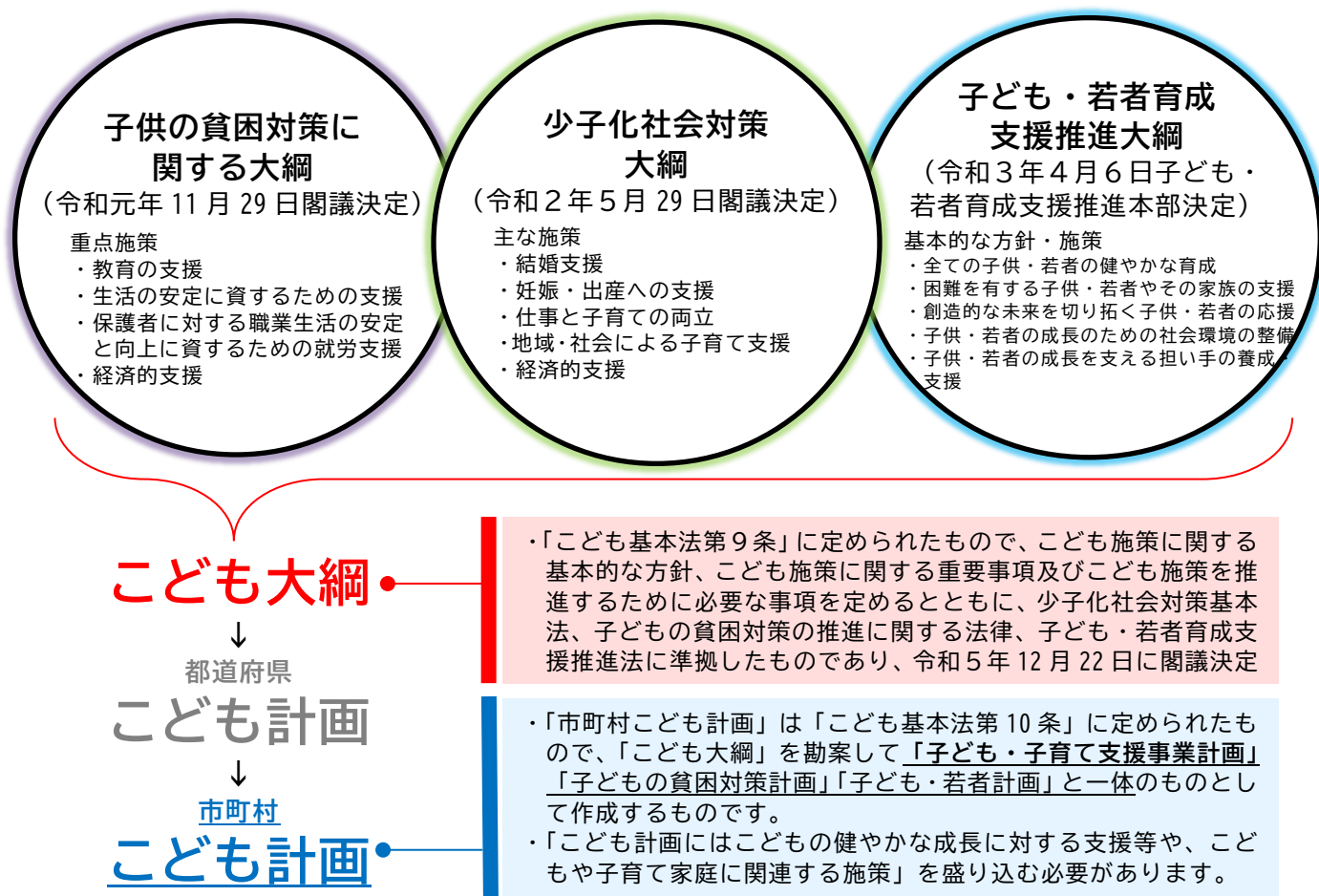
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく市町村こども計画とし、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画を内包した計画として策定します。

また、国及び広島県の関係計画並びに第2期庄原市長期総合計画及び第3期庄原市地域福祉計画をはじめ各種計画と整合・調整を図っています。

今後、第3期庄原市長期総合計画ほか、各種計画の更新の際にも、子ども・子育てに関連する施策等、本計画との整合・調整を図りながら、新たな課題や環境の変化にも対応していきます。



（１）国の３大綱と「こども大綱」「市町村こども計画」との関係



（２）計画策定の法的根拠と定めるべき事項

以下に、「こども計画」に関連する諸計画の法的根拠と計画に定めるべき事項について整理しました。

● 法的根拠

こども計画

「こども基本法」に基づく国が定めた基本方針（こども大綱）及び都道府県こども計画を勘案し策定する市町村こども計画。（努力義務）

こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第 10 条 略

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3～4 略

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画。
(策定義務)

子ども・子育て支援法（抜粋）

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 略

次世代育成支援行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定する市町村行動計画。(努力義務)

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 略

子どもの貧困対策計画

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において定められた子供の貧困対策に関する大綱及び都道府県子どもの貧困対策計画を勘案し策定する市町村子どもの貧困対策計画。(努力義務)

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

(都道府県子どもの貧困対策計画等)

第10条 略

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 略

子ども・若者計画

「子ども・若者育成支援推進法」において定められた子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画を勘案し策定する市町村子ども・若者計画。(努力義務)

子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 略

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

● 本計画において定めるべき事項・取り組むべき事項等

こども計画

計画策定にあたり勘案するこども大綱で示されたこども施策を行うための基本的方針に沿って取り組むべき事項を定めます。

【こども大綱に示された基本的な方針】

- ◆こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ◆こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ◆こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ◆良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ◆若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- ◆施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

子ども・子育て支援事業計画

【必須記載事項】

- ◆圏域の設定
- ◆事業の需要量の見込みに関する事
- ◆事業の提供体制の確保、内容及びその実施時期に関する事
- ◆子ども・子育て支援の推進方策に関する事

【任意記載事項】

- ◆産後の休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策に関する事
- ◆県が行う事業との連携方策に関する事
- ◆職業生活と家庭生活との両立に関する事

※令和4年4月追加

- ◆地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

次世代育成支援行動計画

【必須記載事項】

- ◆事業実施により達成しようとする目標に関する事
- ◆事業の内容及びその実施時期に関する事

※令和6年5月改正

- ◆令和17(2035)年3月31日まで、10年間延長する。
- ◆子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ◆育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- ◆介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策の推進に関する大綱において定められている下記の事項を勘案し、市域内における子どもの貧困の解消に向けた対策を定めます。

- ◆子どもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ◆教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- ◆子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- ◆子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

子ども・若者計画

子ども・若者育成推進大綱において定められている下記の事項を勘案して、市域内における子ども・若者の状況に応じた子ども・若者育成に係る支援策を定めます。

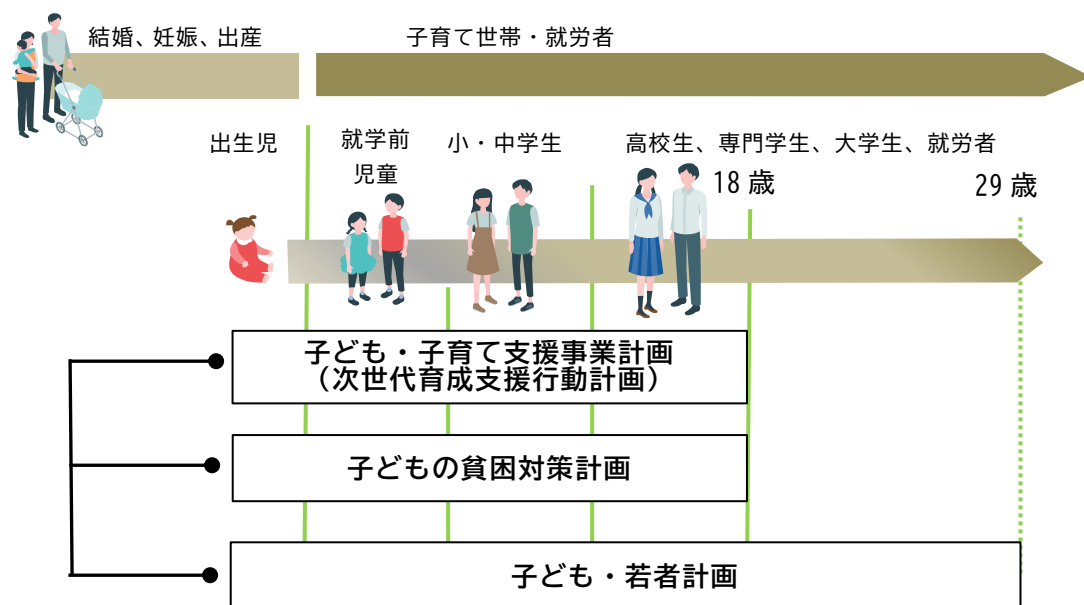
- ◆教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
- ◆子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項 等



3 計画の対象

「こども基本法（令和4年法律第77号）」において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義され、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められています。

その上で、こども大綱においては、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。）と定義されており、本計画においても、これに準拠し「出生から29歳」までの児童、青年及び当該児童等の保護者（妊娠期を含む。）、家庭を対象とするとともに、施策・事業の内容に応じ、地域や関係団体、事業者等を対象に加えます。



本計画で取り組むべき事項(主要なもの)

子ども・
子育て

- ・待機児童対策
- ・仕事と子育てが両立できる環境の整備
- ・子どもの居場所づくり（教育との連携強化）

子ども
の貧困

- ・生活困窮家庭への支援
- ・「地域共生社会の実現」に向けた取組強化（重層的支援体制整備事業との整合等）
- ・ヤングケアラー等への福祉施策の検討

子ども
・若者

- ・これまでウェートの高かった「結婚・妊娠・出産 乳幼児～未就学児への支援」から「小・中学生～若者問題への支援」にも焦点を当てた施策の検討

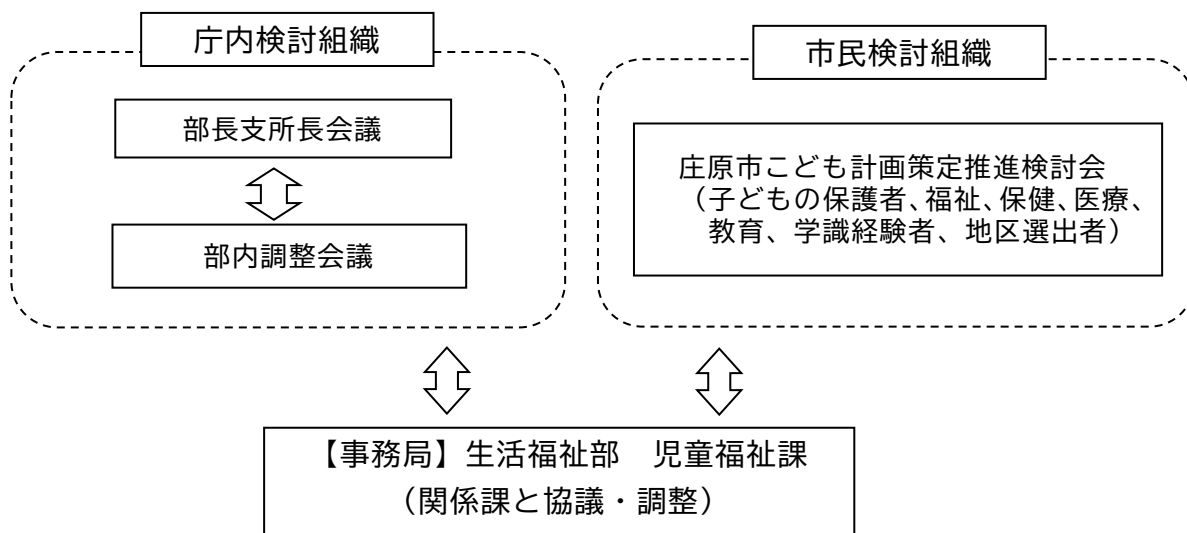
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 11(2029)年度末までの 5 か年とします。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
こども大綱							
	大綱策定	こども大綱					次期計画
第 3 期 庄原市み らい子どもプラ ン							
	こども計画調査・策定	第 3 期 庄原市みらい子どもプラン （こども計画） ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・子どもの貧困対策計画 ・子ども・若者計画					

5 策定体制

本計画は、庁内検討組織のほか、「庄原市こども計画策定推進検討会」を設置し、当該検討会の意見を踏まえて策定します。



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子ども・子育ての現状

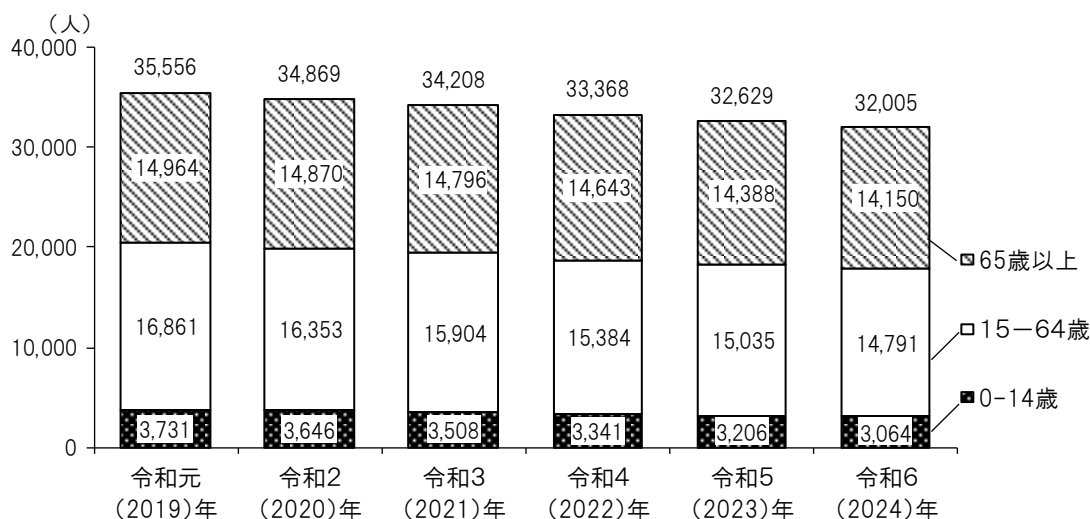
(1) 人口・世帯等の動向

● 人口の推移

本市の総人口は減少を続けており、令和6（2024）年には32,005人となりました。

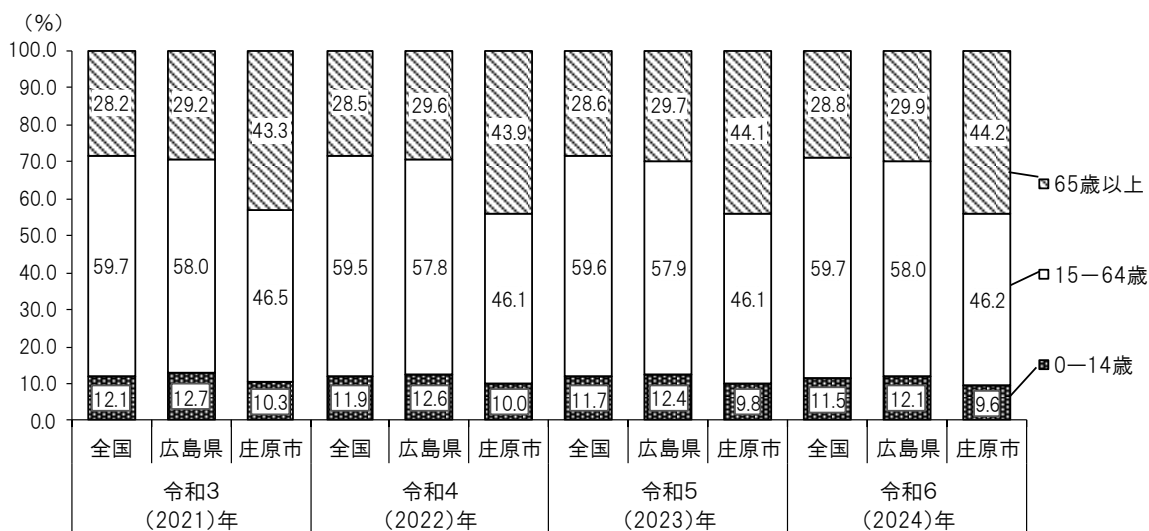
年齢区分別人口構成比では、65歳以上の割合が高く、令和6（2024）年で44.2%となっています。全国、広島県と比較してみると、65歳以上の割合が高く、高齢化が進行しています。

■ 年齢区分別人口の推移 ■



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

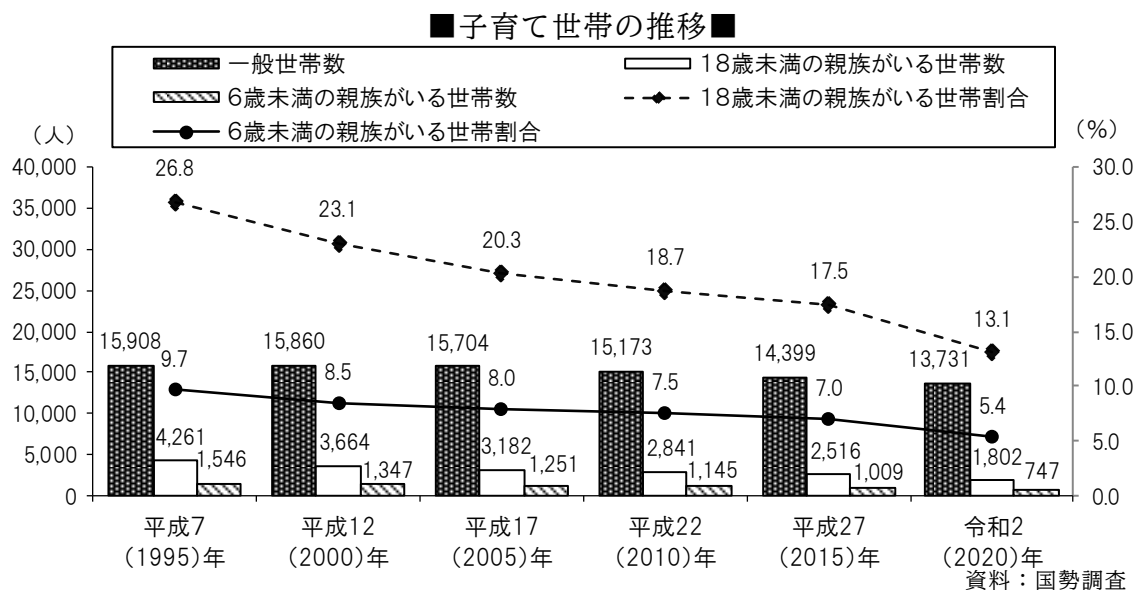
■ 年齢区分別人口構成比の推移 ■



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

● 子育て世帯の推移

本市の一般世帯数は、平成7（1995）年から減少し令和2（2020）年で13,731世帯となっています。また、18歳未満、6歳未満の児童のいる世帯も同様に減少しています。全国、広島県と比較してみると、その割合は低い状況にあります。



■ 参考：全国、広島県比較 ■

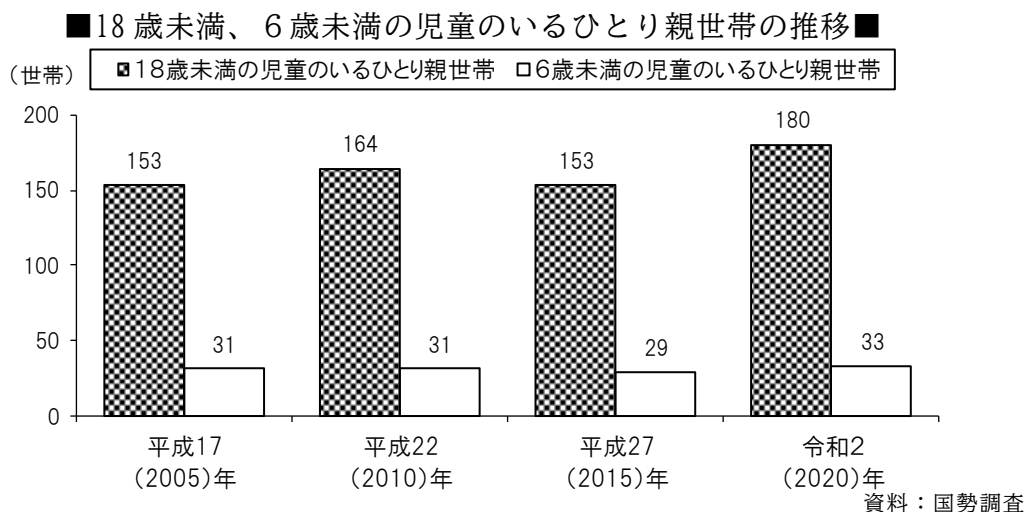
(単位：世帯)

区分	一般世帯数	18歳未満の児童のいる世帯数		6歳未満の児童のいる世帯数	
		世帯	割合	世帯	割合
全国	55,704,949	9,042,199	16.2	3,858,540	6.9
広島県	1,241,204	205,074	16.5	88,107	7.1
庄原市	13,794	1,802	13.1	747	5.4

資料：国勢調査

● 核家族でひとり親世帯の推移

本市の核家族でひとり親世帯は、平成17（2005）年から令和2（2020）年までの推移をみると、18歳未満の児童のいるひとり親世帯は増加傾向にあります。6歳未満の児童のいるひとり親世帯は、30世帯前後で推移しています。

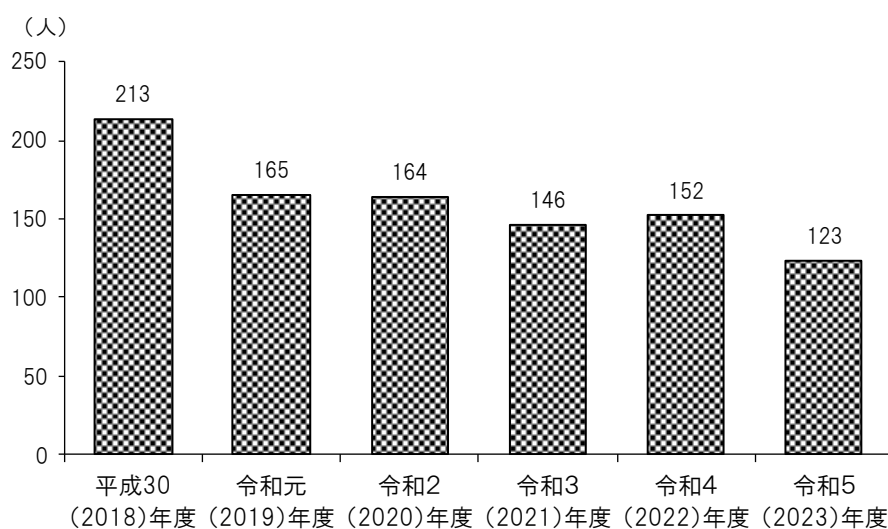


● 出生の動向

本市の出生数は、平成 30（2018）年度は 213 人、令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度は 165 人から 164 人で推移しています。令和 3（2021）年度からは、増減を繰り返しながら、令和 5（2023）年度には 123 人まで減少しています。

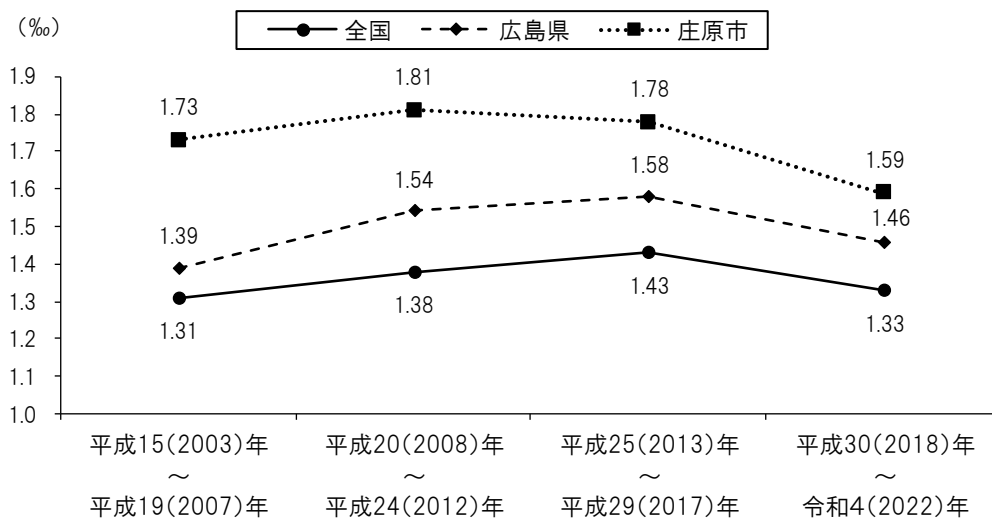
合計特殊出生率も減少傾向にあります。全国、広島県と比較して、高い水準となっています。

■ 出生数の推移 ■



資料：住民基本台帳

■ 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移 ■



資料：人口動態統計特殊報告

● 婚姻・離婚の動向

本市における婚姻件数は、平成 30（2018）年以降、減少傾向にあります。離婚件数は、おおむね 40 件前後で推移しています。

人口千人当たり婚姻率及び離婚率は、全国、広島県と比較して、低い水準となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移 ■

単位（件）

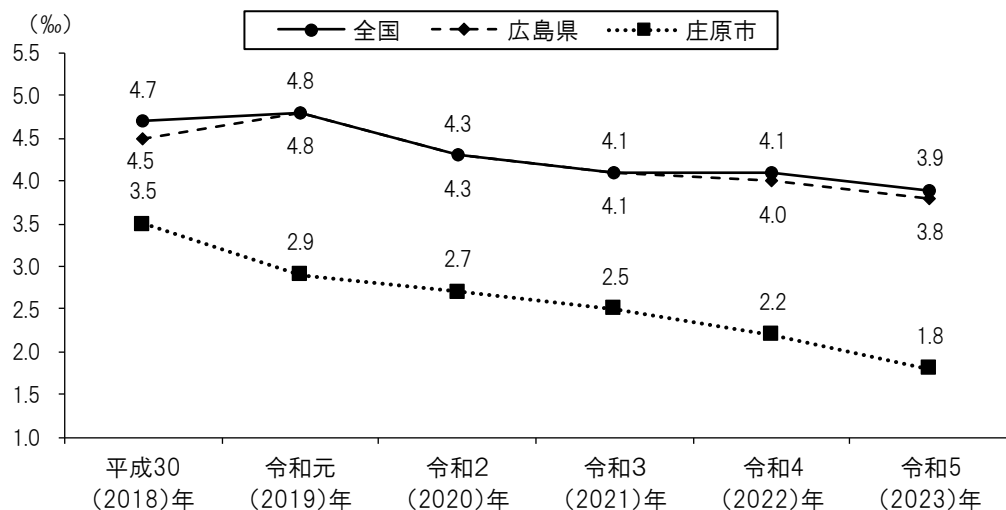
区分	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
婚姻件数	124	102	90	83	73	57
離婚件数	48	37	42	41	38	46

資料：広島県人口動態統計年報

※平成 30（2018）年から令和 4（2022）年までは確定値を掲載

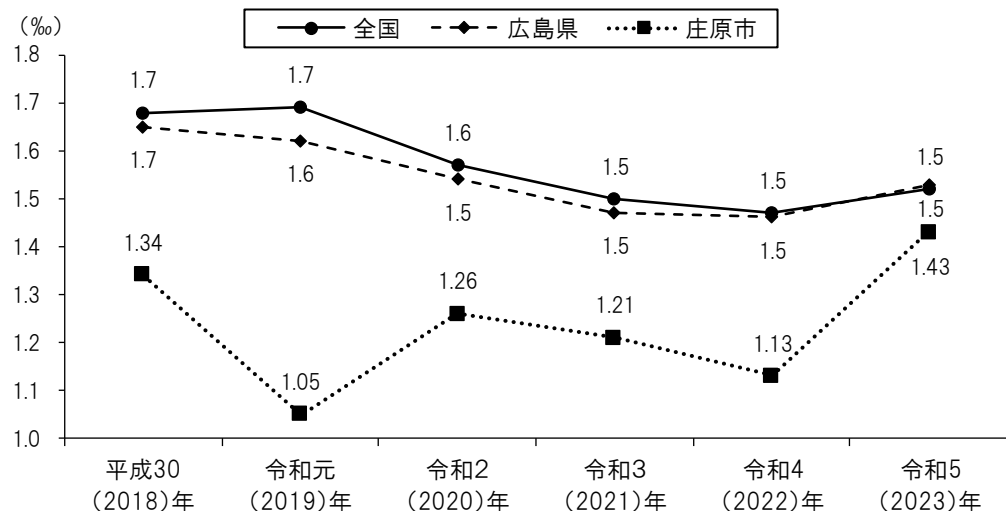
※令和 5 年（2023）年は概数を掲載

■ 婚姻率（人口千人当たり） ■



資料：広島県人口動態統計年報

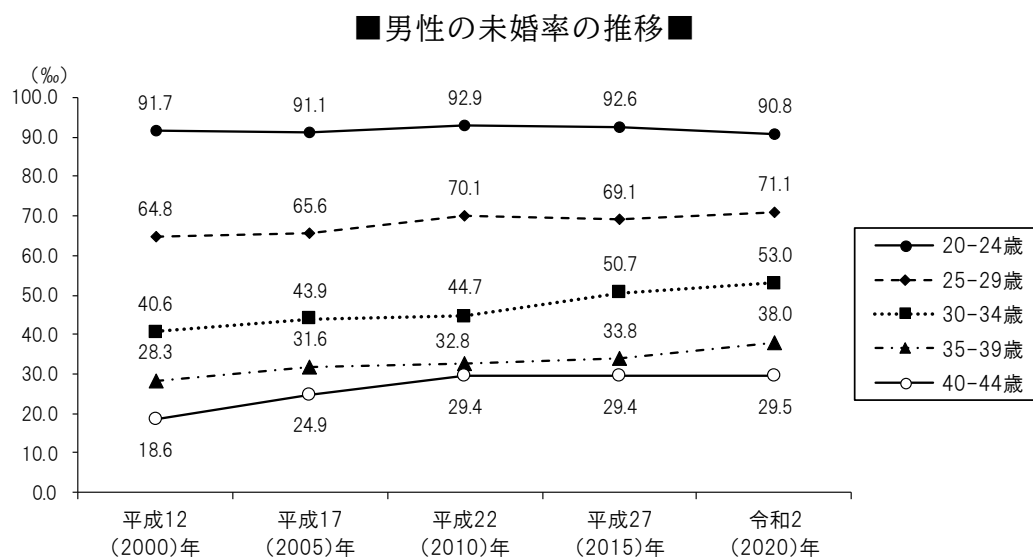
■ 離婚率（人口千人当たり） ■



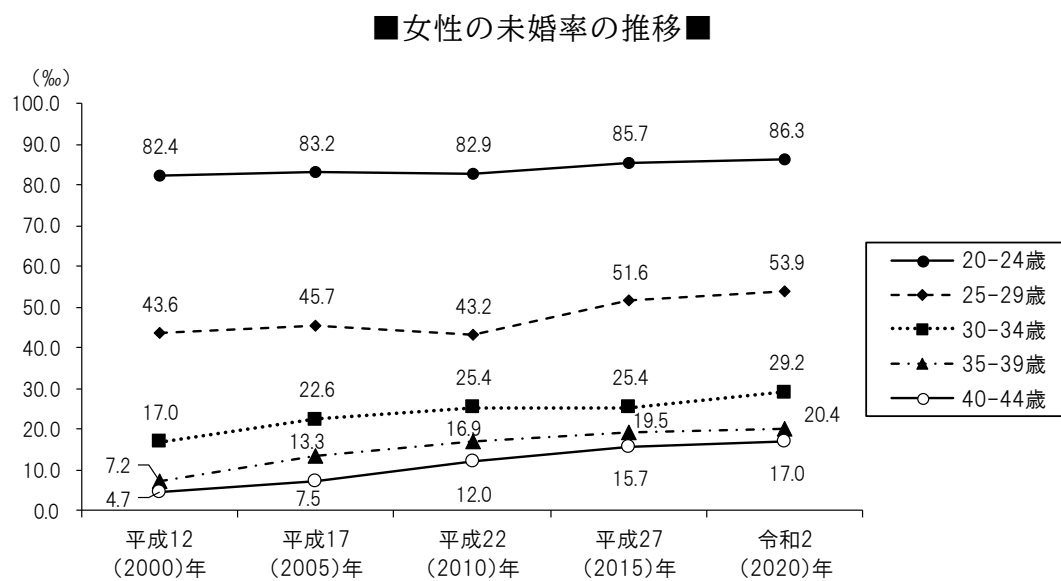
資料：広島県人口動態統計年報

● 未婚の動向

本市における平成 12（2000）年から令和 2（2020）年の未婚率は、平成 22（2010）年以降、男性は 30 歳台、女性は 25 歳以上で未婚率が上昇しており、男性、女性とも晩婚化が進行しています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

● 産業構造の推移

本市の産業別就業者数は、人口減少に伴い全ての産業で減少しており、特に第2次産業の就業者数が大きく減少しています。

■ 産業別就業者数の推移 ■

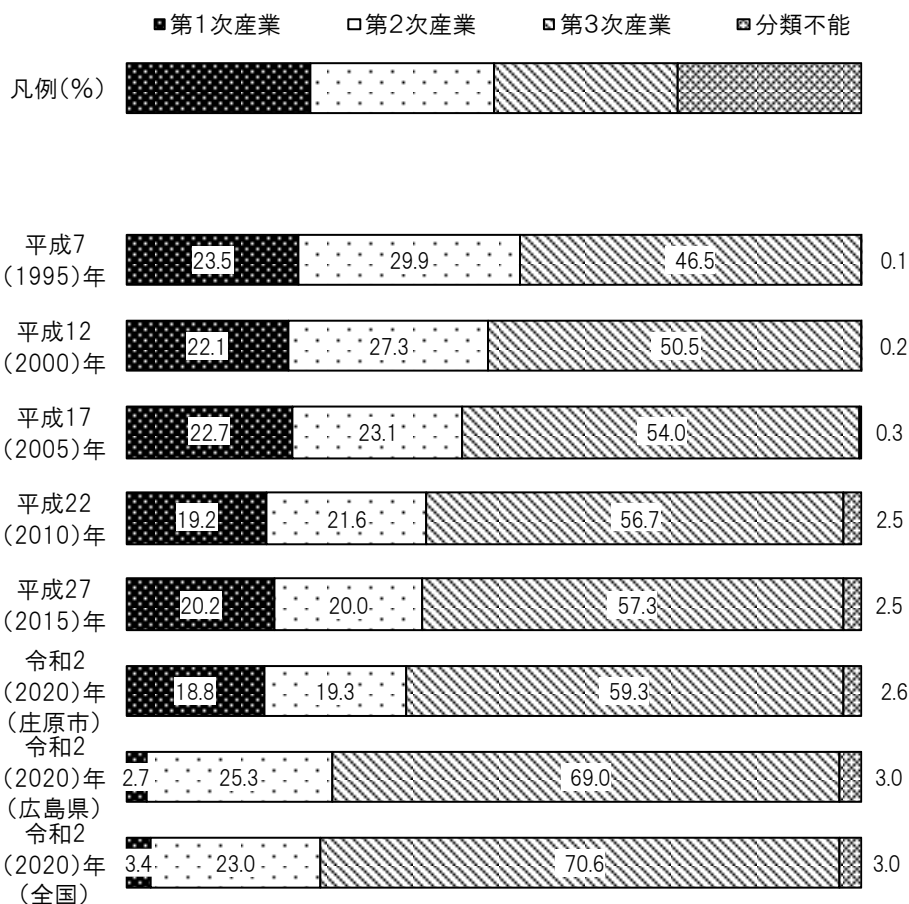
(単位：人)

区分	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
第1次産業	6,224	5,314	5,011	3,698	3,709	3,180
第2次産業	7,919	6,571	5,090	4,151	3,660	3,271
第3次産業	12,318	12,166	11,910	10,918	10,501	10,058
分類不能	14	41	64	475	457	448
合計	26,475	24,092	22,075	19,242	18,327	16,957

資料：国勢調査

産業別就業者の構成比では、第3次産業が増加傾向で推移するとともに、第1次産業の割合は、全国・広島県と比較し、極めて高くなっています。

■ 産業別就業者構成比の推移 ■

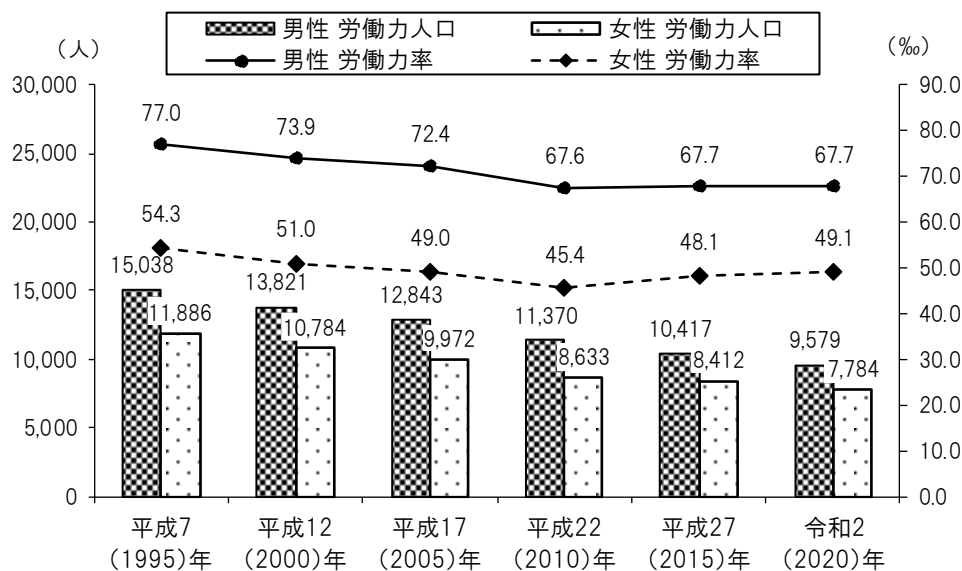


資料：国勢調査

●就労状況

本市の労働力人口（15 歳から 64 歳まで）は、男女ともに減少していますが、平成 27（2015）年から女性の労働力率は、上昇傾向にあります。

■労働力人口と労働力率（15 歳以上）の推移■

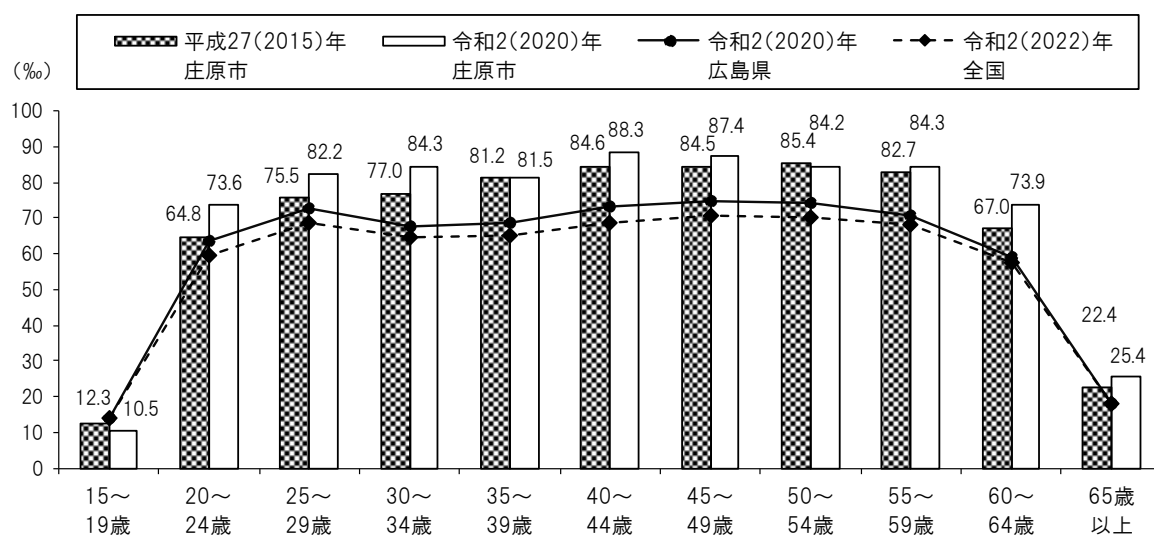


資料：国勢調査

●女性の就労状況

本市の女性の年齢別就業率は、20 歳以上は全て増加しています。全国、広島県と比べると高い水準を維持しています。

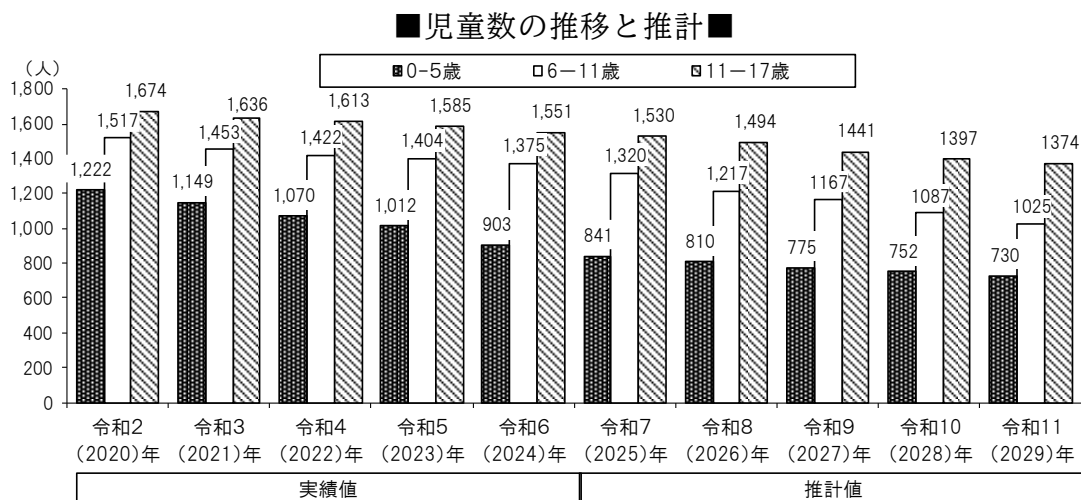
■女性の年齢区分別就業率の推移■



資料：国勢調査

●児童人口の推移及び推計

本市の児童人口は減少を続けており、今後の推計値でも同様の傾向となっています。



資料：実績値は住民基本台帳3月末現在 推計は児童福祉課による独自推計

(単位：人)

区分	推計値				
	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
0歳	130	127	124	122	119
1歳	115	129	126	123	121
2歳	142	116	130	127	124
3歳	142	139	113	127	125
4歳	156	142	139	113	127
5歳	156	157	143	140	114
6歳	190	155	156	143	139
7歳	225	192	157	158	144
8歳	204	228	195	159	160
9歳	227	204	228	195	159
10歳	211	227	204	228	195
11歳	263	211	227	204	228
12歳	248	262	211	226	204
13歳	247	245	259	209	224
14歳	226	247	245	259	209
15歳	264	222	243	241	255
16歳	255	264	221	242	241
17歳	290	254	262	220	241
18歳	235	263	230	237	199
合計	3,926	3,784	3,613	3,473	3,328

(2) 支援施設及び支援事業の状況

● 教育・保育施設

【幼保連携型認定こども園】

地域	施設名	区分	開所時間	延長保 育時間	定員(人)	受入年齢
東城	小奴可こども園	私立	2号・3号認定 (保育認定)	～18:50	50	3か月～
			平日 土曜			
			7:20～18:20	～18:50	10	3歳～
			1号認定(教育認定) 8:30～14:00			

【保育所】

地域	施設名	区分	開所時間	延長保 育時間	定員(人)	受入年齢
庄原	庄原保育所	市立(指定管理)	7:30～18:30	～19:30	200	6か月～
	高保育所	市立(公営)	7:30～18:30		45	1歳～
	峰田保育所	市立(公営)	7:30～18:30		45	1歳～
	敷信みのり保育所	市立(指定管理)	7:30～18:30	～19:30	126	6か月～
	三日市保育所	市立(指定管理)	7:30～18:30	～19:30	80	6か月～
	七塚保育所	市立(公営)	7:30～18:30		45	1歳～
	山内保育所	市立(公営)	7:30～18:30		45	1歳～
	庄原北保育所	市立(指定管理)	7:30～18:30	～19:30	75	6か月～
	永末保育所	市立(公営・へき地保育所) ※R6.12.31閉所	平日 7:30～18:30		35	3歳～
西城	西城保育所	市立(指定管理)	7:30～18:30	～19:30	75	6か月～
東城	東城保育所	市立(指定管理)	7:30～18:30	～19:30	170	6か月～
	田森保育所	市立(公営)	7:30～18:30		35	1歳～
口和	みどり園保育所	市立(公営)	7:30～18:30		60	6か月～
	聖慈保育所	私立	7:30～18:30		20	6か月～
高野	高野保育所	市立(指定管理)	7:30～18:30	～19:30	60	6か月～
比和	比和保育所	市立(公営)	7:30～18:30		60	6か月～
総領	総領保育所	市立(指定管理)	7:30～18:30	～19:30	60	6か月～

【地域型保育施設】

地域	施設名	区分	開所時間	延長保 育時間	定員(人)	受入年齢
庄原	光寿保育園	事業所内保育	平日 7:30～18:30	～19:30	12 (地域枠5)	6か月～2歳
			土曜 7:30～18:30			
			第2 日曜 9:00～18:00			
	タンネの森		7:30～18:30	～19:00	15 (地域枠5)	6か月～2歳
東城	ぼんぼこ山保育園	小規模保育	7:30～18:30		19	6か月～

【教育、保育施設の入所状況】

区分		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
教育・保育施設数(箇所)		21	21	21	21	21
定員数(人)		1,335	1,335	1,335	1,335	1,342
児童数年齢別 (人)	～2歳児	371	349	312	294	282
	3歳児	196	197	179	143	143
	4歳児～	408	400	385	382	323
合計(人)		975	946	876	819	748

各年10月1日現在

【教育、保育施設の入所状況内訳】

地域	区分	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
庄原	庄原保育所	155	150	135	129	125
	高保育所	36	37	30	29	23
	峰田保育所	34	37	28	27	20
	敷信みのり保育所	102	97	88	80	71
	三日市保育所	90	87	86	80	77
	七塚保育所	39	40	40	38	41
	山内保育所	40	39	39	41	31
	庄原北保育所	80	77	74	70	62
	永末保育所	8	6	0	0	0
	光寿保育園	3	5	2	4	3
	タンネの森	19	18	19	18	19
西城	西城保育所	33	37	33	26	33
東城	東城保育所	103	87	86	74	68
	田森保育所	15	14	16	17	17
	小奴可こども園	53	39	47	45	35
	ぽんぽこ山保育園	12	15	17	19	19
口和	みどり園保育所	36	32	33	32	25
	聖慈保育所	11	12	10	8	6
高野	高野保育所	49	46	43	37	28
比和	比和保育所	25	22	21	20	17
総領	総領保育所	32	32	29	25	28

各年10月1日現在

●幼稚園

【幼稚園】

地域	施設名	定員	開園時間		預かり保育	
庄原	庄原幼稚園 (私立)	200人	平日	8:30～16:00	平日	7:40～8:30 16:00～18:30
			土曜	(行事日のみ)	土曜	-

【幼稚園の入園状況】

(単位：人)

地域	施設名	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
庄原	庄原幼稚園 (私立)	37	34	37	39	35

各年度5月1日現在

●認可外保育施設

【認可外保育施設】

地域	施設名	開所時間		延長保 育時間	定員(人)	受入年齢
庄原	ほほえみキッズ園	平日	7:30～18:30	～19:30	5	6か月～6歳
		土曜				
		日曜				
東城	風の街みやびら託 児所	平日	7:30～18:30		10	6か月～
		土曜				
		日曜				

●小学校

(単位：人)

地域	学校名	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
庄原	庄原小学校	345	347	354	352	338
	永末小学校	64	75	80	96	100
	高小学校	35	34	37	39	48
	峰田小学校	44	38	40	37	28
	板橋小学校	120	114	106	109	107
	東小学校	130	146	147	154	148
	山内小学校	57	59	54	62	64
	川北小学校	18	—	—	—	—
西城	西城小学校	77	101	101	89	84
	美古登小学校	31	—	—	—	—
東城	小奴可小学校	41	39	36	32	25
	八幡小学校	13	—	—	—	—
	栗田小学校	20	18	16	14	16
	東城小学校	226	226	213	196	191
口和	口和小学校	—	101	88	80	76
	口南小学校	68	—	—	—	—
	口北小学校	43	—	—	—	—
高野	高野小学校	67	61	56	55	60
比和	比和小学校	39	30	32	32	29
総領	総領小学校	55	47	42	43	38
小計		1,493	1,436	1,402	1,390	1,352

各年 5 月 1 日現在

- ※ 川北小学校は令和 3 年度に庄原小学校と統合
- ※ 美古登小学校は令和 3 年度に西城小学校と統合
- ※ 八幡小学校は令和 3 年度に東城小学校と統合
- ※ 口北小学校と口南小学校は令和 3 年度に統合し、口和小学校を新設

●中学校

(単位：人)

地域	学校名	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
庄原	庄原中学校	424	399	401	355	370
西城	西城中学校	95	74	66	57	51
東城	東城中学校	165	160	164	151	145
口和	口和中学校	41	50	56	53	52
高野	高野中学校	39	32	30	27	25
比和	比和中学校	22	23	19	19	9
総領	総領中学校	19	21	25	29	26
小計		805	759	761	691	678

各年 5 月 1 日現在

●特別支援学校

(単位：人)

地域	学校名		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
庄原	広島県立 庄原特別 支援学校	小学部	25	24	26	26	26
		中学部	19	21	17	15	17

各年5月1日現在

●地域子育て支援拠点事業

【実施一覧】

地域	支援センター名	開設日	開設時間
庄原	庄原子育て支援センター	週7日 月～日 (祝日を除く)	9時30分～16時
	ジョイフル子育て支援センター	週6日 月・水～日	9時30分～16時
	田川子育て支援センター	週5日 月～金・第3土曜日 (祝日を除く)	9時30分～16時
西城	西城子育て支援センター	週2日 火・木 (祝日を除く)	9時30分～12時 13時～15時30分
東城	東城子育て支援センター	週5日 月～金 (祝日を除く)	9時30分～12時 13時～15時30分
	小奴可子育て支援センター	週6日 月～土 (祝日を除く)	8時30分～17時
	帝釈子育て支援センター	週3日 火・水・金 (祝日を除く)	9時～16時
口和	口和子育て支援センター	週3日 月・水・木 (祝日を除く)	9時～12時 13時～15時
高野	高野子育て支援センター	週1日 火 (祝日を除く)	9時～12時 13時～15時
比和	比和子育て支援センター	週1日 金 (祝日を除く)	9時～12時 13時～15時
総領	総領子育て支援センター	週2日 火・木 (祝日を除く)	9時～12時 13時～15時

※田川・帝釈子育て支援センターは、主として発達相談支援を実施。

※地域の実情やニーズに応じて、開設日や開設時間を変更して実施する場合がある。

●病児・病後児保育事業

【実施施設一覧】

区分	施設名	開所日	開所時間	対象
病児病後児保育	庄原市病児病後児保育施設 (わらべ保育室) (庄原市こども未来広場内)	月～金	8時～18時	全域児童 (6か月～小学 6年生)
病後児保育	病後児保育室「ケアルームどんぐり」 (小奴可こども園内)	小奴可こども園の開所日・開所時間に 準じる		
病後児支援	総領保育所	当該保育所の開所日・開所時間に準 じる		入所児童のみ
	西城保育所			
	高野保育所			
	東城保育所			

●放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)及び放課後子供教室

【放課後児童クラブ及び放課後子供教室の概要】

事業名	放課後児童クラブ (こども家庭庁)	放課後子供教室 (文部科学省)
趣旨	小学校に就学し、共働きなどで留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する取組。	子供の安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験、交流活動、スポーツ、文化活動等の機会を提供する取組。
対象児童	市内の小学校に通学し、 (1)保護者が労働等により昼間家庭にいない児童 (2) (1)以外の児童で、身体的、地理的、家庭的要件等により、昼間、家庭での養育が困難と特に市長が認める児童	小学生(全学年)
開設日	原則次を除く日 (1)日曜日 (2)祝日 (3)12月29日から翌年1月3日	原則次を除く日 (1)土曜日及び日曜日 (2)祝日 (3)12月29日から翌年1月3日
開設時間	(1)学校の開校日:下校時～18時30分 (2)学校の休業日:8時～18時30分	原則次の時間(教室による) (1)学校の開校日:下校時～18時30分 (2)学校の休業日:8時～18時30分
障害児受け入れ状況	受け入れている	受け入れている
運営形態	業務委託(主として市内で第2種社会福祉事業を行う社会福祉法人や民間事業者)	業務委託(主として自治振興区)



【放課後児童クラブ・放課後子供教室の一覧】

地域	小学校名	名称	開設場所	開設時間			定員 (人)
				平日 (月～金)	土曜日	長期 休業	
庄原	庄原小学校	庄原小学校放課後児童クラブ	庄原小学校子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	160
	永末小学校	永末小学校放課後児童クラブ	永末小学校子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	60
	高小学校	高放課後子供教室	高小学校内	下校時～ 18:30		8:00～ 18:30	無
	峰田小学校	峰田放課後子供教室※	峰田ふれあいの広場	下校時～ 18:30		8:00～ 18:30	無
	板橋小学校	板橋小学校放課後児童クラブ	板橋子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	80※
	東小学校	東小学校放課後児童クラブ	東小学校子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	75
	山内小学校	山内放課後子供教室	山内自治振興センター	下校時～ 18:30		8:00～ 18:30	無
西城	西城小学校	西城放課後児童クラブ	西城小学校子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	40
東城	小奴可小学校	小奴可放課後児童クラブ	小奴可小学校内	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	25
	東城小学校	東城放課後児童クラブ	東城子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	100
		八幡放課後子供教室	八幡ふれあいプラザ	下校時～ 18:00		8:00～ 18:00	無
	栗田小学校	栗田放課後子供教室※	栗田小学校敷地内	下校時～ 18:00		8:00～ 18:00	無
口和	口和小学校	口和放課後児童クラブ	口和小学校子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	40
高野	高野小学校	高野放課後児童クラブ	高野山村開発センター	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	40
比和	比和小学校	比和放課後児童クラブ	比和子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	25
		比和放課後子供教室	比和自治振興センター	下校時～ 17:00 (木曜のみ)		不定期	無
総領	総領小学校	総領放課後子供教室	総領自治振興センター	下校時～ 18:30		7:30～ 18:30	無

※峰田・栗田放課後子供教室は、令和6年度までで閉所

※板橋小学校放課後児童クラブの定員数は令和7年度から

2 アンケート調査等からみる市の状況

(1) 子ども・子育てニーズ調査

① 調査の概要

調査は、以下の方法により実施しました。

調 査 目 的	本調査は「庄原市こども計画」の策定にあたり、市内の就学前児童及び小学生を持つ保護者に対し、現在の就労状況や教育・保育事業の利用状況及び今後の利用希望や子育てニーズ等を調査し、子育て支援施策の検討に資することを目的として実施しました。
調査対象者	就学前児童／市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭 小学生／市内に居住する小学生の子どもがいる家庭
調 査 方 法	郵送配布～郵送回収、インターネットによる回答
調 査 期 間	令和6年2～3月

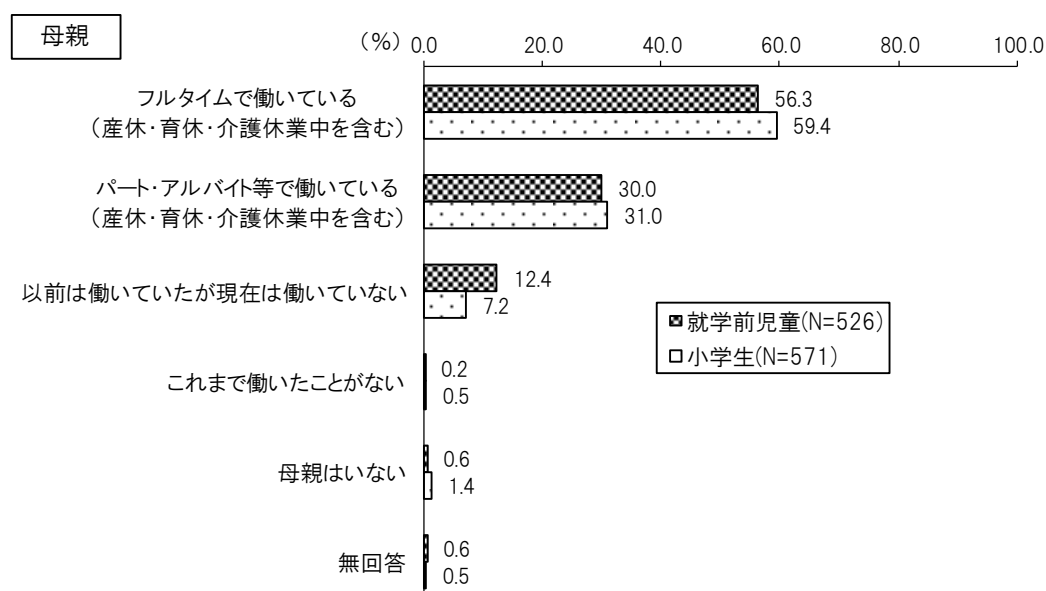
【回収結果】

	標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	767	526 (郵送：318、Web：208)	68.6%
小学生	999	571 (郵送：353、Web：218)	57.2%
合計	1,766	1,097 (郵送：671、Web：426)	62.1%

② 主要調査結果

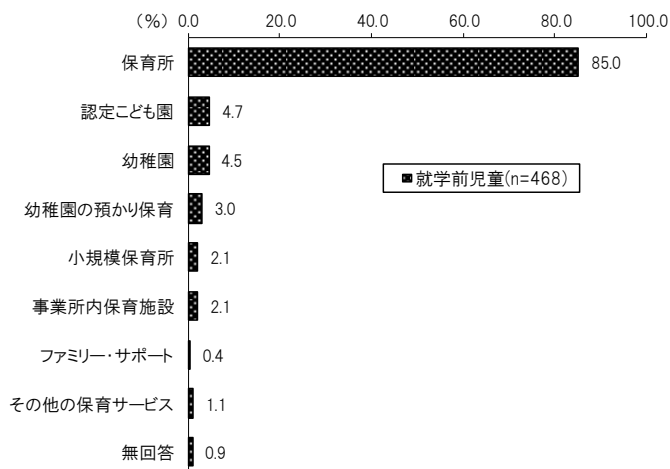
●母親の就労状況（就学前児童、小学生）

母親については、大半が就労しており、フルタイムが約6割、パート・アルバイト等が約3割となっています。また、「以前は働いていたが現在は働いていない」は1割程度みられました。父親については、大半がフルタイムで勤務しています。



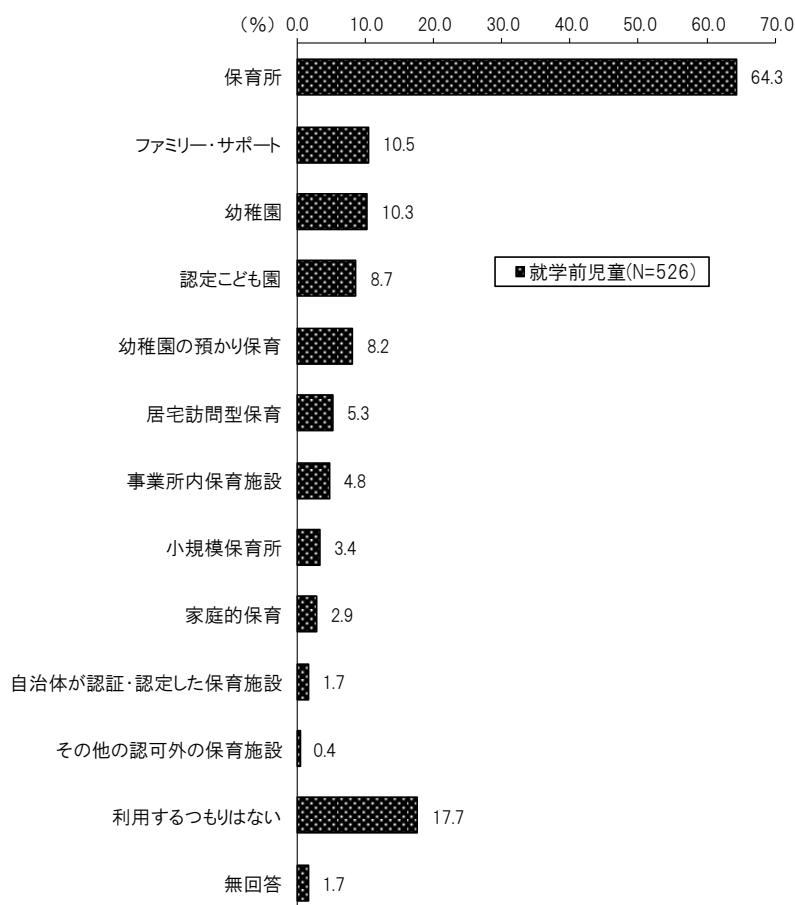
●利用している定期的な幼稚園・保育所等のサービス

「保育所」の割合が 85.0%と最も高く、次いで「認定こども園」(4.7%)、「幼稚園」(4.5%)、「幼稚園の預かり保育」(3.0%)が続いています。



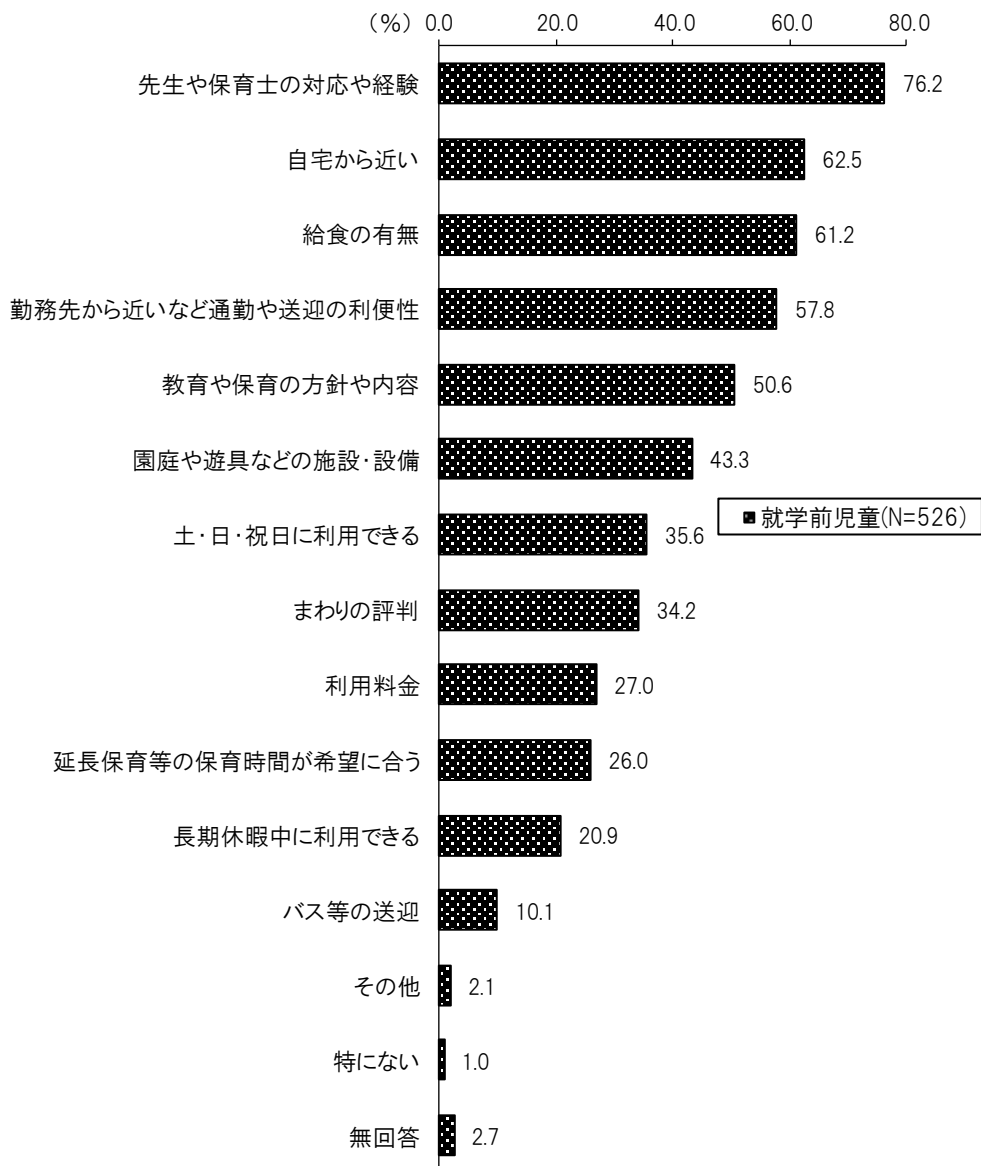
●今後利用したい定期的な幼稚園・保育所等のサービス（就学前児童）

施設やサービスの今後の利用希望については、いずれかのサービスを利用したいという保護者は 82.3%で、その内訳として「保育所」の割合が 64.3%と最も高く、次いで「ファミリー・サポート」(10.5%)、「幼稚園」(10.3%)、「認定こども園」(8.7%)、「幼稚園の預かり保育」(8.2%)の順となっています。なお、「利用するつもりはない」は 17.7%となっています。



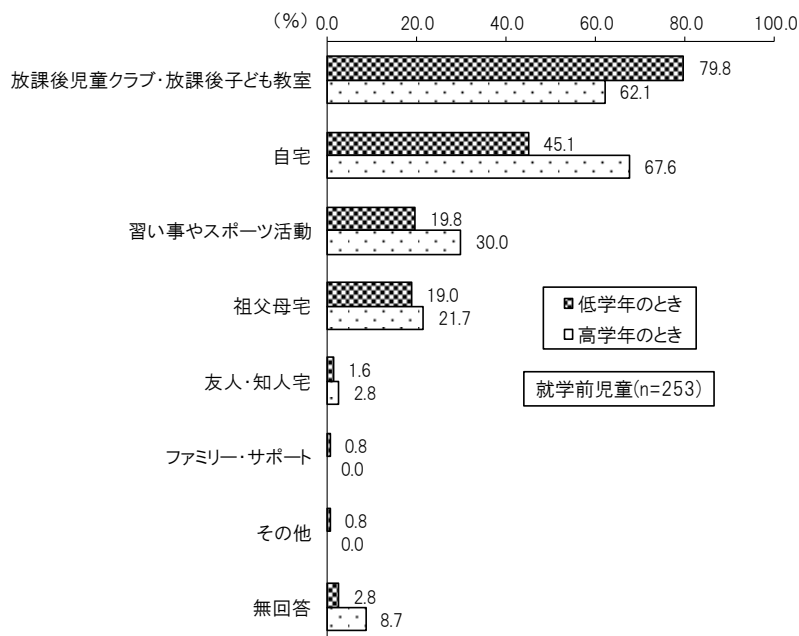
●教育・保育サービスを利用する際に重視すること（就学前児童）

施設やサービスを利用する際に重視することについては、「先生や保育士の対応や経験」の割合が76.2%と最も高く、次いで「自宅から近い」(62.5%)、「給食の有無」(61.2%)、「勤務先から近いなど通勤や送迎の利便性」(57.8%)、「教育や保育の方針や内容」(50.6%)の順となっています。



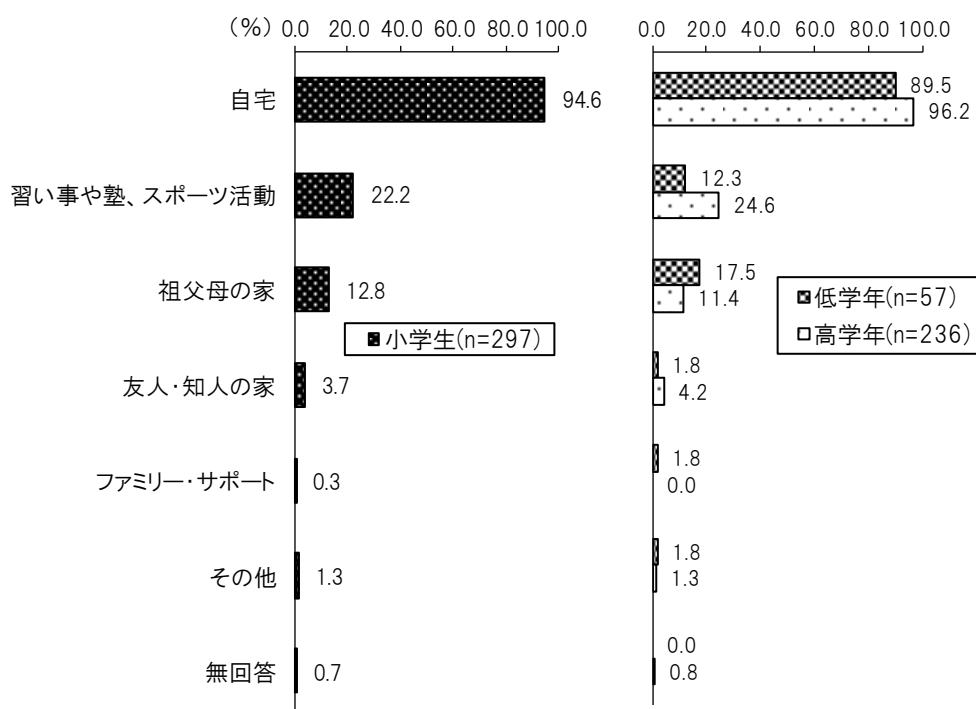
●就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童 5歳以上）

小学校へ就学後の放課後の過ごし方について、低学年（1～3年生）の期間では「放課後児童クラブ・放課後子供教室」の割合が79.8%と最も高く、次いで「自宅」（45.1%）が続いていますが、高学年（4～6年生）になると、「自宅」や「習い事やスポーツ活動」の割合が高くなっています。



●現在の放課後の過ごし方（小学生）

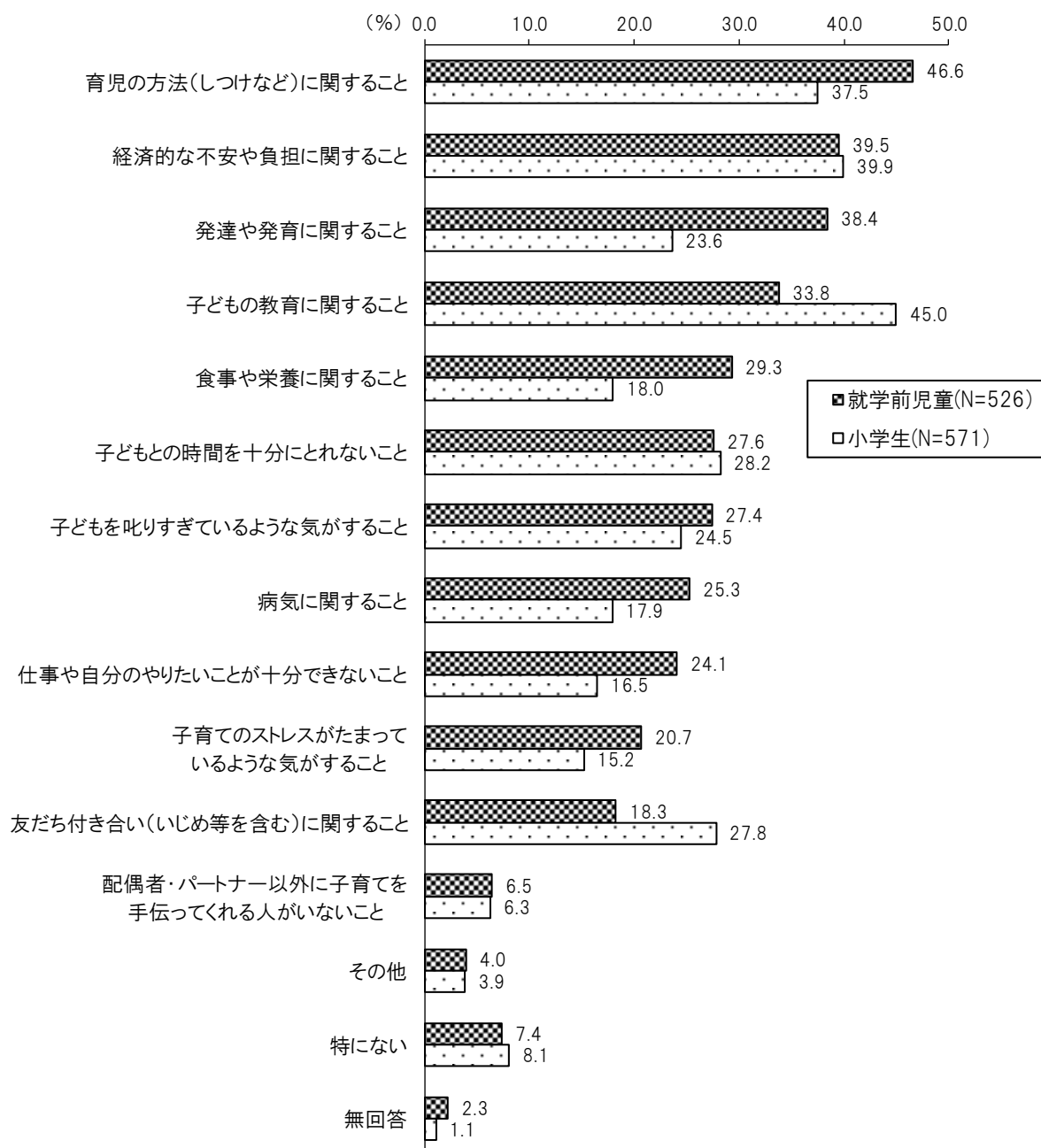
放課後児童クラブ・放課後子供教室を利用していない子どもにおいて、小学校終了後（放課後）の時間を過ごす場所については、大半（94.6%）が「自宅」と回答しており、次いで「習い事や塾、スポーツ活動」（22.2%）、「祖父母の家」（12.8%）の順となっています。学年別では、高学年で「習い事や塾、スポーツ活動」の割合が低学年を大きく上回っています。



●子育てに関する不安や悩み（就学前児童、小学生）

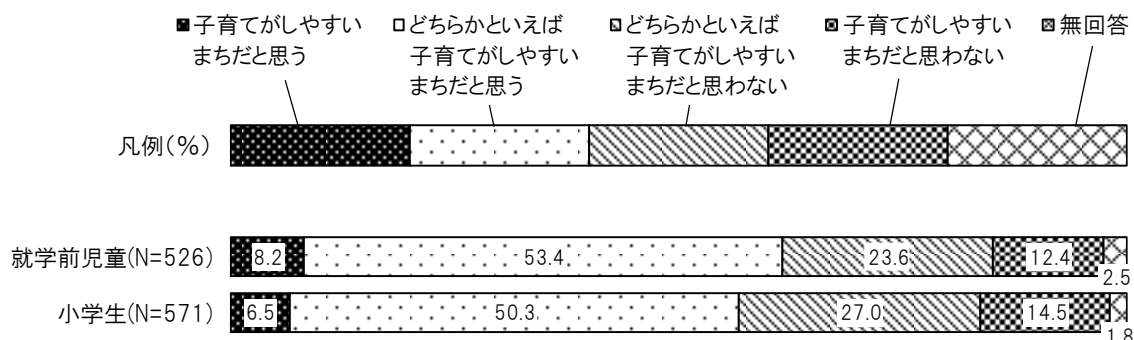
子育てに関する悩みについては、就学前児童保護者の場合、回答割合が高い順に「育児の方法（しつけなど）に関すること」「経済的な不安や負担に関すること」「発達や発育に関すること」「子どもの教育に関すること」「食事や栄養に関すること」となっており、多岐にわたっています。

小学生保護者の場合は、特に「子どもの教育に関すること」「友だち付き合い（いじめ等を含む）に関すること」の割合が就学前児童を大きく上回っています。



●子育てのしやすさ（就学前児童、小学生）

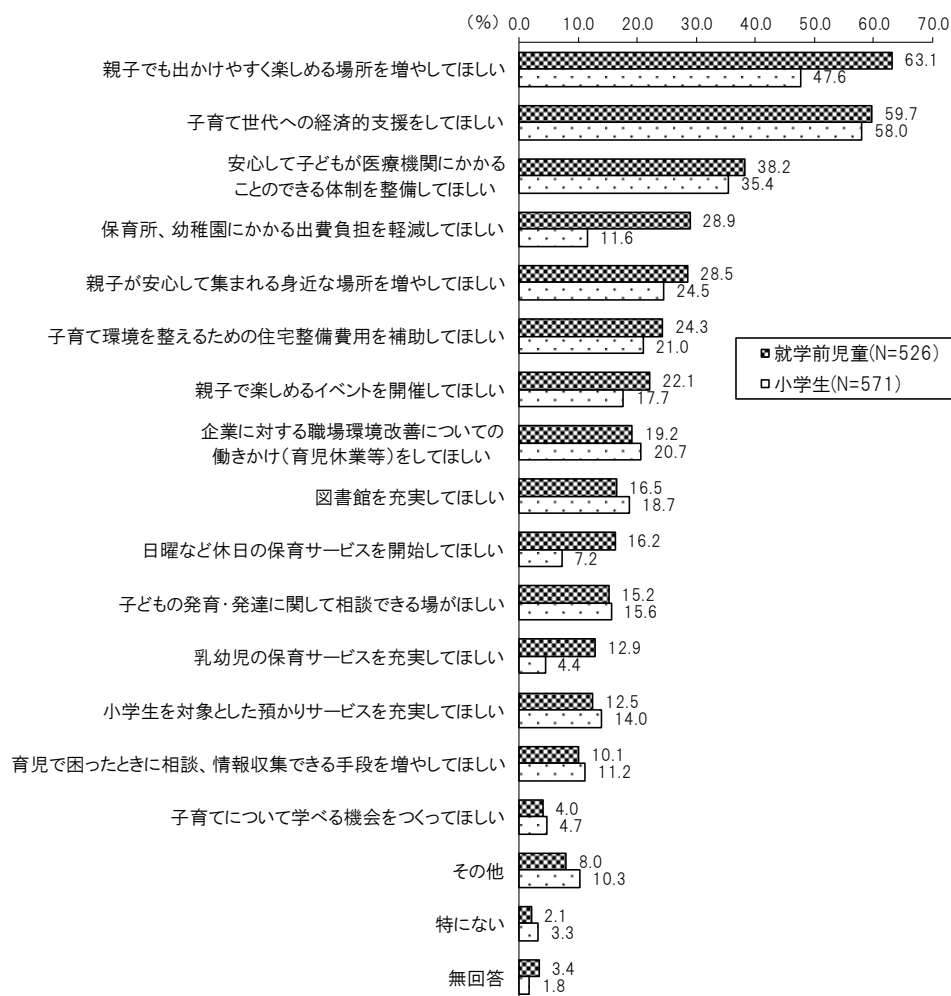
子育てのしやすさについては、就学前児童、小学生保護者ともに、約6割が庄原市は子育てがしやすいまちだと感じています。



●子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援（就学前児童、小学生）

子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援については、就学前児童、小学生保護者ともに、「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「子育て世代への経済的支援をしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかることのできる体制を整備してほしい」の割合が高くなっています。

就学前児童では、特に「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「保育所、幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」「日曜など休日の保育サービスを開始してほしい」「乳幼児の保育サービスを充実してほしい」の割合が小学生に比べて高くなっています。



(2) 子ども・若者調査

① 調査の概要

調査は、以下の方法により実施しました。

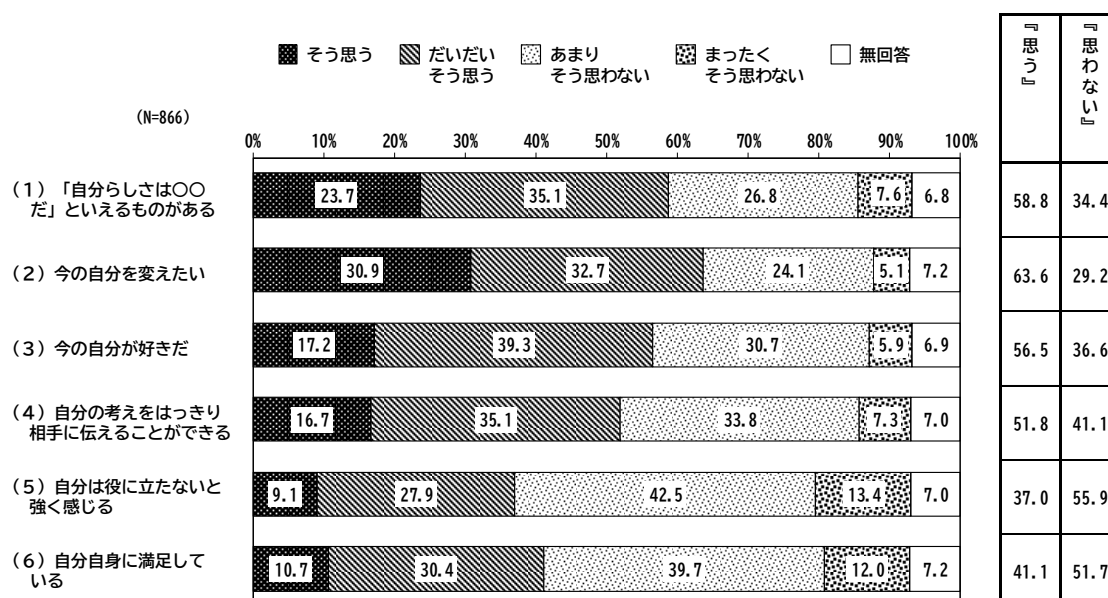
調 査 目 的	本調査は、市内在住の高校生から 29 歳までの年齢層を対象に、悩みや不安、居場所、今後のまちづくりに対する考え方等を把握することを目的に実施しました。
調査対象者	市内在住の高校生～29 歳までの市民
調 査 方 法	郵送配布・郵送及びWEB回収
調 査 期 間	令和 6 年 6 月 10 日～7 月 2 日
回 収 状 況	配 布 数 3,414 総 回 収 数 919 有効回答数 866 回 収 率 25.4%

② 主要調査結果

●自分自身について思っていること

自分自身について、「(2) 今の自分を変えたい」と『思う』(=「そう思う」+「だいたいそう思う」)が 63.6%と最も多く、次いで「(1)「自分らしさは〇〇だ」といえるものがある」(58.8%)、「(3) 今の自分が好きだ」(56.5%)、「(4) 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」(51.8%)となっており、半数を超えています。

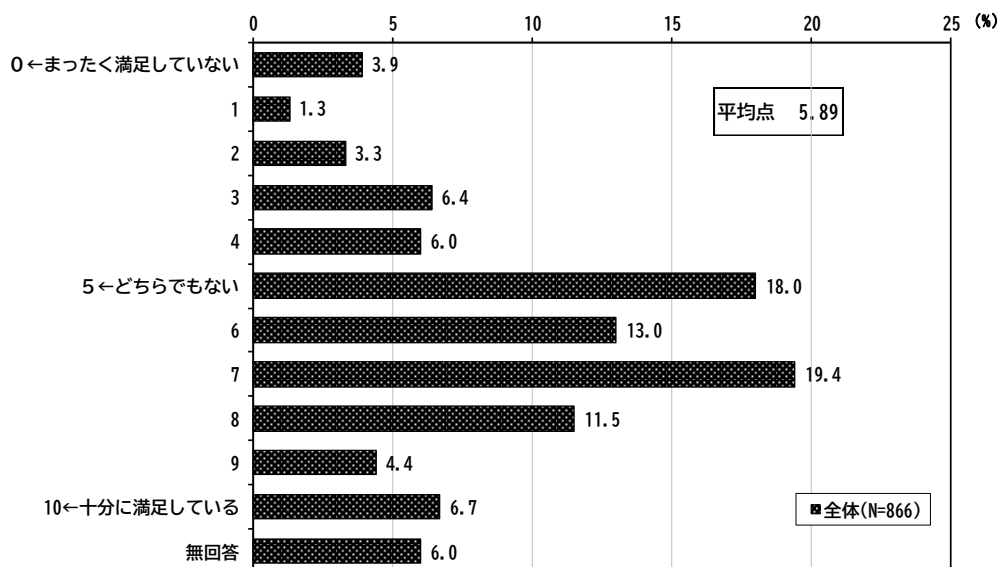
これらに対して、「(5) 自分は役に立たないと強く感じる」(37.0%)や「(6) 自分自身に満足している」(41.1%)は半数を下回っています。



※『思う』=「そう思う」+「だいたいそう思う」 『思わない』=「まったくそう思わない」+「あまりそう思わない」 (以下、同様。)

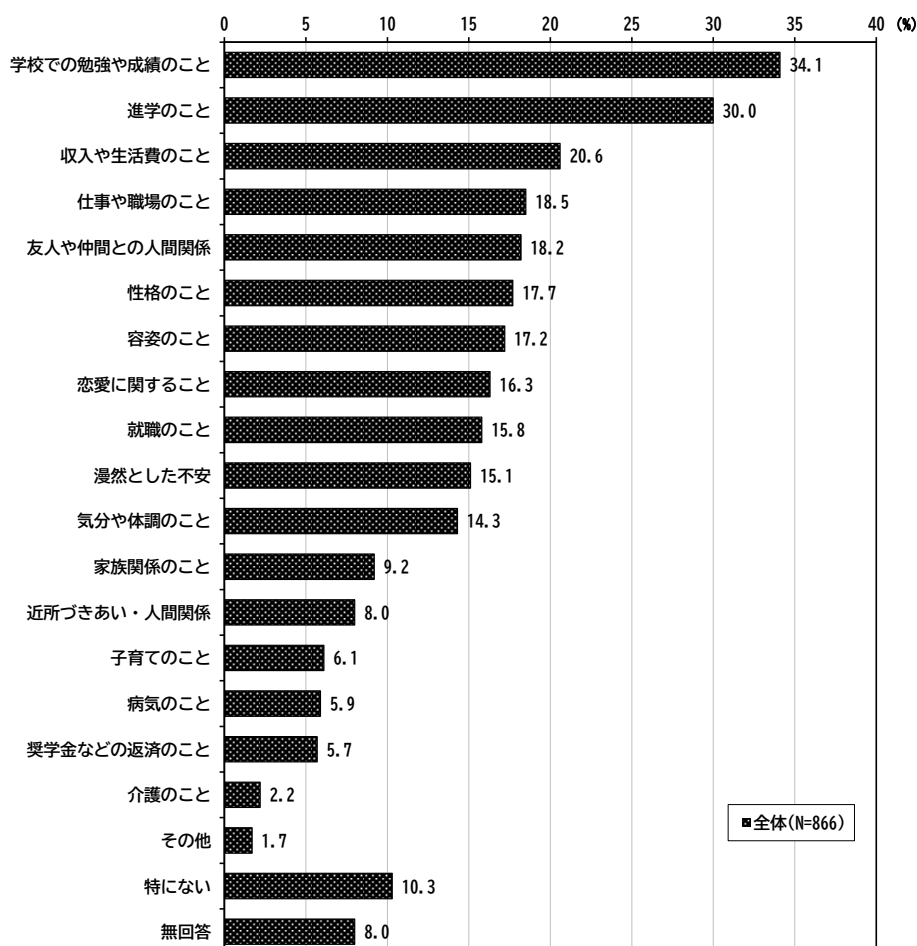
●ここ1年の暮らしや生活の総合的な満足度

ここ1年の暮らしや生活を総合的に判断した満足度(0:まったく満足していない～10:十分に満足しているを点数評価したもの)をみると、「7」が19.4%と最も多く、次いで「5 どちらでもない」(18.0%)、「6」13.0%)、「8」(11.5%)となっており、平均点は、5.89となっています。



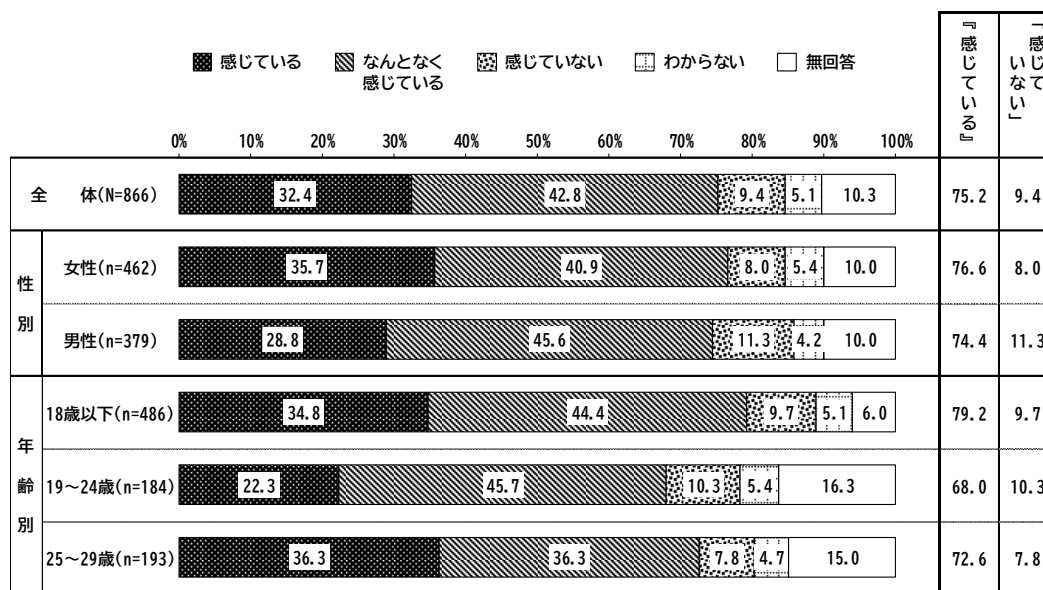
●現在の悩みや不安について

現在の悩みや不安については、「学校での勉強や成績のこと」が 34.1%と最も多くなっています。次いで「進学のこと」(30.0%)、「収入や生活費のこと」(20.6%)が多くなっています。



●将来に対する不安について

将来に対する不安感については、「感じている」が32.4%、「なんとなく感じている」が42.8%、両者を合計した『感じている』は75.2%となっています。



※『感じている』＝「感じている」＋「なんとなく感じている」

●20年後に目指す姿

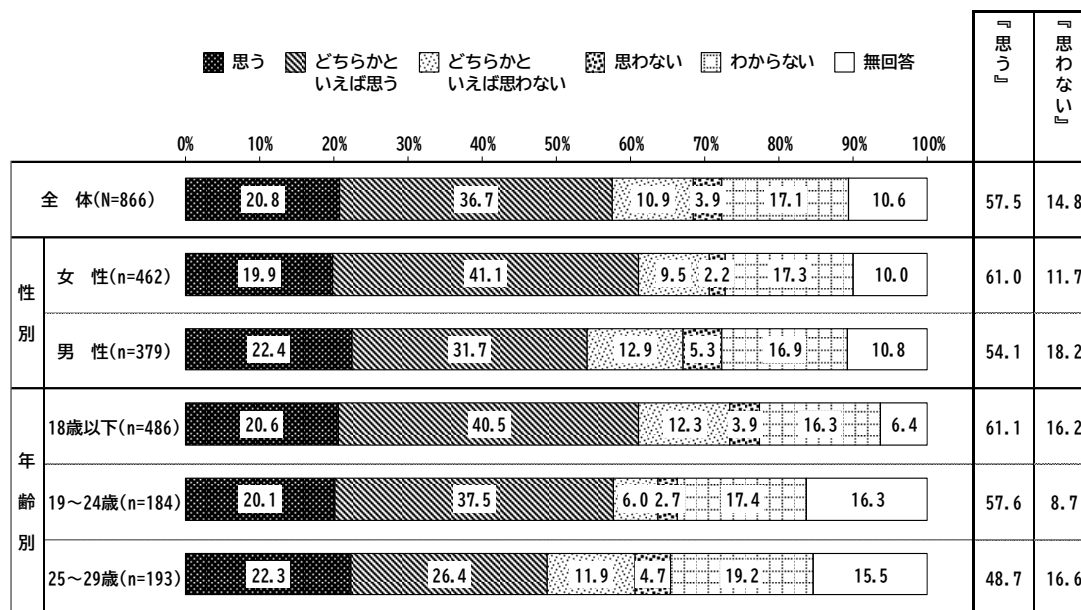
20年後に目指す姿の上位、下位5位は、以下のようになっています。

(N=866)

上位5位	下位5位
■安定した生活を送りたい…………… 87.8% ■お金に困らない生活を送りたい … 87.7% ■心豊かな生活を送りたい…………… 87.2% ■自分の趣味や家族・友人との時間を重視したい…………… 85.0% ■親を大切にしていきたい…………… 84.5%	■仕事や趣味、スポーツなどの分野で有名になりたい…………… 30.1% ■地元（庄原市）で暮らしたい…………… 33.3% ■出世して、地位や役職を得たい…… 45.8% ■子どもを育てている…………… 49.5% ■結婚をしている・パートナーがいる 56.4%

●20年後の幸せな暮らし

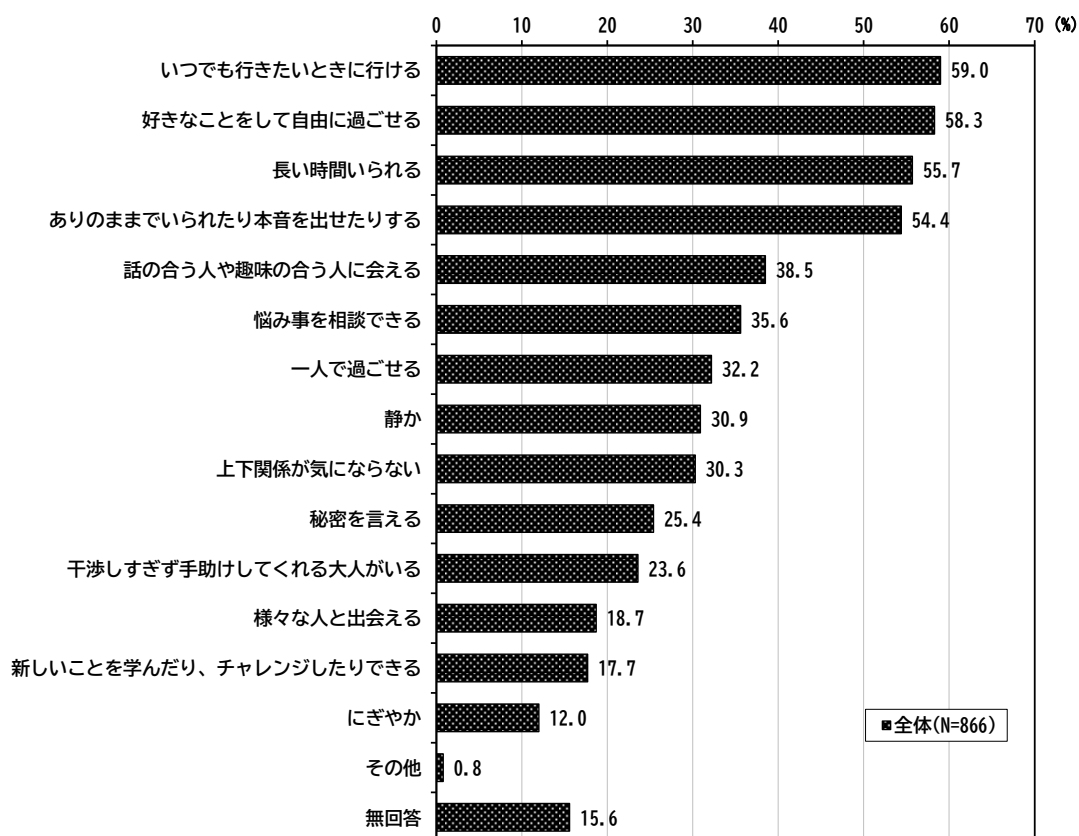
20年後、幸せな暮らしができていると思うかについては、「思う」が20.8%、「どちらかというと思う」が36.7%、合計した『思う』は57.5%となっています。また、『思わない』（＝「思わない」＋「どちらかというと思わない」）は14.8%です。



※『思う』＝「思う」＋「どちらかといえは思う」 『思わない』＝「思わない」＋「どちらかといえは思わない」

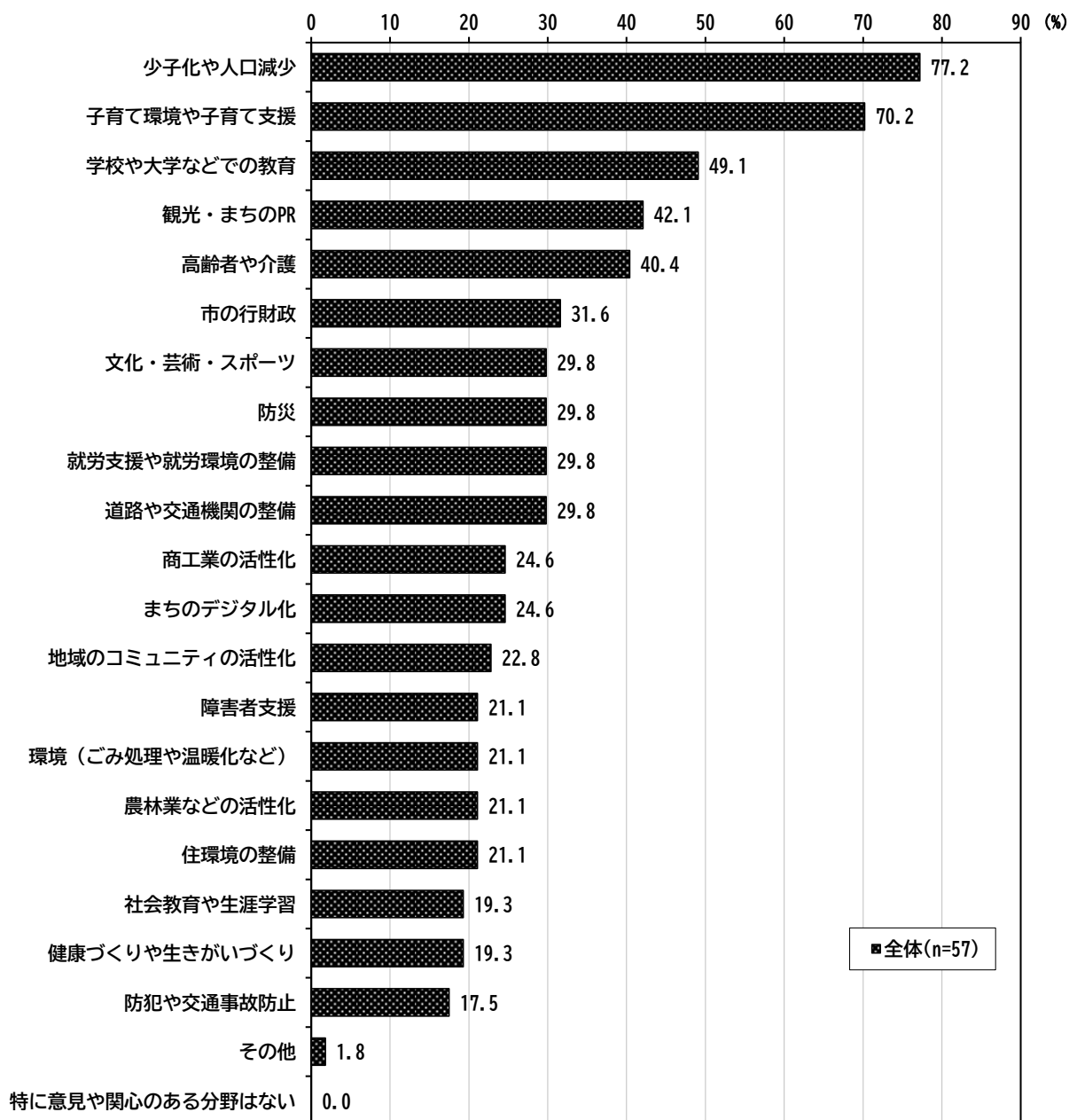
●居場所になる条件

居場所になる条件としては、「いつでも行きたいときに行ける」が59.0%と最も多く、次いで「好きなことをして自由に過ごせる」(58.3%)、「長い時間いられる」(55.7%)、「ありのままでいられたり本音を出せたりする」(54.4%)が多くなっています。



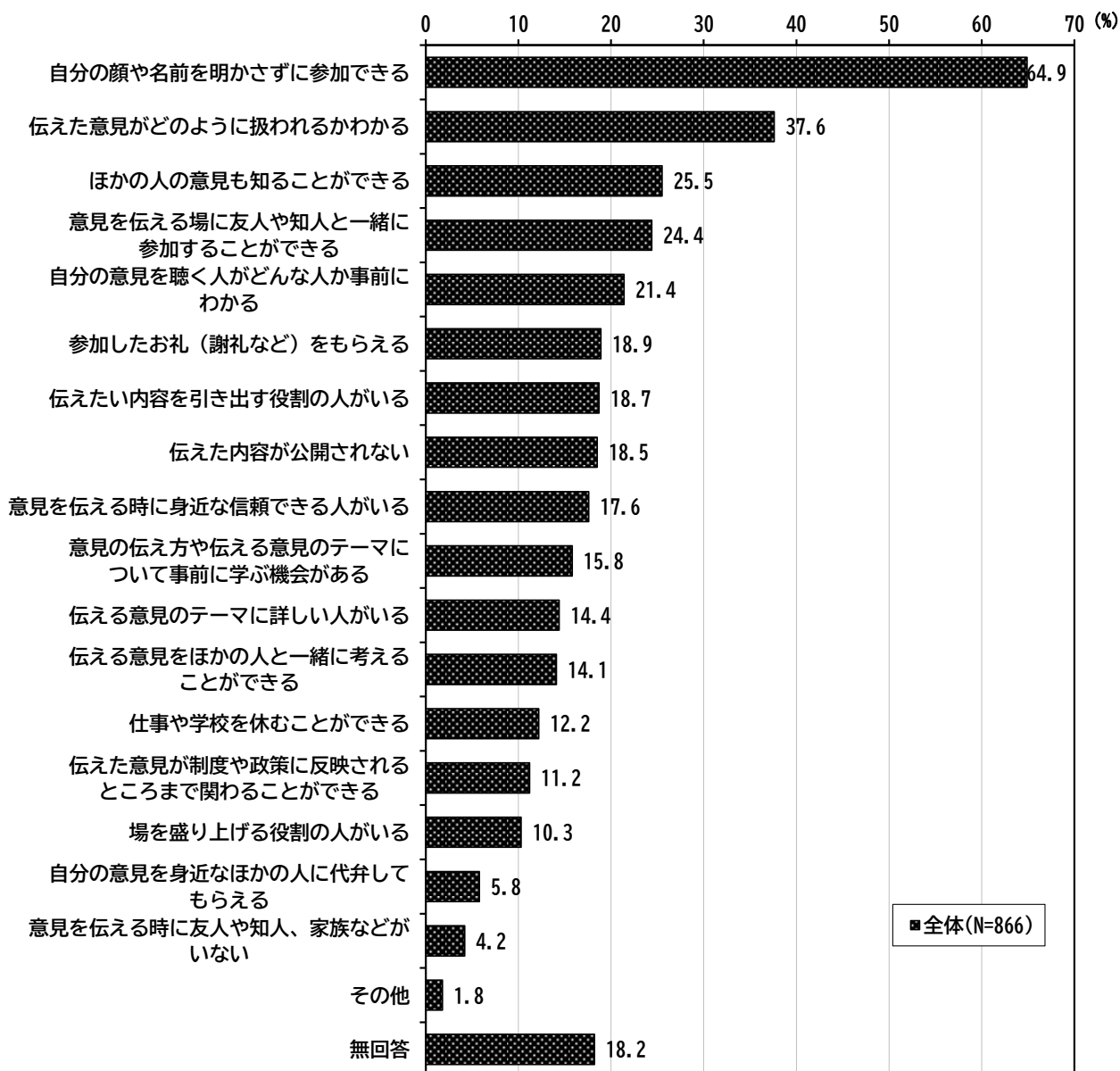
●まちづくりに関して意見や関心のある分野

「庄原市や現在住んでいる地域のまちづくり」に関心がある人について、関心のある意見や分野について尋ねたところ、「少子化や人口減少」(77.2%)と「子育て環境や子育て支援」(70.2%)の2つが7割台と多くなっています。次いで「学校や大学などでの教育」(49.1%)、「観光・まちのPR」(42.1%)、「高齢者や介護」(40.4%)が多くなっています。



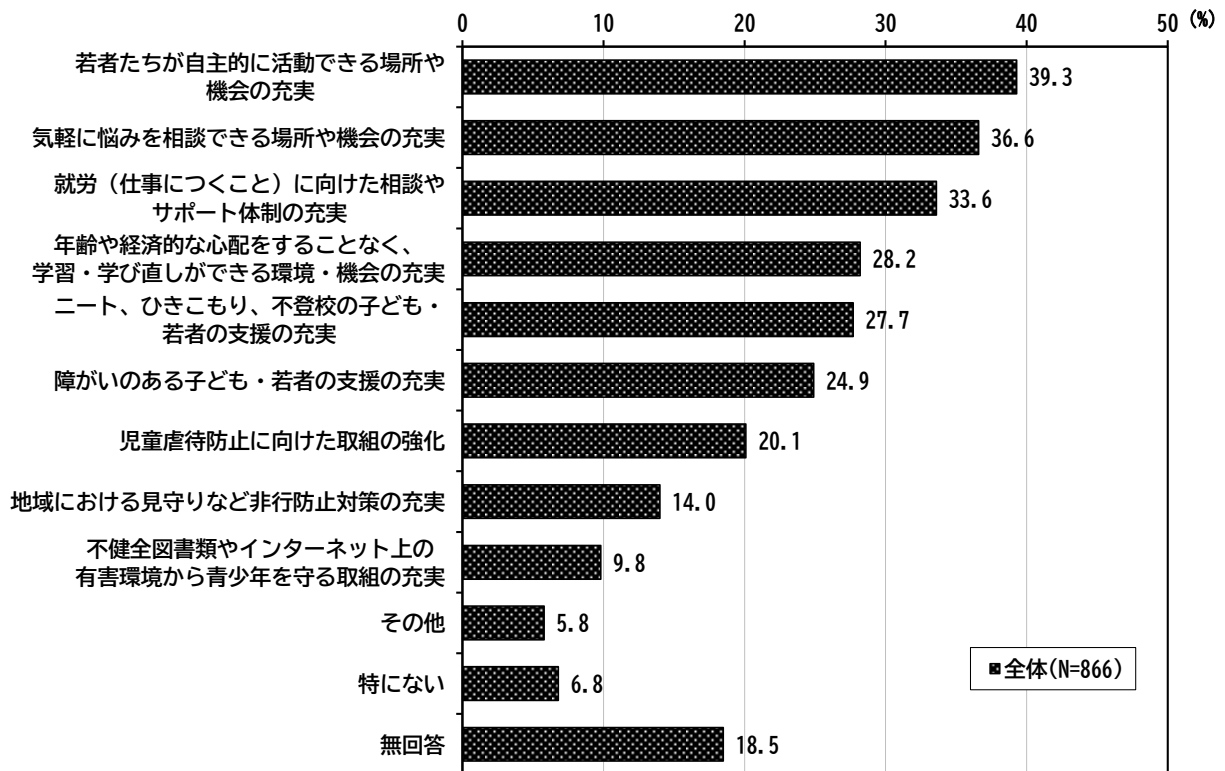
●意見を伝えやすくするための工夫やルール

市に意見を伝えやすくするために必要な工夫やルールとしては、「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」が64.9%と最も多くなっています。次いで「伝えた意見がどのように扱われるかわかる」(37.6%)、「ほかの人の意見も知ることができる」(25.5%)、「意見を伝える場に友人や知人と一緒に参加することができる」(24.4%)、「自分の意見を聴く人がどんな人か事前にわかる」(21.4%)が多くなっています。



●子ども・若者にとって希望がもてる庄原市となるために取り組むべきこと

子ども・若者にとって希望がもてる庄原市となるために取り組むべきこととしては、「若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実」が39.3%と最も多く、次いで「気軽に悩みを相談できる場所や機会の充実」(36.6%)、「就労(仕事につくこと)に向けた相談やサポート体制の充実」(33.6%)が多くなっています。



(3) 小中学生調査

① 調査の概要

調査は、以下の方法により実施しました。

調 査 目 的	本調査は、市内全ての小中学生を対象に、居場所、悩みや不安、将来の姿等を把握することを目的に実施しました。
調査対象者	市内全ての小学4年生以上及び中学生全員
調 査 方 法	WEBによる入力・回収
調 査 期 間	令和6年6月10日～7月8日
回 収 状 況	対象者数 1,387 総回答数 1,200 (小学生 636 中学生 564) 回 収 率 86.5%

② 主要調査結果

●あったらいいなと思うところ

あったらいいなと思うトップ5の項目は、ほぼ同じような傾向にありますが、小学生では「しずかなところ」、中学生では「長い時間いられるところ」など異なる点もみられます。割合の差でみると、下記の4項目において、中学生の方が10ポイント以上上回っています。

小学生（トップ5）		
●	好きなことをして自由に過ごせるところ	61.2%
●	いつでも行きたいときに行けるところ	53.9%
●	話が合う人や趣味(しゅみ)の合う人に会えるところ	28.5%
●	自分らしくいられるところ	28.0%
●	しずかなところ	25.6%
中学生（トップ5）		
●	好きなことをして自由に過ごせるところ	72.5%
●	いつでも行きたいときに行けるところ	60.1%
●	話が合う人や趣味(しゅみ)の合う人に会えるところ	43.6%
●	自分らしくいられるところ	35.6%
●	長い時間いられるところ	34.6%
小学生と中学生で差の大きい（10ポイント以上）項目		
	小学生	中学生
●	話が合う人や趣味(しゅみ)の合う人に会えるところ	28.5% 43.6%
●	好きなことをして自由に過ごせるところ	61.2% 72.5%
●	長い時間いられるところ	23.7% 34.6%
●	ひとりでもいられるところ	15.1% 25.2%

※通常アンケート調査結果では、回答比率が5ポイント以上開きがある場合は、回答に有意な差があると判断する。

●現在の悩みや不安

現在の悩みや不安のトップ5の項目は、順位は異なりますが、小学生、中学生とも同じ項目が挙げられています。割合の差でみると、「特にない」は小学生の方が高く、「進学のこと」、「学校での勉強や成績のこと」は中学生の方が高くなっています。

小学生（トップ5）		
● 特にない	54.2%	
● 学校での勉強や成績のこと	24.4%	
● ともだちのこと	22.2%	
● 自分の顔や体形のこと	12.6%	
● 進学のこと	12.1%	
中学生（トップ5）		
● 学校での勉強や成績のこと	45.2%	
● 特にない	35.8%	
● 進学のこと	34.9%	
● 自分の顔や体形のこと	18.4%	
● ともだちのこと	14.5%	
小学生と中学生で差の大きい（10ポイント以上）項目		
	小学生	中学生
● 特にない	54.2%	35.8%
● 進学のこと	12.1%	34.9%
● 学校での勉強や成績のこと	24.4%	45.2%

●将来なりたい大人

将来、なりたい大人のトップ5の項目は、順位は異なりますが、小学生、中学生とも同じ項目が挙げられています。割合の差でみると、「好きな仕事をずっと続けている大人」、「お金に困らない生活ができる大人」は、中学生の方が小学生よりも10ポイント以上高くなっています。

小学生（トップ5）		
● お金に困らない生活ができる大人	54.9%	
● 親・家族との時間を大切にしている大人	52.5%	
●好きな仕事をずっと続けている大人	44.7%	
● ともだちをたくさん持っている大人	34.1%	
● 社会や多くの人の役に立つことをしている大人	33.2%	
中学生（トップ5）		
● お金に困らない生活ができる大人	67.4%	
●好きな仕事をずっと続けている大人	64.9%	
● 親・家族との時間を大切にしている大人	51.8%	
● ともだちをたくさん持っている大人	41.8%	
● 社会や多くの人の役に立つことをしている大人	35.6%	
小学生と中学生で差の大きい（10ポイント以上）項目		
	小学生	中学生
●好きな仕事をずっと続けている大人	44.7%	64.9%
● お金に困らない生活ができる大人	54.9%	67.4%

(4) 子ども・子育て支援関連団体及び関連施設等対象調査結果

① 調査の概要

子どもや若者の支援に関わる団体や子ども・子育て支援施設を対象に、現在の取組や今後の意向などについて把握することを目的に実施しました。

対象団体 36 団体 回答団体 31 団体

【関連団体 3 団体】
・ 子育て支援団体
【保育・教育サービス施設等 12 団体】
・ 幼稚園 ・ 保育所・保育園 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育所
・ 事業所内保育施設 ・ 障害児施設
【学校等 2 団体】
・ 小学校 ・ 特別支援学校
【子育て支援施設等 14 団体】
・ 子育て支援センター ・ 子育て世代包括支援センター
・ 放課後児童クラブ ・ 放課後子供教室
・ その他

② 調査結果の概要

※以下は、主要意見を抜粋したものです。

◆ 庄原市の子どもたちの現状や取り巻く状況をみて、日ごろ感じていることや、思うこと。

回答
・ 新型コロナの影響による生活困窮世帯の増加や子育て世代同士・多世代との交流機会の減少により、困り事を抱え込み、孤独・孤立を感じる方が増えている。 ・ 不登校から通信高校に進学したケースが増えており、卒業後の進路について悩むケースや家に閉じこもるケースも増えている。 ・ 困り事があっても相談する相手がおらず悩みを抱え込んでいる親がいる。 ・ 幼少期に地域とのつながりが深かった子どもは庄原に愛着を感じる傾向がある。 ・ 近年、発達障害を含む気になる子が増えてきている。 ・ 家族以外と繋がる機会が少なく、繋がることがめんどくさくなったり、悩みを相談できなかったり、ネットの情報のみを頼りにしてしまうことも多いのではないかと思います。 ・ 育休等を取得され長期間子育てに関わる父親も以前より増えた。 ・ 保育所入所が早いことで、子育て家庭が子育て支援センターへ関わる期間は短くなっている。保護者と継続した信頼関係を築くことが難しくなっている。 ・ 地域によっては少子化により子育て家庭の減少、集える遊び場の減少等で、集うこと自体が難しくなっている。

- ・親子で過ごす時間の減少、親子愛着関係の希薄が感じられるし、自分のことで一生懸命で周囲を思いやる余裕がなく、子どもも大人もかかわりの難しさ、コミュニケーションの取りにくさを感じる。

◆ 日頃、直面している問題点や困っていること。

回答
・個人情報や守秘義務の統一見解の難しさがあり、多機関連携の対応に難しさを感じている。 ・子どもの居場所づくりをおこなっているが、交通の便がなく親が送迎できる家でないと利用できない現状がある。 ・ヤングケアラーの具体的な支援方法（居場所・家事支援等のサポート体制の構築）が課題である。 ・保護者の生活も多様化してきて、共働きの家庭が増えてきたことによって、子どもを預けるにも保護者の生活や仕事のスタイルに合う保育サービスを受けられるところとなると、保育所のニーズが高くなっている状況がある。 ・人材確保も難しい状況であり、特に夕方の勤務時間となる事業では、勤務可能な方が少ないため職員は不足している。 ・専門家による相談日や、学習会等を必要とする家庭へどのように周知していくかが課題となっている。 ・放課後からの勤務、短時間であり年齢層の高い人が多く、若い方を含め常時勤務ができる雇用等の検討も必要だと思う。 ・保育士資格を持った職員が年々減少し、保育の専門知識を学ぶ等研修をする時間が確保できにくい状況がある。

◆ 施設や取組に対する保護者の要望やそれに対する対応等。

回答
・不登校やひきこもり状態にある子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進めているが、場所の確保に苦慮している。 ・小学校以降の学習を通して育つ力（読み書き・計算・知識・技能等、数値化できるもの）の基礎となる力を、五感を使ってたくさん体験し、いろいろなことを感じ取ってほしい。 ・児童生徒一人ひとりのニーズに対応した教育のため、児童生徒一人ひとりのアセスメントを丁寧に行い、実態に応じた指導を図るとともに、教育研究を推進し、教職員の特別支援教育専門性の向上を目指した研修を行っている。 ・他の子育て家庭と集える場・機会の確保のため、集える場として子育て支援センターの環境を整えている。 ・地域の中に子どもの姿が見えにくくなってきている。子どものいる家庭のことや子どものこと、育児の実態が全く見えない、顔もわからないという声をよく聞く。子どもや保護者を地域の中にどうつなげていくかを常に考えている。 ・保護者や地域は、施設そのものの存続を求めている、子どもを預かるだけではなく、行

事等を通して、子どもと保護者との関わりや地域との関わりが、変わらずできるように行うことを望んでいる。

◆ 貴団体に、もっと多くの子どもや若者に参加してもらうため、あるいは円滑に利用してもらうために必要な取組。

回答

- ・ 今、子どもたちにどのような育ちが必要で、何を体験させ、どのような力を付けていけばよいか、映画や講演等で知らせていく。
- ・ 施設の活動があまり知ってもらえていないという反省から、新たにSNS（公式Instagram）の活用を始めている。
- ・ 施設の存在を十分に周知するために、必要とする家庭へ必要なタイミングで情報を届ける。
- ・ 自然遊びが楽しめる環境等、今の学童期に体験しておかなければならない活動ができる環境を整える。
- ・ 若い親世代やその子どもたちの利用を増やすため、行事を実施するとき開放等をして、自治会と連携し、地域に積極的に参加してもらう。

◆ 行政に望む支援策、本市のこども計画に希望することや、子どもや若者の課題に関連して困っていること等。

回答

- ・ 障害を持つ子ども自身や保護者が子育てしやすい環境を整えて頂くことが必要である。
- ・ 庄原市内の学校間交流の充実を図りたい。また、地域の一員として役割を果たせるよう地域協働学習を核とした教育課程の編成・実施の充実を図りたい。
- ・ 保護者は安心して遊ばせられる場所を求めている。他の市町にもある作られた人工物でできた遊び場を求めがちだが、庄原の地域性を生かした自然に触れることのできる安全な場（子ども本来の欲求も満たせ、庄原らしさのある遊び場）の提供ができないか。
- ・ 子育て家庭が、庄原で子育てをして良かったと思える庄原市であってほしい。様々な状況の中で頑張っておられる家庭にとって、頼れる場所や人がいることで子育てにゆとりが生まれ、前向きに喜びを持って子育てができるのではないかと考える。人とつながる子育て支援事業や子育てサービスの充実を期待する。
- ・ 子育ての不安や悩みを早期から支援することで、日々幸せを感じながら子育てする人が増え、虐待やうつ病も減らせると思っている。

(5) 参考：広島県子供の生活に関する実態調査結果（庄原市編）

① 調査の概要

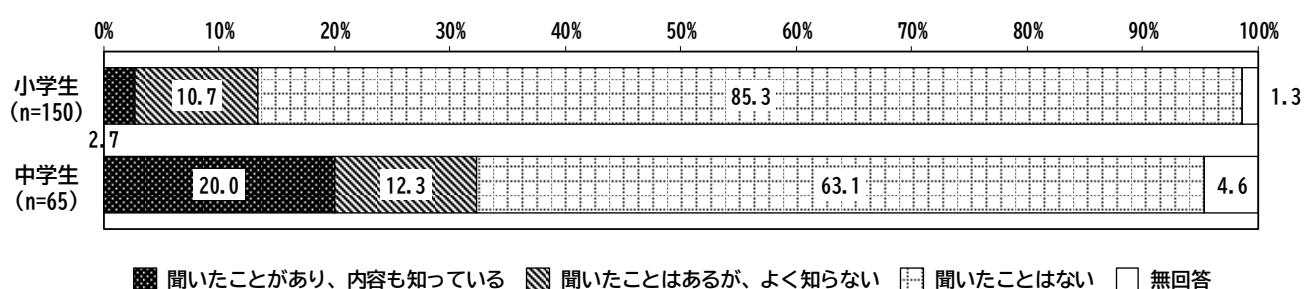
調査は、以下の方法により実施しました。

調 査 目 的	この調査は、本計画のうち子どもの貧困等に関する実態を把握するため、広島県が実施した調査の調査票情報の提供を受けて、本市において集計・分析した結果です。
調 査 対 象 者	本調査は、市内の小学校・中学校（公立、私立、国立）に通う小学5年生及び中学2年生とその保護者
調 査 方 法	郵送配布・郵送・WEB回収
調 査 期 間	令和5年6月～12月
回 収 状 況	生 徒：回収数 215（小学5年生 150、中学2年生 65） 保護者：回収数 217（小学5年生 149、中学2年生 68）

② 主要調査結果

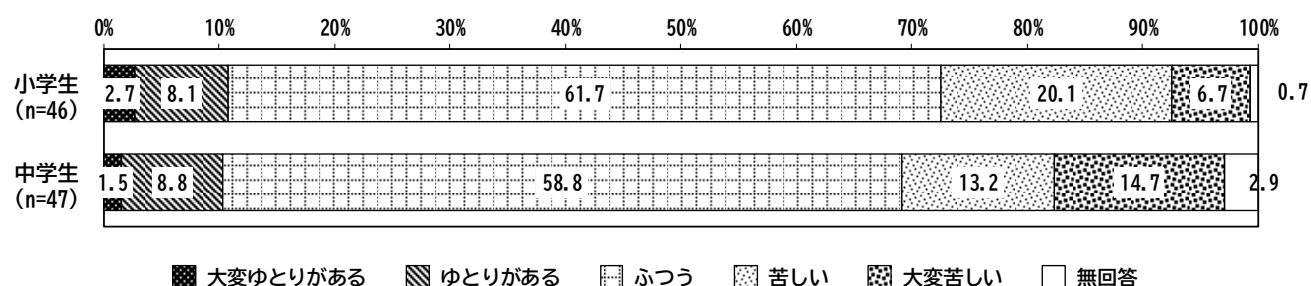
●ヤングケアラーという言葉の認知状況【子ども調査】

「聞いたことがあり、内容も知っている」は、小学生では2.7%ですが、中学生では20.0%と多くなっています。



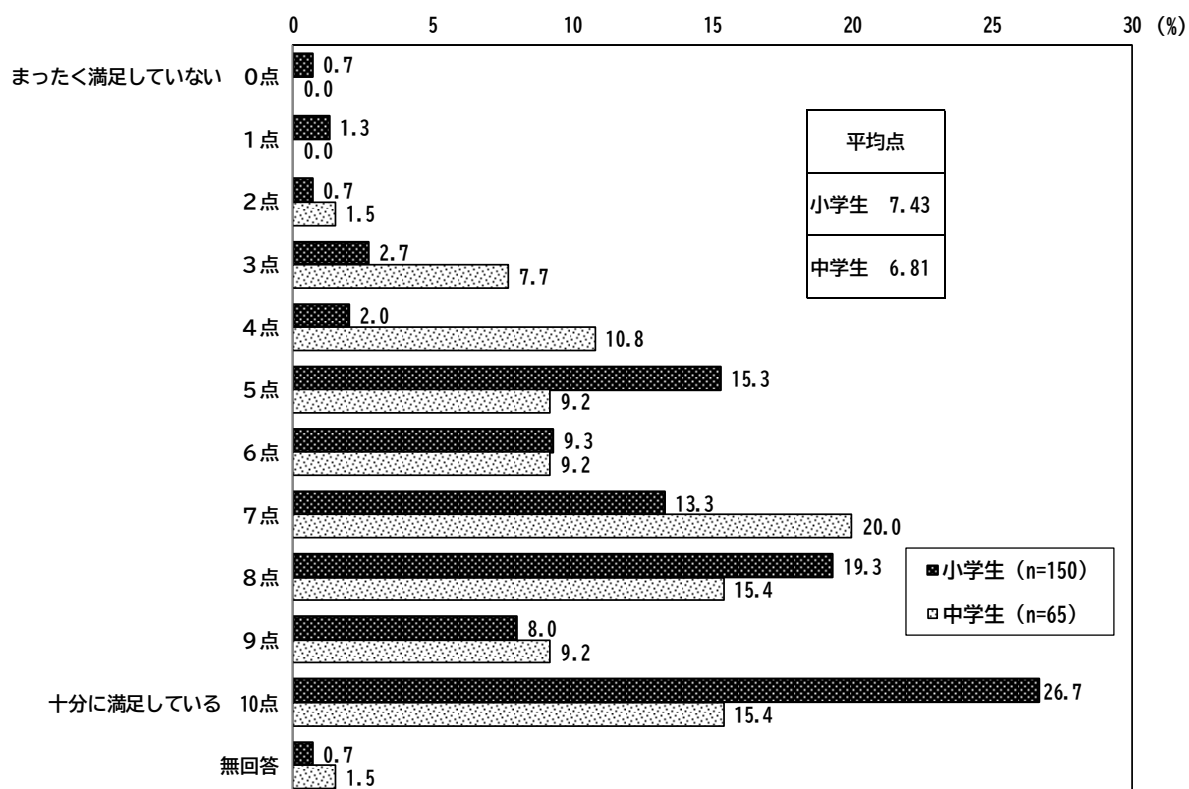
●現在の暮らしの状況【保護者調査】

「ふつう」が小学生（61.7%）、中学生（58.8%）では6割前後を占めていますが、『ゆとりがある』（＝「大変ゆとりがある」＋「ゆとりがある」）は小学生10.8%、中学生10.3%で、『苦しい』（＝「苦しい」＋「大変苦しい」）が小学生26.8%、中学生27.9%と多くなっています。



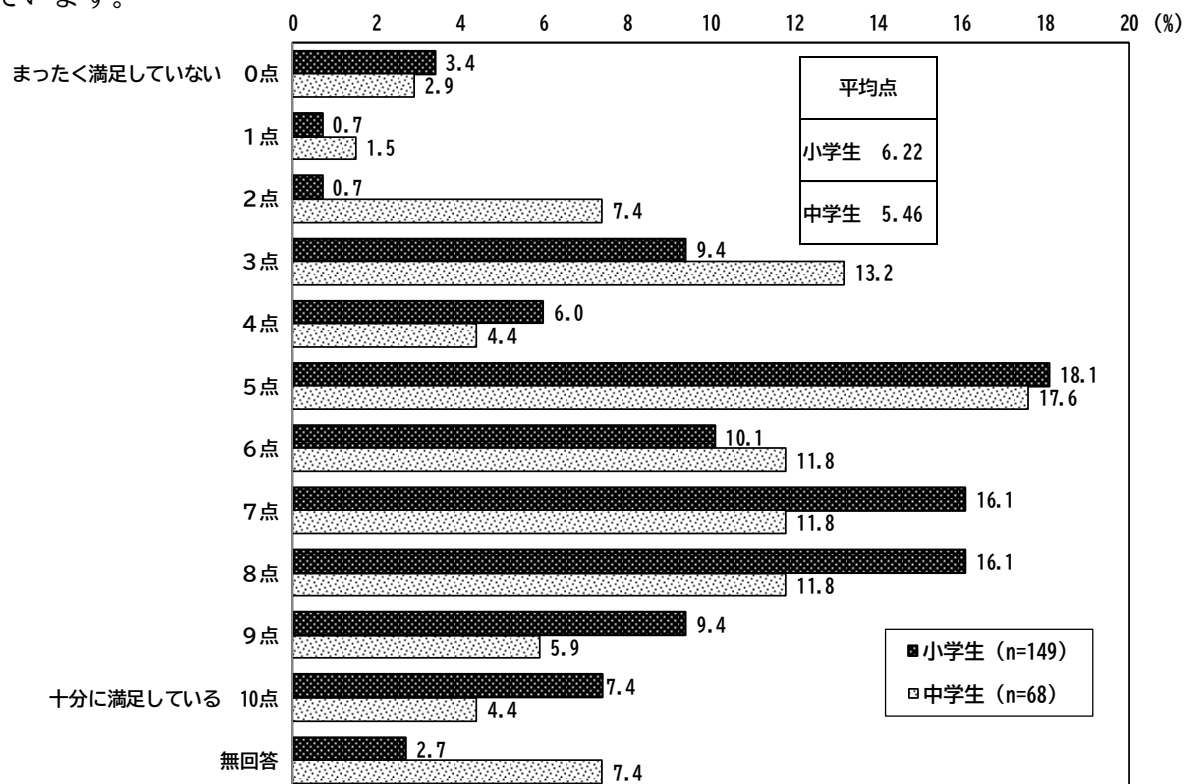
●生活の満足度【子ども調査】

小学生では生活に「満足している」平均点は7.43点となり、広島県平均7.82点を下回っています。中学生では平均点が6.81点となり、広島県平均7.10点を下回っています。



●生活の満足度【保護者調査】

小学生保護者では、生活に「満足している」平均点は6.22（広島県平均6.38）となっています。中学生保護者では、平均点が5.46（広島県平均6.26）と小学生に比べて低くなっています。



3 前期計画の達成状況と評価

基本施策1 子育て家庭への支援

● 個別施策(1) 子育て世代の包括的な支援

① 子育て世代包括支援センターの設置

- ・専任・専門職を配置し、母子保健と子育て支援を一体的に実施し、妊娠・出産・子育て期を通して切れ目のない支援を図ることで、全ての子育て家庭や妊産婦が安心して子どもを産み育てられる環境を整え、一人ひとりに寄り添った子育て支援を進めています。
- ・最初の面談機会である母子健康手帳交付時から、担当課と子育て世代包括支援センター専門職が一体となって相談等に柔軟に対応しています。

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
新生児訪問件数(件)	151	148	152	118
乳児家庭全戸訪問件数(件)	165	111	185	103

- ・本庁に基幹センター機能、支所にサテライト機能を備え、既存の事業や団体、医療機関等との連携を図ることで、広域な市内全域の子育て家庭の支援に取り組んでいます。

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
医療連携会議開催数(回)	5	8	11	12

- ・来所での相談や家庭訪問の実施により、専門職で共有・協議し、必要な場合は、継続した支援につなげています。また、地域子育て支援拠点事業を実施する子育て支援センターとの連携事業を行うことで、子育てに関する情報提供や相談の機会を設けています。
- ・電子母子手帳アプリ「庄原ほのぼのネットアプリ」を導入し、子育てに関する情報の提供やプッシュ通知による市の事業のお知らせ、DX事業等を実施しています。その他、パンフレットの作成やホームページへ記事を掲載し情報提供しています。

② 子育て支援サービスの充実

- ・各地域に1カ所以上子育て支援センターを設置し、地域子育て支援拠点事業を実施しています。子育て家庭や支援者・協力者が、気軽に集い、交流できる場づくりを進めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員などを始めとする子育て支援ボランティアの育成に努めるなど、地域における子育て支援活動を展開しています。

項目		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
子育て支援センター	開設日数(日)	2,015	2,121	1,950	2,013
	利用者数(人)	12,641	12,346	14,105	17,376
ファミリー・サポート・センター事業提供会員数(人)		247	244	242	236

③ 経済的負担の軽減

- ・子の誕生や小学校・中学校の入学を祝福し、子育て家庭の経済的支援のため、祝金を継続して支給しています。

項目		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
出産祝金	支給件数(件)	155	146	150	113
	支給額(千円)	21,400	20,450	22,050	17,750
入学祝金	支給件数(件)	555	462	500	422
	支給額(千円)	16,650	13,860	15,000	12,660

- ・チャイルドシート購入助成のほか、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業については、経済的負担の軽減を行っています。

項目		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
チャイルドシート	購入助成件数(件)	76	79	70	52
	助成額(円)	327,700	345,600	306,600	224,200

- ・子どもの医療費については、所得制限の廃止や対象年齢を18歳到達年度まで拡大し、医療費の一部を支給したほか、予防接種に係る費用の一部を助成しています。

項目		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
子ども医療費	受給者数(人)	3,399	3,188	3,129	3,790
	支払件数(件)	29,507	31,042	32,173	40,466
	助成額(千円)	52,671	56,322	57,392	72,413
予防接種	件数(件)	10,666	4,760	5,299	4,256
	助成額(千円)	64,525	40,340	48,495	41,786

- ・不妊治療費等補助事業(特定不妊治療、不妊検査・一般不妊治療、不育症)は特定不妊治療費に男性不妊治療、新たに不妊検査・一般不妊治療、不育症の助成制度を創設するとともに、特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、保険適用外の先進医療等への助成や、医療機関によっては全額自費診療となった治療への助成に変更し、経済的負担の軽減に努めています。
- ・保育料については、国の制度で無償化の対象外とされた3歳以上児の副食費を無償とするるとともに、3歳未満児の保育料についても、制限なく第2子半額、第3子以降無償の支援を継続し、子育て家庭の負担軽減に努めています。

● 個別施策（２） 子育てと仕事の両立支援

① 保育サービスの充実

- ・ 保育所への入所については待機児童ゼロを継続しています。
- ・ 食物アレルギー対応のための施設巡回指導や職員対象への研修を実施し、共通認識を図るとともに、月１回の面談を通し、保護者に対する相談支援体制の充実に努めています。
- ・ 庄原地域の病児・病後児保育専用施設のほか、小奴可こども園が実施する病後児保育室、総領保育所の３施設に加え、指定管理保育所に病後児支援室を整備し、西城保育所、高野保育所、東城保育所で事業実施に取り組んでいます。

② 放課後児童の見守り支援

- ・ 市内全ての小学校区を対象に、放課後児童クラブと放課後子供教室を実施しており、小学生の放課後の見守り支援としての一役を担っています。
- ・ 配慮の必要な児童や障害のある児童の受入れに対し、学校、出身保育所、障害児サービス事業所等と連携を行い、加配支援員を配置するなどして受入れを行っています。

③ 子育てに配慮した職場環境づくり

- ・ 仕事と家庭の両立の取組を支援する国の情報サイト「両立支援のひろば」や、県の「働き方改革・女性活躍取組サポートサイト「Hint ひろしま」」を適宜、周知することで、優良企業として認定された企業の取組を紹介する機会としています。
- ・ 年１回、市主催で「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を事業主や従業員の意識改革や理解促進につなげるため、継続的に実施しています。
- ・ 仕事と調和した子育て支援に取り組む事業所に対しては、県が現状調査・課題分析や取組計画策定に係る費用の一部補助制度を設けています。市独自の支援制度は設けていませんが、県制度を周知することで、企業の「働きがい」向上の取組支援につなげています。



基本施策２ 子どもの成長支援

● 個別施策（１） 健やかな成長支援

① 親子の健康増進

- ・親子の健康増進関係では、母子健康手帳交付、パパママひろば、新生児訪問を実施し、面談・相談を行い、悩みの解消や不安の軽減に努めています。
- ・乳幼児健診を通して成長発達や生活習慣の確認、疾病の予防と早期発見に努めています。
- ・公的医療機関である庄原赤十字病院の周産期医療や小児救急医療、小児科医の勤務環境等に対し、安定的な体制を維持するため支援しています。

② 食育事業の推進

- ・第３次庄原市食育推進計画（令和６（２０２４）年度からは庄原市健康づくり推進計画）に基づき、保育所等、学校と連携し、生活習慣病予防や食文化の啓発を実施しています。
- ・地域と連携し、野菜の植え付け・収穫体験を通し、健全な食生活を実践する子どもの育成に努めています。
- ・小学生全員に食に関する資料を配布するとともに、家庭・地域と連携し、保育所では菜園活動やクッキング等の体験型食育を行う等、適切な食習慣の確立に努めています。

③ 思春期における保健活動の充実

- ・各中学校３年生（７校）を対象に、思春期の子どもたちの母性保護に関する正しい知識の習得、薬物や喫煙、飲酒、悩んだときの支援の出し方に対する保健指導、さらには、相談窓口の情報提供等を行う思春期講座を実施しています。
- ・希望する小学校を対象に思春期講座を実施しています。

● 個別施策（２） 教育環境の整備

① 乳幼児期の豊かな育ち

- ・保育所において、地域の方との交流を通し、様々な人とふれあう中での実体験活動、野菜の栽培、収穫、伝統芸能の伝承、絵本の読み聞かせなどに参加しているほか、森の教室を利用しています。
- ・市内保育所職員研修全体会を開き、保育の質の向上につなげており、公立保育所では、地域の特性を生かす等「特色ある保育」に取り組んでいます。

② 生きる力の創造

- ・各学校において、児童生徒の「生きる力」の育成に向け、授業展開の工夫や個に応じた指導の充実などの、教育研究を行っています。
- ・郷土愛や思いやりの心、社会に対する責任感の醸成等のため、地域の祭り等、地域と連携した学習活動の充実を図っています。
- ・様々な競技のレベルアップスポーツ教室を開催し、子どもたちの競技力の向上を図っています。
- ・市内全校の学校運営協議会では、学校と地域が共に子どもを育てるという共通認識のもと、地域人材を活用した総合的な学習の時間を設定する等、地域資源を効果的に活用した教育活動を行っています。

③ 家庭教育力の向上

- ・家庭教育力の向上に対しては、保護者向けの講演会をはじめ、保育所等の園だよりなどを通して子育てについての情報を提供しています。また、気になる保護者には積極的に声をかけ、各家庭において安定した親子関係が築かれ、保護者の養育力が向上するような支援に取り組んでいます。

● 個別施策（３） 要支援世帯への対応

① 児童虐待防止への対応

- ・子ども家庭総合支援拠点を中心に子ども及びその家庭並びに妊産婦を対象に相談支援や関係機関との連絡調整を行い、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めています。また、毎年１回の要保護児童対策地域協議会代表者会議において講演会を開催し、関係機関の更なる相互理解や連携の強化を図っています。
- ・専門職員として家庭児童相談員（子ども家庭支援員）を２名体制とし、相談対応の強化を図るとともに、専門性を高めるため、専門研修の受講に努めています。
- ・広島県北部こども家庭センター（児童相談所）をはじめとする関係機関と日常的な情報連携に努め、広島県北部こども家庭センターや庄原警察署、庄原市教育委員会と要支援児童及び要保護児童の状況把握と支援についての協議を毎月行っています。
- ・母子保健事業や子育て世代包括支援センターの定期的な訪問や電話連絡により、妊産婦や乳児の状況を見守ることで支援が必要な家庭の早期把握に努めています。
- ・医療機関からの情報提供と産婦健康診査の結果をもとに、電話や訪問等でメンタルヘルスの状況把握、産後うつ及び新生児虐待の予防に努めています。
- ・産後ケア事業は、広島県助産師会や市外の医療機関との連携により市外での提供も可能となっています。

項目		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
産後ケア事業 利用件数	訪問型（件）	0	13	32	31
	日帰り型（件）	0	0	0	6
	宿泊型（件）	0	21	0	4

- ・産前サポート事業の実績はありませんが、子育て世代包括支援センターの助産師などの相談支援により、妊産婦の不安や悩みの軽減に努めています。
- ・虐待の未然防止は、社会全体で取り組む必要があることから、講演会や市広報への掲載、啓発チラシの配布や掲示などにより、虐待防止への理解や対応についての啓発を行っています。

② ひとり親家庭等の自立支援

- ・児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成制度による医療費の一部支給などを継続し、経済的支援に努めています。

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
児童扶養手当受給者数（人）	217	215	208	197

項目		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
ひとり親家庭等 医療費助成	受給者数(人)	261	239	256	238
	支払件数(件)	2,229	2,652	2,801	3,062
	助成額(千円)	6,131	7,136	7,697	7,474

③ 障害のある子どもへの支援

- ・関係四課（社会福祉課・保健医療課・児童福祉課・教育指導課）連携会議を年5回開催し、障害のある子どもの情報の共有、取組の検討を行うとともに、保育所等の関係機関と連携して、発達障害の早期対応に努めています。
- ・幼児を対象に健診事後相談を継続して実施し、発達障害の早期発見・早期対応・保護者の不安軽減に努めています。

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
健診事後相談延利用者数(人)	72	67	85	66
集団(遊びの会)利用者数(人)	11	14	23	26

- ・毎年度計画的に実施している健康診断により、児童生徒の疾病の早期発見に努めています。
- ・児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ1カ所増え、療育体制等の充実を図っています。
- ・未就園児、保育所等及び小・中学生等を対象に、発達障害が疑われる人の早期発見と初診待機の解消に取り組み、2次障害の予防や保護者の負担、不安の軽減を図っています。
- ・障害者相談支援事業所と連携し、障害福祉サービスの利用や生活課題に関する相談に対応し、相談内容に応じて適正な障害福祉サービスの利用につなげています。
- ・障害児から障害者への移行時、障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定の案内や申請勧奨、認定調査等を行っています。また、自立支援医療や障害年金の受給など、対象者への各種制度の周知に努めています。
- ・特別支援教育に関する研修会を通して、特別支援教育体制の充実と指導者の力量向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置しています。

④ 生活困窮家庭への支援

- ・生活保護受給世帯の子どもについては、小・中・高校における就学費を教育扶助、生業扶助により支援を行っています。
- ・就学援助制度により、必要な家庭に対して経済的援助を行うことで、学用品購入や学習・体験活動等の支援を行っています。
- ・生活困窮者自立相談支援事業において、生活困窮世帯からの様々な相談に応じ、適宜関係機関による支援につなげています。

⑤ 外国籍の子どもへの支援

- ・ホームページの多言語化、市出版物の多言語対応ソフトによる書籍化、外国人生活相談、日本語教室の開講、A I 音声通訳機の購入等のほか、日本語や日本の生活に不慣れな児

童生徒に対して、日本語指導に係る教員が、その子に応じた個別の学習指導を行っています。

- ・外国人にわかりやすく日本語を伝えるために、職員や市民を対象に「やさしい日本語講座」を実施しています。

基本施策3 地域で支える子育て支援

● 個別施策（1） 安全・安心な地域づくり

① 子どもの安全の確保

- ・交通安全運動に合わせ、交通安全運動開始式などの啓発活動を実施しています。

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
交通安全啓発活動実施回数(回)	1	1	2	4

- ・市内小・中学校で交通安全教室を実施し、小学校低学年は横断歩道の渡り方等の指導、中・高学年や中学生は自転車の乗り方指導を行っています。
- ・各園所で保護者や安全協会の方と一緒に、街頭での啓発活動の実施、交通安全計画の作成等を行いました。また、隣接する小学校の安全教室にも参加し子どもの安全確保の取組を行いました。

② 被害防止の環境づくり

- ・各小学校1学年児童へ防犯ブザーを無償配付しています。
- ・防犯関係団体による見守り活動、青色防犯パトロールを継続して実施しています。
- ・通学路へ設置している防犯灯の維持管理を行いました。

③ 子育て支援環境の充実

- ・歩道・歩行空間を確保する道路整備事業を実施しました。
- ・庄原市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所における安全対策を実施しています。
- ・公園については、定期的に遊具点検を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の改修・更新等を行いました。
- ・子育て支援センターや庄原市役所本庁舎におむつ替えスペースや授乳室を設け、安心して過ごせる場所を確保しています。

④ 防災教育の推進

- ・総合防災訓練を隔年開催し、自治振興区・消防団などと連携を取りながら取り組んでいます。
- ・毎月、各保育所において避難訓練を実施しています。非常災害訓練では、保護者に通知を送るなど実施し、防災に関する取組を行っています。
- ・市内全校で地震や火災の避難訓練やハザードマップの作成等を行っています。

● 個別施策（２） 喜びを共有できる環境づくり

① 子育て家庭を支える地域の形成

- ・子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流の場の提供及び交流支援等の事業を展開しています。また、子育て世代包括支援センター主催の子育て講座を身近な子育て支援センターで行い、最近のニーズに応じた勉強会を子育て家庭当事者と地域の方を対象に開催することでお互いの理解を深める機会となっています。

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
子育て講座開催回数（回）	51	43	48	63
子育て勉強会開催回数（回）	-	33	38	63

- ・各地域で育児講座を継続的に開催し、子育てについて学べる機会を提供しています。
- ・子育てネットワークの推進を図ることを目的としたこどもまつり等で、子育て支援者が主体となり、親子が体験できる場を提供することで、参加者が、共に子育ての楽しみを見つける取組をしています。

② 安全・安心な居場所づくり

- ・放課後児童クラブや放課後子供教室に支援員を配置し見守り支援を行うことで、小学生の放課後などにおける安心安全な居場所づくりの一役を担っています。
また、放課後子供教室は、勉強やスポーツ・文化活動等を行う「子どもの居場所」にもなっています。
- ・学校に行きづらい子どもたちの居場所づくりのため、庄原市ひきこもり支援ステーション事業において、ひなたぼっこ庄原などを運営しています。自分にできること、好きなことに取り組み、子ども同士や地域住民との交流の場となっています。

【個別施策別自己評価】

前期計画の個別施策別具体施策・事業評価ランクをみると、全施策では約 91%が「B. 計画に沿った取組ができた」施策となっています。

基本施策別にみると、「1 子育て家庭への支援」で「A. 計画以上の取組ができた」施策が約 15%を占めています。

全体	基本 施策	個別 施策	合計	A	B	C
計画全体			111 100.0%	10 9.0%	101 91.0%	— —
	1 子育て家庭への支援		39 100.0%	6 15.4%	33 84.6%	— —
		(1) 子育て世代の包括的な支援	22	4	18	—
		(2) 子育てと仕事の両立支援	17	2	15	—
	2 子どもの成長支援		47 100.0%	4 8.5%	43 91.5%	— —
		(1) 健やかな成長支援	16	1	15	—
		(2) 教育環境の整備	7	—	7	—
		(3) 要支援世帯への対応	24	3	21	—
	3 地域で支える子育て支援		25 100.0%	— —	25 100.0%	— —
		(1) 安全・安心な地域づくり	17	—	17	—
		(2) 喜びを共有できる環境づくり	8	—	8	—

※評価：A. 計画以上の取組ができた。B. 計画に沿った取組ができた。C. 計画に沿った取組ができなかった。

4 今後の課題と方向性

(1) 子育て家庭への支援や子育てと仕事の両立支援等について

- 児童福祉法、母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が「こども家庭センター」として一体的に整理され、設置が努力義務化されたことから、母子保健機能と児童福祉機能を備えたこども家庭センターの設置の検討を行い、子育て家庭に寄り添った相談支援に努めることが必要です。また、支援体制整備に伴い、子育て家庭の状況や相談内容、対応経過等の情報を、母子健康手帳のDX化に併せて、システム上で情報共有できる体制とする検討が必要です。
- 「子ども・子育てに関するニーズ調査」では、将来の教育・保育ニーズでは「保育所」が全体の6割以上を占める他、「先生や保育士の対応や経験」が施設に求める保育士像となっています。児童数は減少傾向にあるものの、入所児童の低年齢化や年度中途の入所希望等の保育ニーズは継続することから、受け皿や保育の質の確保に努めることが必要です。
- 保育所等の入所の低年齢化等、地域の子育てニーズの変化や過疎化少子化における子育て家庭の減少に伴い、地域の子育て支援体制の検討が必要です。
- 「子ども・子育てに関するニーズ調査」では、子育てと仕事の両立において重要な支援施策である病児・病後児保育、一時預かり、放課後児童クラブ・放課後子供教室の利用希望はいずれも3割以上と高くなっています。引き続き、各事業の継続が必要です。
- 経済的負担の軽減に関わる諸施策はいずれも重要な施策であり、社会環境の変化や子育て世帯のニーズを踏まえ、今後も継続した取組が必要です。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室は、それぞれの事業の特性を活かし、引き続き小学生が放課後等に安心安全に過ごす場所として確保するとともに、多様な体験、活動を行うことができる居場所とする取組が必要です。

(2) 子どもの成長支援や教育環境、要支援世帯への対応について

- 「子ども・子育てに関するニーズ調査」では、母子保健事業に対する健診・相談体制に対する期待の高まりがあるほか、休日・夜間の小児医療体制の充実や、育児・家事支援、各種悩みに対する相談体制等への期待が挙げられています。
産科医や小児科医、保健師、助産師等の確保、関係機関との連携強化等を通して、母子への丁寧な対応ができる安定的な医療体制や支援が必要です。

- 「子ども・子育てに関するニーズ調査」では、就学前児童、小学生の子育てに関する悩みとしては、しつけ、教育、発達・発育、食事・栄養といったキーワードが挙げられる一方、経済的不安、いじめを含む友だち関係等のキーワードも挙げられています。特に、食事・栄養については、朝食を食べている小・中学生の割合は低下傾向にあり、就寝時間と朝食の摂取は関係が深いことから、乳幼児期からの適切な生活習慣の定着が必要です。また、食育に関心を持っている若い世代の割合は低く、食育への関心度を高めるために、啓発や料理教室などの体験する食育の実践が必要です。
- 中学校3年生や小学生を対象にした「思春期講座」は、こころの発達を育てる重要な保健活動であり、今後も学校と連携して実施することが必要です。
- 小学生以上では、学習意欲、思考力、表現力、問題解決能力等、児童生徒一人ひとりの「生きる力」を育てる取組は重要であり、継続した取組が必要です。
- 「子ども・若者計画に関する調査」では、情報の入手や伝達の方法では、多様なタイプのSNSでの対応を求めており、また、意見を伝えやすくするための工夫やルールでは、匿名性、伝えた意見の扱われ方の明確化、グループでの参加等が特徴となっています。市への要望としては、自分たちが自主的に活動できる環境、就労等を含む気軽に相談できる環境等が挙げられています。
- 家庭教育力の向上については、共働き家庭も多く、生活習慣の確立等、子どもの成長をタイムリーに感じられる情報発信等の環境づくりが必要です。
- 児童虐待防止への対応については、要保護児童対策地域協議会などの既存の仕組みを活用して、支援が必要な家庭に対応する支援機関同士のタイムリーな情報共有や役割分担などの協議や支援の方向性を確認して、支援をしていくことが必要です。
- 産後ケア事業は、医療機関や助産所等の実施施設が近隣に少ない等の課題があり、関係機関と連携を密にし、利用ニーズに応じた支援の実施が必要です。
- 産婦健康診査において、メンタルヘルスに不調があった場合、つなぐ専門的な医療機関が遠方、少ない等の課題があり、早期の訪問などによる相談支援など精神的不安を軽減する取組の継続が必要です。
- ひとり親家庭等の自立支援を促すための保育サービス、各種地域子ども・子育て支援事業での支援をはじめ、経済的支援の継続的实施が必要です。
- 障害のある子どもについては、特別な支援が必要な対象者が増加する中であって、自立支援を促すための各種福祉サービスや医療的なケアの充実と継続的な実施が必要です。
- 子ども貧困対策については、関係機関と連携を図りながら、実態把握に努めるとともに、貧困世帯単位での各種支援の継続実施が必要です。

- 外国籍や外国にルーツのある子どもについては、日本語教室等のきめ細かい対応によるコミュニケーションの向上を図る支援が必要です。

（３）安全・安心な地域づくりや居場所づくりへの支援について

- 交通安全活動、防犯灯の整備等の防犯対策は安全・安心な地域づくりの要です。交通安全活動において連携しているボランティア団体の確保を含めた継続した取組の推進が必要です。また、防犯灯の老朽化も進んでいることから、計画的な更新等に対する支援が必要です。
- 歩道については、段差や防護柵等で行う安全対策とバリアフリー化とのバランスを考慮した整備をはじめ、公園については、利用者ニーズに応じた計画的な改修、更新が必要です。
- 公共施設については、子育て家庭の利用に配慮し、おむつ替えスペースや授乳室などの設備等の整備などを引き続き検討するとともに、子どもや保護者に関わる生活空間に対する施策についても継続した取組が必要です。
- 子どもや保護者を対象とした防災教育等を通して防災・減災に関する情報の提供に努め、防災・減災の重要性について理解促進を図ることが必要です。
- 子どもの居場所については、「小中学生調査」の居場所になる条件としては、「自分の好きなことができる」「いつでも行ける」「話があう人や趣味のあう人に会える」、高校生は、「自分の好きなことができる」「いつでも行ける」「長時間いられる」、青年期は、「いつでも行ける」「自分の好きなことができる」「長時間いられる」といったイメージが挙げられ、ライフステージにあった居場所づくりが必要です。
- 「放課後児童クラブ」「放課後子供教室」は小学生にとっては、放課後の大切な居場所であり、安全・安心な子どもの居場所となるような環境整備が必要です。
- 地域での子育て家庭支援や、安全安心な居場所づくりについては、既存の社会資源の活用を継続するため、活動を行っている地域団体や民間事業者、個人を支援するとともに、市域を超えた広域連携などによる新たな社会資源の開発が必要です。

第3章 子ども施策の推進に関する基本的な方針

1 基本理念

本市の子ども・子育てに関する施策については、前期計画において、「みんなで応援 すくすく庄原っ子」を将来像として掲げ、様々な取組を進めてきました。

それは、美しく豊かな自然、市民のあたたかな心、高齢者をはじめとした多様な世代による子育て支援など、本市の優れた子育て環境の中で、庄原で生まれ・育ち、庄原の未来を担い・創造する子どもたちの成長を、家族をはじめ、地域みんなで応援することで、第2期長期総合計画の保健・福祉・医療・介護分野の基本政策である「“あんしん”が実感できるまち」の実現に向けた、誰もが「ずっと住みたいと実感できるまち」を目指すものです。

本計画は、前期計画からの課題も引き継ぐことから、前期計画の将来像を引き継ぐとともに、「こども大綱」の「こどもまんなか社会～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～」を踏まえ、子ども、子育て家庭や子育てにかかわる全ての人がつながり、支えあうことにより、次代を担う庄原の子どもがすくすくと育つことのできる「こどもまんなか社会」の実現に向け、ずっと住みたいと実感できるまちを目指します。

◆基本理念◆

みんなで応援 すくすく庄原っ子

～ “こどもまんなか”

ずっと住みたいと実感できるまち～

2 基本的な視点

「基本理念」を実現するための基本的な視点として、「こども大綱」の「こども施策に関する基本的な方針」に準拠して、以下の6つの基本視点を設定します。

基本視点1 子ども・若者の最善の利益を図る

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

基本視点2 当事者と対話しながらともに推進する

子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。

基本視点3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する

子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

基本視点4 貧困と格差の解消を図る

良好な成育環境を確保し、貧困と格差を生じさせることのないよう、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

基本視点5 結婚・子育てに関する希望の形成と、実現を阻む隘路の打破

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻害する要因の除去に取り組めます。

基本視点6：関係機関との連携を重視する

施策の総合性を確保するとともに、民間団体等との連携を重視します。

3 施策体系

◆基本理念◆

みんなで応援 すくすく庄原っ子
～ “こどもまんなか” ずっと住みたいと実感できるまち～

◆基本的な視点◆

子ども・若者の最善
の利益を図る

当事者対話しながら
ともに推進する

ライフステージに応じて
切れ目なく対応する

貧困と格差の解消を図る

結婚・子育てに関する希望の
形成と実現を阻む隘路の打破

関係機関との連携
を重視する

計画の柱	基本目標	基本施策
1 ライフステージを通じた支援	(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での意識醸成	・子ども・若者の権利に関する普及啓発
	(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの強化	・遊びや体験活動の推進 ・生活習慣の形成・定着 ・子どもの生活空間の整備 ・本市文化・異文化理解、国際交流等の推進 ・子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
	(3) 子どもや若者への切れ目のない支援の提供	・こども家庭センターの体制整備 ・妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健対策の充実 ・「健やか親子21」を通じた健康に関する普及啓発 ・健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化 ・慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援
	(4) 子どもの貧困対策	・教育の支援 ・生活の安定に資するための支援 ・保護者の就労支援、経済的支援
	(5) 障害児・医療的ケア児等への支援	・障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり ・障害のある子ども・若者の学びの充実 ・医療的ケア児への支援

計画の柱	基本目標	基本施策
1 ライフステージを通じた支援	(6) 社会的な支援を必要とする子ども・若者への支援	・児童虐待防止への対応 ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援 ・様々な困難に直面している子ども・若者に対する支援 ・ヤングケアラーへの支援
	(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	・子ども・若者の自殺対策 ・子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 ・子ども・若者の性犯罪・性暴力対策 ・生命（いのち）の安全教育の推進 ・子ども・若者が相談しやすい体制の整備 ・犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備 ・非行防止と自立支援
2 ライフステージ別の施策	(1) 子どもの誕生前から幼児期までの支援	・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない相談体制の充実 ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 ・教育・保育サービスの充実
	(2) 学童期・思春期における支援	・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実等 ・居場所づくり ・小児医療体制・こころのケアの充実 ・必要となる知識に関する情報の提供や教育 ・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援
	(3) 青年期における支援	・就労を希望する方等への支援 ・結婚を希望する方への支援 ・相談支援体制の充実
3 子育て当事者への支援に関する施策	(1) 子育てに関する経済的負担の軽減等	・子育てに関する経済的負担の軽減等
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	・様々な子育て支援の推進 ・家庭教育支援
	(3) 子育て世代の働きやすい職場づくりの推進	・子育てに配慮した働きやすい職場環境づくり
	(4) ひとり親家庭への支援	・ひとり親家庭等自立促進に関する施策

第4章 子ども施策の展開

計画の柱1 ライフステージを通した支援

基本目標1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での意識醸成

- ◆子どもの権利条約の趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組みます。
- ◆教育、養育の場において、子ども・若者が権利の主体であることを含め子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。
- ◆子ども・若者や子ども・若者に関わる全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

基本施策1 子ども・若者の権利に関する普及啓発

【児童福祉課・市民生活課・生涯学習課・総務課・全課】

- 子どもの権利条約の趣旨や内容についての普及啓発を行うとともに、市職員の内容理解も深めます。
- 広島県と共同宣言した「こどもまんなか応援サポーター」として国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。
- 「庄原市人権教育・啓発推進プラン」に基づき、学校や生涯学習の場において、全ての人の人権を尊ぶ人権教育・人権学習を推進し、あらゆる差別のない住みよいまちづくりを進めます。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
人権セミナー・講演会等の開催回数	1回	1回以上
人権に係る地域学習会の実施回数	55回	60回以上
人権作品の応募数（人権作品募集事業）	647作品	600作品以上

基本目標 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの強化

- ◆子ども・若者の健やかな成長のために、多様な遊びや体験活動の機会づくりに取り組みます。
- ◆子どもの基本的な生活習慣の形成・定着を図ります。
- ◆交通事故・犯罪防止や、公園や子どもが集まる施設等の安心・安全の確保を図ります。
- ◆本市文化をはじめ、外国文化の理解や外国人との交流を深めるとともに、持続可能な社会の創り手として活躍できる教育環境の整備を検討します。
- ◆学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

基本施策 1 遊びや体験活動の推進

【児童福祉課・生涯学習課】

- 身近な地域や保育所等で、世代間交流事業や親子教室、多様なイベントを実施し、仲間づくり、情報交換の場づくり、及び近隣世帯のふれあい促進に取り組みます。
- 地域の子育て支援センターやほのぼのネットが、子育てサロンや子育てサークル等、地域で活動する子育て団体等の活動情報を子育て家庭に発信するとともに活動を支援し、子育て家庭に体験や遊びなどを提供します。
- 子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を醸成するとともに、競技や能力の向上を図るため、スポーツ環境の充実、指導者の養成に取り組みます。とくに、子どもたちの競技力の向上を図る様々な競技のレベルアップスポーツ教室の充実を図ります。
- 自治振興センター等の身近な公共施設を活用し、多様な体験ができる教室や講座等を開催します。

基本施策 2 生活習慣の形成・定着

【児童福祉課・保健医療課・教育指導課】

- 「早寝早起き朝ごはん」運動に取り組むなど、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を推進します。
- 子どもの健康や適切な食習慣に関する料理教室・食育教室の開催、保育所等における食育の実践活動に努め、乳幼児期からの生活習慣病の予防と適切な食習慣の確立に取り組めます。
- 食に関する啓発資料の提供や、世代間交流のできる料理教室などを通して、食に関心を持つ子どもの育成に取り組めます。

基本施策 3 子どもの生活空間の整備

【児童福祉課・危機管理課・建設課・都市整備課・教育総務課】

- 子ども・子育て支援強化に係る施設整備及び子育て関連施設の環境改善のため、「庄原市長期総合計画」に基づき、改修または新築・増築等を行います。
- 犯罪・事故等を未然に防止するため、市が設置している防犯灯の適正な管理に努めるとともに、通学路をはじめ、主要道路等、安全・安心な道路空間の管理に努めます。
- 安全の確保やまちづくりの視点から、道路上の無電柱化や歩道の整備など、子どもや高齢者にやさしく、かつ利便性の高い道路・施設の整備に努めます。

- 公共施設については、おむつ替えスペースや授乳室等の確保・整備に努めます。
- 遊具を配置した公園については、子どもや保護者が安全に利用できるよう、定期的に遊具点検を行うとともに、「庄原市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、利用者ニーズに応じた計画的な遊具の改修・更新等を行います。
- 子育て世代の比較的多い市街地や住宅団地に隣接する都市公園を子育て世代をはじめ、誰もが気軽に集い・憩うことができ幅広い多様な交流が促進される場として整備を進め、上野総合公園（陸上競技場エリア）を「子どもたちと多世代の集いの場」として、遊具エリア、駐車場、多目的広場、その他ベビールーム等の施設を整備します。
- 「庄原市通学路交通安全プログラム（令和6年10月改定）」に基づき、通学路の危険箇所における安全対策を実施します。

基本施策4 本市文化・異文化理解、国際交流等の推進

【児童福祉課・市民生活課・教育指導課・生涯学習課】

- 子ども・若者が、郷土愛や思いやりの心を持ち、社会に対する責任感を育むよう啓発に努めます。
- 子ども・若者が、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解を深め、チャレンジ精神や外国語によるコミュニケーション能力を身につけられるよう取り組みます。
- 日本語や日本の生活に不慣れな外国籍や外国にルーツのある子どもや保護者等を対象として、理解の程度に応じた学習支援、生活援助を行います。
- 外国人との交流、コミュニケーションを図る上で、言葉（言語）がもっとも大きな課題となっており、国際理解に関する情報発信、啓発活動のほか、外国語に対応できる職員の育成等に努めます。

基本施策5 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

【児童福祉課・市民生活課・教育指導課・生涯学習課】

- 子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、保育所生活・学校教育・社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。併せて、子どもに身近な存在である教職員に対する男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。
- 多様な性に対する理解及び自己認識を深めるため、心身の発達に応じた教育や広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等に努めます。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
レベルアップスポーツ教室の開催回数	13回	14回以上
子ども食育教室の開催回数	1回	7回以上
外国人と積極的にコミュニケーションを図りたい児童生徒の割合	小：69.8% 中：59.1%	小：80% 中：70%

基本目標3 子どもや若者への切れ目のない支援の提供

- ◆ 妊娠期から子育て期までの一貫した切れ目のない相談支援に取り組むとともに、さらなる相談支援体制の整備についての検討を進めます。
- ◆ 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）」に基づく国民運動である「健やか親子 21」の取組により、子どもの成長や発達に関して正しい知識を持つことや市民の理解を深めるための普及啓発のほか、慢性疾患や難病を抱える子ども・若者への支援に努めます
- ◆ 乳幼児期及び母子保健情報のデジタル化を検討します。

基本施策1 こども家庭センターの体制整備

【児童福祉課・保健医療課】

- 「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の機能を引き続き活かしながら全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」について、国の動向にあわせ体制整備に取り組めます。

基本施策2 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健対策の充実

【保健医療課】

- 出産後の育児が安心してできるよう、新生児訪問や育児教室、乳幼児健診等を継続して実施します。
- 妊産婦や子どもの健康を保持・増進する視点をもって、産科・小児科の維持等、医療体制の充実を図ります。
- 公的医療機関である庄原赤十字病院の周産期医療や小児救急医療に対し、安定的な体制や小児科医の勤務環境等の整備に係る費用を継続して支援します。

基本施策3 「健やか親子 21」を通じた健康に関する普及啓発

【児童福祉課・保健医療課・教育指導課】

- 「成育医療等基本方針」に基づく国民運動である「健やか親子 21」の妊婦・出産・子育て期の健康に関する妊婦や保護者等に向けた普及啓発の取組と連携し、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」に関する広報を実施します。
- 妊娠や出産における悩みの解消や不安の軽減を図るため、母子健康手帳の交付、パパママひろば、妊婦訪問等における面談・相談の充実を図ります。
- 子どもの発達を支援するため、年齢に応じた健診、成長の程度や生活習慣の確認、疾病の予防と早期発見等に努めます。
- 「庄原市健康づくり推進計画」に基づき保育所等、学校、子育て支援センターと連携した更なる食育の推進に取り組めます。
- 関係機関と連携した情報提供や支援に努め、食に関心を持ち、健全な食生活を実践する子どもを育成します。
- 保育所・小学校とも、地域と連携し、野菜の植え付け・収穫体験を通し、健全な食生活を実践する子どもの育成に努めます。

基本施策4 健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化

【保健医療課】

- 子育てに関する情報の提供やプッシュ通知による市の事業のお知らせ等を行う電子母子手帳アプリ「庄原ほのぼのネットアプリ」の充実に努めます。
- 子育て家庭の状況や相談内容、対応経過等の情報については、母子手帳のDX化に併せて、システムで情報共有できる体制の構築に努めます。

基本施策5 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

【保健医療課】

- 慢性疾病や難病を抱える子ども・若者について、広島県が行う児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費の助成制度に関する窓口の周知等の取組を進めます。また、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう同様の取組を進めます。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
妊娠届の早期届率（妊娠11週以内）	91.20%	県平均以上
乳児健康診査受診率	91.60%	県平均以上
1歳6か月児健康診査受診率	99.30%	県平均以上
2歳児歯科健診受診率	99.30%	前年度実績以上
妊婦の歯科健診受診率	58.30%	60.0%以上
2歳児歯科健診受診率	99.30%	前年度実績以上

基本目標4 子どもの貧困対策

- ◆ 全ての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、等しく教育の機会を得られ、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの豊かな人生実現につながる取組を進めます。
- ◆ 保護者の就労支援において仕事と両立して安心して、子どもを育てられる環境づくりを進めます。

基本施策1 教育の支援

【教育指導課】

- 経済的な理由で、十分な学習を受けることができない子どもを作らないよう、多様な機会を設定し、「確かな学力」を身につける学習支援を行います。

基本施策2 生活の安定に資するための支援

【児童福祉課・社会福祉課・教育指導課】

- 子どもの所属機関をはじめとした関係機関が連携を図りながら、実態把握に努め、適切な支援につなぎます。
- 子どもの貧困対策として、世帯状況の継続的な実態把握に努めるとともに、先進的な事例や情報を収集し、本市における最適な対応を検討します。
- 生活保護受給世帯等の子どもへの小・中・高校における経済的援助を継続して行います。
- 幼児教育・保育の無償化や、義務教育段階の就学援助等切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。

基本施策3 保護者の就労支援、経済的支援

【児童福祉課・社会福祉課・商工観光課・教育指導課】

- 生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、世帯の状況に応じて、生活困窮者自立相談支援事業や生活保護制度など、適切な支援へつながるよう、関係機関が連携を図り対応していきます。
- 保育サービス及び放課後児童クラブ、子育て支援サービス等の利用に際し、負担軽減等の支援を行います。
- 庄原でいきいき働く協議会と連携し、地元での就職活動を支援します。

基本目標5 障害児・医療的ケア児等への支援

- ◆ 発達障害児や医療的ケア児を始めとする障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、その発達や将来の自立、社会参加を支援し、障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めます。
- ◆ 障害児・医療的ケア児等、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。
- ◆ 特別支援教育については、安全・安心に過ごすための環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・社会的自立を目指した教育の充実に向け取組を進めます。

基本施策1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

【児童福祉課・社会福祉課・保健医療課・教育指導課】

- 保育所等や利用施設における支援方法の助言等、保健、医療、福祉、教育分野の関係機関が連携し、総合的な支援を推進します。
- 障害の要因となる疾病の早期発見と治療の促進を図るため、妊婦及び乳幼児を対象とした健康診査、学校における健康診断等を継続して行い、事故予防の周知も行います。
- 障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、障害の区分や状態に対応できる医療・療育体制の充実に取り組みます。

- 児童発達支援及び放課後等デイサービス利用希望者の増加に対応できる事業者や事業所の確保に努めます。
- 障害者相談支援事業所と連携し、障害福祉サービスの利用や生活課題に関する相談への対応や相談内容に応じた適正な障害福祉サービスの利用につなげます。
- 障害児から障害者への移行にあたり、案内や申請漏れがないよう、対象者の把握に努めます。

基本施策2 障害のある子ども・若者の学びの充実

【児童福祉課・社会福祉課・保健医療課・教育指導課】

- 児童の成長過程や障害の区分・状態等により、特別な配慮が必要な児童を受け入れるときは、保健、医療、福祉、教育分野の関係機関が連携し、総合的な支援を推進します。
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒が学習意欲を高め、安定した学校生活を送ることができるよう、今後の対象児童の増加、支援員の配置等を踏まえた特別支援教育の充実に努めます。

基本施策3 医療的ケア児への支援

【児童福祉課・社会福祉課・保健医療課】

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を強化し、医療的ケア児コーディネーターを中心とした相談支援に取り組みます。

基本目標6 社会的な支援を必要とする子ども・若者への支援

- ◆ 児童虐待については、庄原市安心家庭ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）等の地域のネットワークと一体になって困難を抱える世帯を継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。
- ◆ 予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠など、支援を必要とする妊産婦に対し、妊娠・出産、産後の切れ目のない支援に努めます。
- ◆ 孤立した状態の子ども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取組を検討します。
- ◆ ヤングケアラーの問題については、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有、連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。
- ◆ 地域で見落とされがちな、制度の狭間や複合的な困り事を持つ人や、相談に来ることができない人などの複雑化・複合化した支援ニーズに対し、行政と地域、民間事業所など分野横断的な連携により、子ども・若者を含めて誰一人取り残さない支援に取り組む重層的支援体制整備事業を推進します。

基本施策1 児童虐待防止への対応

【児童福祉課・保健医療課・教育指導課】

- 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等に向け、庄原市安心家庭ネットワーク協議会における情報の収集・共有、関係機関との連携を迅速に図るなど、機能強化に取り組みま

す。

- 母子保健事業や子育て支援事業の担当職員の意識を高め、医療機関や保育所等、子育て支援センターと連携した迅速な情報収集、情報交換や未入所の乳幼児のいる家庭への訪問等により、支援が必要な家庭の早期把握に努めます。特に支援が必要な家庭に対しては、庄原市安心家庭ネットワーク協議会を通じて構成機関の役割に応じた継続的な支援を実施します。

基本施策2 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦への支援

【保健医療課】

- 産婦健康診査の結果を元に、状況把握、迅速な専門医療機関との連携や訪問等により産後うつ及び新生児虐待の予防に努めます。
- 支援を希望する妊産婦に、助産師による産前サポート事業、医療機関等での休息場所の提供や、授乳や育児を支援する産後ケア事業を実施します。

基本施策3 様々な困難に直面している子ども・若者に対する支援

【児童福祉課・社会福祉課】

- 社会的養護経験者や社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者など支援を要する者を取り巻く状況等を把握・分析し、関係機関と情報共有したうえで、適切な支援を受けることができるよう、支援機関等へつないでいく取組を行います。
- 生活困窮状態に陥ることが見込まれる場合は、相談支援機関へつなぐとともに、状況に応じて、適切な制度の利用を案内します。
- 保護者による養育が困難な子どもを家庭に迎え入れ、子どもに寄り添った養育を行う里親会の取組を支援します。

基本施策4 ヤングケアラーへの支援

【児童福祉課・社会福祉課・高齢者福祉課・教育指導課】

- 小中学校など学校関係機関や、その他福祉、介護、医療等の関係者が情報共有・連携し、ヤングケアラーの早期発見、実態把握に努めます。
- ヤングケアラーに関して、チラシ、ポスターや広報紙等を活用した周知に努めます。
- 各小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生委員・児童委員、地域包括支援センター、家庭児童相談員などが連携し、対象家庭の状況把握や見守り、生活に対する助言等に努めるとともに、物理的・心理的負担を軽減するため、家事援助など福祉サービスの利用などにつなげていきます。
- ヤングケアラーを把握した場合の連携・支援について、各小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが共通認識をもち、支援体制を整えます。
- 世帯状況の把握に努め、生活に困窮している、または将来的に生活に困窮することが見込まれる場合は、相談支援機関へつなぐとともに、状況に応じて、適切な制度の利用を案内します。

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
安心家庭ネットワーク協議会代表者会議開催回数	1回	1回
安心家庭ネットワーク協議会実務担当者会議年間実施回数	12回	12回

基本目標7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- ◆子ども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、自殺総合対策大綱及び子どもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を検討します。
- ◆子ども・若者の性被害は、潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、地域における支援体制の充実を図ります。
- ◆子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体系的な安全教育を推進するとともに、保護者に対し子どもの安全に関する周知啓発を推進します。
- ◆子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援の取組を検討します。

基本施策1 子ども・若者の自殺対策

【保健医療課・教育指導課】

- 子ども・若者の自殺対策については、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、電話・SNS等を活用した相談体制の整備等を検討します。

基本施策2 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

【教育指導課】

- 子どもが主体的にインターネットを利用できる技能習得の支援や、情報リテラシーの育成支援、子どもや保護者等に対する啓発等に努めます。

基本施策3 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

【児童福祉課・教育指導課】

- 子ども・若者への加害の防止、相談をしやすくする取組、被害当事者への支援、啓発活動の実施等、総合的な取組に努めます。

基本施策4 生命（いのち）の安全教育の推進

【児童福祉課・保健医療課・教育指導課】

- 生命を大切にし、子どもをいじめ・暴力・犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の安全教育に努めます。

基本施策5 子ども・若者が相談しやすい体制の整備

【児童福祉課・保健医療課・教育指導課】

- 相談窓口の一層の周知や子ども・若者が相談しやすいSNS等を活用した体制整備に努めます。

基本施策6 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

【児童福祉課・危機管理課・教育指導課】

- 子どもの生命を守り、全ての子どもが健やかに育つため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めます。
- 幼少期から交通安全を自覚し、交通ルールを守ることができるよう、年齢段階に応じた交通安全指導や交通安全教室等を実施します。
- 交通安全日や交通安全期間中において、PTA・ボランティア団体・警察と連携し、街頭指導のほか、小学生を対象とした自転車教室を実施します。
- 小学生に防犯ブザーを配布し、子どもの自己啓発も促しながら、犯罪が発生しない環境づくりに努めます。
- 子どもを交通事故から守るため、地域や学校、警察等の関係機関・団体と連携し、交通安全の啓発活動等に取り組みます。
- 地域住民による登下校の見守り、青色パトロールカーの巡回等、関係者の協力も得ながら、子どもの見守り体制を維持します。
- 地域や関係機関と連携した防災訓練（総合防災訓練・避難訓練）に取り組むとともに、子どもや保護者を対象とした防災・減災に関する情報の提供に努めます。
- 教育・保育施設における、地震・火災や不審者対応等を想定した定期的な避難訓練、防災訓練や防災教育の実施を行います。

基本施策7 非行防止と自立支援

【社会福祉課・市民生活課・教育指導課】

- 学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図るとともに、「庄原市地域福祉計画（庄原市再犯防止推進計画）」に基づき保護観察の対象となった子ども・若者に対する保護司などとの連携の強化や体制の充実を図ります。
- 非行や犯罪に及んだ子ども・若者の中には、様々な課題を抱えていることが考えられるため、関係機関が連携を図り、課題解決へ向けた取組を行うとともに、自立へ向けた適切な支援を受けることができるよう、支援機関へつなぐように努めます。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和 11(2029)年度
自殺死亡率（全体）5年間平均	18.75	16.5 以下
ゲートキーパー養成講座実施回数	2 回	7 回以上
いのちの学習実施回数	7 回	10 回以上
ひきこもり等のこころの不安がある人を支える場の数	5 か所	14 か所
保育所等における保護者と一体となった避難訓練回数	1 回/各施設	1 回/各施設
交通安全教室の年間実施回数(小学校)	1 回/15 校	各校 1 回以上
交通安全指導の年間実施回数(保育所)	12 回/各所	12 回/各所
警察署等との連携による非行防止教室年間実施回数(小中学校)	30 回	各校 1 回以上



計画の柱２ ライフステージ別の施策

基本目標１ 子どもの誕生前から幼児期までの支援

- ◆不妊症や不育症、出生前検査等、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図ります。
- ◆子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支援します。
- ◆子どもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援のため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保に努めます。

基本施策１ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない相談体制の充実

【児童福祉課・保健医療課】

- 妊婦訪問や新生児訪問・乳児家庭全戸訪問における家庭の状況について専門職で共有・協議し、必要に応じて訪問を継続する等、寄り添った支援を行います。

基本施策２ 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実

【児童福祉課・保健医療課・生涯学習課】

- 本市の豊かな自然や伝統文化等、地域の特色を十分に活かすとともに、保育所等、家庭、地域、企業及び関係機関等と連携し、乳幼児期の子育て環境の推進に取り組みます。
- 子育て支援センターでの子育て家庭の交流や保護者向けの講座、地域の方とのふれあいや親子で楽しめるイベントに取り組みます。

基本施策３ 教育・保育サービスの充実

【児童福祉課】

- 保育サービスに関して、多様なニーズに対応するとともに、待機児童が発生しないよう、保育士の確保に努めます。また、児童数の減少に伴い、幼児期における「適切な子どもの集団」が維持できない公立保育所が生じることも懸念されることから、次の対応方針を継続し、該当保育所の保護者や地域との協議により、適切な保育環境を確保します。加えて、今後の人口減少社会の進展を踏まえ、教育・保育施設の再編・集約化を含めた最適化に関して検討を進めます。

■保育所の適正規模に関する対応方針

集団保育の重要性から、保育所入所児童が10名未満となり、以降、入所児童数が10名以上になることが見込めない場合は、適正規模での保育を確保するため、次の事項に配慮し、休所、閉所、統合の検討に着手する。

- 同一地域内または隣接地域内に他の保育所があり、児童の受け入れが可能であること。
- 休所、閉所に当たっては、説明会などを開催し、情報提供や意見交換を行う中で、保

【適正規模の基準】

- ・入所児童は、1施設あたり10人以上

【10人以上の理由】

保育所の適正な規模の子ども集団とは、協調しながら遊び、人間関係が構築できる最小人数として、3人の集団が3つ程度ある10人以上とする。

- 保育指針に沿って教育・保育の一体的な提供を行い、広島県等と連携して、多様な研修の企画・実施により職員の資質向上を図るとともに、相談支援など、支援体制の強化に取り組む等、保育の質の向上に努めます。
- 子どもたちの今を未来へつなげていくため、庄原市幼保小連携推進協議会では、各小学校区で交流・意見交換を行うとともに、アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムを通して、幼児期に育まれた力を小学校等の学びにつなげていき、さらには幼保小中高の連携に努めます。
- 教育・保育施設の整備については、「庄原市公共施設等総合管理計画」に基づいて施設の維持・修繕を行っています。施設の状況等を踏まえながら、施設の機能強化や環境改善も含め整備が必要となる場合は、長期総合計画・実施計画書に計上しながら計画的に整備を進めます。
- 病児・病後児保育について、柔軟な働き方を支援するため、次の支援体制方針に沿い、引き続き、市内全域での実施を継続します。

■病児・病後児支援体制方針(平成30年5月決定)

【病児保育】生後6月から小学校6年生まで

- ・庄原市病児病後児保育施設(わらべ保育室)において、市内全域を対象に実施する。

【病後児保育等】

- (1) 「わらべ保育室」において、看護師・保育士を配置するとともに小児科医師と連携し、市内全域を対象に実施する。(国の要綱に基づく病後児保育事業 生後6月から小学校6年生まで)
- (2) 「小奴可こども園」において、看護師・保育士を配置し、市内全域を対象に実施する。(国の要綱に基づく病後児保育事業 生後3月から小学校6年生まで)
- (3) 指定管理保育所において、看護師及び保育士を配置し、当該保育所への入所児童に限定して実施する。(本市独自の病後児支援事業)

- 保育所ICTシステムの活用により、利用者の利便性を向上させるとともに、保育所での業務の効率化・省力化を進め、保育の質の向上に努めます。
- 保育所等に通っていない3歳未満の子どもを対象とした、新たな通園制度について検討を行い、保育サービスの充実を図ります。
- 保育施設の給食現場では、食物アレルギー対応の施設巡回指導や職員対象に研修を実施し、共通認識を図る取組を継続して実施します。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
新生児訪問実施率	100%	100%
乳児家庭全戸訪問率	100%	100%
保育所入所希望者の入所率	96.50%	98%
市内 保育士等全体研修の年間実施回数	7回	7回以上
幼保小連絡会議及び研修の年間実施回数	4回	4回以上

基本目標2 学童期・思春期における支援

- ◆学校は子どもにとって大切な居場所の一つであり、子どもの最善の利益の実現を図る観点等から学校生活を更に充実したものとします。
- ◆休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療体制の充実を図ります。
- ◆子ども・若者が自らの発達程度に応じて、性に関する科学的知識、性情報への対処等、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援に努めます。
- ◆様々な仕事・模範とする人等に触れる機会、社会人との交流の場等を創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。
- ◆学校等でのいじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進等、いじめ防止対策を検討します。
- ◆不登校の子ども意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校の子どもへの支援対策全体について検討します。

基本施策1 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実等

【教育指導課・教育総務課】

- 学校教育等において、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学習意欲、思考力、表現力、問題解決能力等、児童生徒一人ひとりの「生きる力」を育成します。
- 学校運営協議会による各学校と地域が共に子どもを育てるという共通認識のもと、地域人材を活用した総合的な学習の時間を設定する等、特色ある、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。
- 学校給食においては食物アレルギーへの対応（除去食・代替食・弁当対応（児童・生徒持参））の判断を行いながら、安心でおいしい給食を提供します。

基本施策2 居場所づくり

【児童福祉課・生涯学習課・社会福祉課・教育指導課】

- 小学生においては、放課後等における居場所となる放課後児童クラブ及び放課後子供

教室を引き続き設置・運営します。

- 放課後児童クラブにおける必要な支援員の確保及び、市の整備方針や国方針を踏まえた放課後児童クラブの計画的な施設整備に努めます。

■放課後児童クラブを実施する施設の整備方針(令和3年3月決定)

(整備方針)

(1)「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」の進捗状況を踏まえ、今後の利用児童の増加が見込まれる放課後児童クラブ実施施設から対応する。

(2)新たに施設整備が必要となった場合は、「第2期庄原市みらい子どもプラン」(令和2年3月)に基づき、小学校敷地内または近接地(概ね500m未満の移動距離)への整備を原則とする。

その際の考慮する優先順位は次のとおりとする。

①可能な限り余裕教室や遊休施設の活用を図る。

②余裕教室等の活用ができない場合は新築とする。その規模は平均利用児童数に加え、夏季休業中の児童の一時的な増加、配慮の必要な児童への対応等を加味し考慮するが、将来へ向けて過大な施設とならないよう整備する。

(3)全ての実施施設において、男女別のトイレやユニバーサルトイレ(多目的)、専用の事務室を備えるよう努める。

※上記整備方針に基づき、新築の必要性が生じた場合は、個別の計画で詳細を整理する。

- 中学生以上にあっては、可能な限り「自分が好きなことができる」「いつでも行ける」「長時間いられる」といった居場所として利用できる公共施設や民間施設の活用などによる環境づくりを検討します。
- 学校へ行けない、行きづらい子どもたちの社会とのつながりを継続させるとともに、社会参加がしやすくなるような居場所づくりに取り組みます。

基本施策3 小児医療体制・こころのケアの充実

【保健医療課・教育指導課】

- 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域の子どもの健やかな成育の推進を図ります。
- 中学校3年生を対象に、いのちを大切にする「生と性」の思春期講座を実施するとともに、薬物や喫煙、飲酒、悩んだときのSOSの出し方に関する保健指導、相談窓口の情報提供に取り組みます。併せて、希望する小学校に対しても継続して実施します。

基本施策4 必要となる知識に関する情報の提供や教育

【教育指導課】

- 子ども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する情報提供を推進するとともに、職場体験等の体験的な学習活動を効果的に活用します。

基本施策5 いじめ防止

【教育指導課】

- 学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等における子どもが主体的にいじめ防止について考え、行動するような取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進等、いじめ防止対策に努めます。

基本施策6 不登校の子どもへの支援

【教育指導課】

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家に相談できる環境整備、ICT等を活用した学習支援、フリースクール等との連携等、不登校の子どもへの支援体制を検討します。
- 授業や学校行事等を工夫・改善し、「魅力的な学校づくり」を組織的に進めることを通して、不登校の未然防止に努めます。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
家庭学習（全国調査）平日1日当たり1時間以上の割合（小学6年生）	55.40%	60.0%
家庭学習（全国調査）平日1日当たり1時間以上の割合（中学3年生）	63.3%	70.0%
不登校児童数の割合（年間合計30日以上欠席）（小学生）	1.5%	1.5%
不登校生徒数の割合（年間合計30日以上欠席）（中学生）	6.7%	6.7%
児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目割合（小学校5年生男子）	87.50%	100%
児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目割合（小学校5年生の女子）	100%	100%
児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目割合（中学校2年生男子）	100%	100%
児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目割合（中学校2年生女子）	87.5%	100%
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合（小学校5年生、中学校2年生）	小：87.1% 中：79.5%	小：100% 中：100%
放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人

基本目標3 青年期における支援

- ◆青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援に努めます。

基本施策1 就労を希望する方等への支援

【商工観光課】

- 庄原でいきいき働く協議会と連携し、市内中学校・高校の全生徒へ企業ガイドブックを配布するとともに、市内高校生向け地元企業紹介事業を実施することにより、地域の企業・産業に関する理解や地元での就職意識の醸成を図ります。
- 庄原でいきいき働く協議会と連携し、地元での就職活動を支援します。

基本施策2 結婚を希望する方への支援

【自治定住課】

- 出会いの機会・場の創出について伴走型支援の充実に努めます。

基本施策3 相談支援体制の充実

【社会福祉課・保健医療課】

- ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実に努めます。
- ひきこもり状態にある当事者やその家族に対しては、ひきこもり相談窓口を設け、居場所づくり事業や家族会の運営を行い、支援体制の充実に努めます。また、ひきこもり支援については、周りの理解も重要になることから、ひきこもりに対する理解を深めてもらうため、理解促進講演会を開催します。
- ひきこもり支援は長期間にわたるため、家族との関係性を築きながら、当事者へアプローチできるよう粘り強く取組を行います。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
合同就職面接会参加者数	6人	7人
婚活支援イベントによるマッチング数	20組	30組
婚活支援事業による成婚者数	5人	8人

※青年期における人数等

計画の柱3 子育て当事者への支援に関する施策

基本目標1 子育てに関する経済的負担の軽減等

- ◆次代を担う全ての子どもの育ちを支えるため、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。

基本施策1 子育てに関する経済的負担の軽減等

【児童福祉課・教育総務課・保健医療課】

- 子どもの誕生を祝福し、次代を担う子どもの健やかな育成を願うための出産祝金、小学校・中学校への入学を祝福し、児童及び生徒の健全な育成の支援を目的とする入学祝金の制度を継続して実施します。
- 不妊治療費等補助事業（特定不妊治療、不妊検査・一般不妊治療、不育症）について継続して実施します。
- チャイルドシート購入助成や、子育てサービスに係る利用者負担の減免措置など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る制度を継続して実施します。
- 18歳到達年度までの子どもに対し、医療費の一部を支給する子どもの医療費助成について継続して実施します。
- 保育料については、3歳以上児の副食費を無償とするとともに、3歳未満児の保育料についても、制限なく第2子半額、第3子以降無償の支援を継続します。
- 上記の支援策は、国の動向や、社会の情勢を考慮しながら、適宜、それぞれにおいて検討を行うとともに、子育て支援施策を総合的に捉え、最適な経済的負担軽減策等の在り方についても検討します。

基本目標2 地域子育て支援、家庭教育支援

- ◆子育て当事者の気持ちを受け止め、子どもとの関わりの工夫、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。
- ◆保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者に寄り添う家庭教育支援に努めます。

基本施策1 様々な子育て支援の推進

【児童福祉課】

- 地域の子育て支援拠点の位置づけや機能の充実を地域に応じて検討し、子育て支援の推進に努めます。
- 子育て家庭や支援者・協力者が、気軽に集い、交流できる場づくりを進めるとともに、子育て支援ボランティアの育成に努めます。
- 不定期な保育ニーズへの対応として、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員を確保し、利用しやすい体制づくりに取り組みます。

- 保育所への入所については、年度当初では待機児童が発生しないよう必要な保育士を確保するとともに、クラス編成や入所調整等を行いながら待機児童ゼロを継続していきます。
- 延長保育や一時預かり事業等については、保護者のニーズや受入れ施設の規模・体制を踏まえるとともに、民間事業所への委託も含め、柔軟に対応します。

基本施策2 家庭教育支援

【児童福祉課・生涯学習課】

- 家庭における教育力・養育力の向上、子どもの生活習慣の習得のほか、親としての役割や子どもとの適切な接し方を促すため、保育所等や子育て支援センターと連携し、情報提供や学習機会の充実に努めます。
- 家庭の教育力向上にあたっては、保護者向けの講演会や園だより等を通じた子育て情報の提供に対する支援を行います。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
延長保育の実施率	50%	50%以上
子育て支援センター設置箇所数	各地域 1か所以上	各地域 1か所以上
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の登録率	1.60%	1.60%以上

基本目標3 子育て世代の働きやすい職場づくりの推進

- ◆ 女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、関係機関との連携により、事業者向けの啓発等を検討します。

基本施策1 子育てに配慮した働きやすい職場環境づくり

【商工観光課・市民生活課】

- 各種セミナーや講座等の開催により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識を促します。
- 各種セミナーへの参加促進のため、企業内研修としての活用やセミナー内容の充実等に取り組みます。
- 仕事と家庭の両立の取組を支援する国の情報サイト「両立支援のひろば」や、県の情報発信ポータルサイト「人的資本経営ひろしま」の周知等を通して、優良企業として認定された企業の取組を紹介する機会の充実に努めます。
- 職場等における各種ハラスメント防止策など、働きやすい職場環境の整備を促進します。

数値目標（基準値・目標値）

指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
女性の育児休業取得率	55.50%	65%以上
男性の育児休業取得率	5.30%	10%以上

※子ども・子育てニーズ調査結果より

基本目標4 ひとり親家庭への支援

- ◆ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援等が適切に行われるような取組を検討します。

基本施策1 ひとり親家庭等自立促進に関する施策

【児童福祉課・保健医療課・社会福祉課】

- 子育て支援サービス等の利用に際し、負担軽減等の支援を検討します。
- 児童扶養手当の支給や医療費負担の軽減、就業支援や資金貸付等、経済的支援も含めた総合的な自立支援に継続して努めます。
- 養育費や面会交流などについて、子どもにとって不利益が生じないよう、当事者に寄り添った相談支援に努めます。
- 生活困窮が疑われる場合は、生活相談を速やかに行い、世帯状況を把握のうえ、生活困窮者自立相談支援事業や生活保護制度など適切な支援へつなげていきます。

第5章 成果指標一覧

■【子育て家庭に関する目標】 ※庄原市子ども・子育てに関するニーズ調査

NO	指標	基準値	目標値
		令和6(2024)年度	令和11(2029)年度
1	子育てに不安や負担を「非常に感じている」保護者の割合	就 6.8% 小 9.8%	就 5%以下 小 5%以下
2	孤立を「常を感じている」保護者の割合	就 2.5% 小 2.5%	就 1%以下 小 1%以下
3	自分自身の子育てが、地域の人や社会に支えられていると「非常に感じている」保護者の割合	就 67.1% 小 64.4%	就 70% 小 70%
4	「子育てがしやすいまちだと思う」保護者の割合	就 61.6% 小 56.8%	就 70% 小 70%
5	庄原市へ「ずっと住み続けたい」保護者の割合	就 31.9% 小 33.1%	就 40% 小 40%

※1 NO3は「非常に感じている」「ある程度感じている」の合計

2 NO4は「子育てがしやすいまちだと思う」「どちらかといえば子育てがしやすいまちだと思う」の合計

■【子ども・若者に関する目標】 ※庄原市高校生～29歳調査（子ども・若者調査）

NO	指標	基準値	目標値
		令和6(2024)年度	令和11(2029)年度
1	「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	58.8%	60%
2	「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	56.5%	60%
3	「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」と思う子ども・若者の割合	51.8%	55%
4	「自分自身に満足している」と思う子ども・若者の割合	41.1%	50%
5	暮らしや生活への満足度(10段階方式)	5.89点	7点
6	庄原市が「好き」と回答した子ども・若者の割合	66.2%	70%
7	将来に不安を感じている子ども・若者の割合	75.2%	60%以下
8	「20年後、庄原市で暮らしたい」と思う子ども・若者の割合	33.3%	40%
9	「20年後、幸せに暮らしている」と思う子ども・若者の割合	57.5%	60%
10	「最近6か月間の家族以外の人とのかかわり方」の「いつもつながりを感じている」と思う子ども・若者の割合	67.5%	70%

※1 NO1～4、NO8、NO10は「そう思う」「だいたいそう思う」の合計

2 NO6は「好き」「どちらかというところ好き」の合計

3 NO7は「感じている」「なんとなく感じている」の合計

4 NO9は「思う」「どちらかといえば思う」の合計

■【子どもの貧困対策に関する目標】 ※県・子供の生活実態調査

NO	指標	基準値	目標値
		令和6(2024)年度	令和11(2029)年度
1	最近の生活満足度（10段階方式）小学生	7.43	県平均を上回る
2	最近の生活満足度（10段階方式）小学生の保護者	6.22	県平均を上回る
3	最近の生活満足度（10段階方式）中学生	6.81	県平均を上回る
4	最近の生活満足度（10段階方式）中学生の保護者	5.46	県平均を上回る

第6章 第3期量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」に規定された教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の内容、実施時期等は次のとおりです。

1 認定区分と対象事業

(1) 児童の認定区分

教育・保育事業の提供に当たり、次のとおり、客観的基準に基づき、その必要性を認定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業(19事業)

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、令和6(2024)年度以降、既存の13事業に加えて、6つの事業が新たに設定されました。

これらの事業は、地域の実情に応じて実施する事業です。

【従来の13事業】

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業(病児・病後児保育)
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【令和 6（2024）年度以降の新規事業】

【令和 6（2024）年度以降新規事業】 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業	【令和 7（2025）年度以降新規事業】 ・妊婦等包括相談支援事業 ・乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ・産後ケア事業
---	--

2 提供区域の設定

本市では、第 2 期計画と同様に、次のとおり提供区域を設定します。

（１）教育・保育事業の提供区域

事業実績や人口推計、アンケート調査、必要量、既存施設の活用等を勘案するとともに、供給体制の確保の視点から「市全域」を提供区域とします。

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
①利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
③妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
④乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
⑤一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
⑥延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
⑦病児保育事業 （病児・病後児保育）	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
⑧子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
⑨放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
⑩妊婦等包括相談支援事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
⑪乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
⑫産後ケア事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。

3 量の見込みと確保方策

それぞれの事業について、量の見込みに対する確保方策と実施時期を定めます。

なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行う等、柔軟な対応を図ります。

(1) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

令和7（2025）年度	教育	保育			
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
① 量の見込み	68	409	129	98	57
② 確保方策	210	865	374		58
教育・保育施設※ ¹	210	856	349		46
特定地域型保育※ ²	—	9	11	14	12
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	142	456	147		1

※¹ 幼稚園、保育所、認定こども園

※² 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

単位：人

令和8（2026）年度	教育	保育			
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
① 量の見込み	73	394	108	110	57
② 確保方策	210	865	374		58
教育・保育施設※ ¹	210	856	349		46
特定地域型保育※ ²	—	9	11	14	12
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	137	471	156		1

単位：人

令和9（2027）年度	教育	保育			
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
① 量の見込み	71	356	124	107	57
② 確保方策	210	865	374		58
教育・保育施設※ ¹	210	856	349		46
特定地域型保育※ ²	—	9	11	14	12
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	139	509	143		1

単位：人

令和 10（2028）年度	教育	保育			
	1 号	2 号	3 号		
	3 ～ 5 歳	3 ～ 5 歳	2 歳	1 歳	0 歳
① 量の見込み	74	342	123	105	57
② 確保方策	210	865	374		58
教育・保育施設※ ¹	210	856	349		46
特定地域型保育※ ²	—	9	11	14	12
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	136	523	146		1

単位：人

令和 11（2029）年度	教育	保育			
	1 号	2 号	3 号		
	3 ～ 5 歳	3 ～ 5 歳	2 歳	1 歳	0 歳
① 量の見込み	77	329	123	103	57
② 確保方策	210	865	374		58
教育・保育施設※ ¹	210	856	349		46
特定地域型保育※ ²	—	9	11	14	12
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	133	536	148		1



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

事業概要及び方向性

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。体制等について検討を行い、現在の1か所を維持し実施します。

供給体制

1か所以上

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要及び方向性

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。市内11か所（発達相談に係る保護者の支援事業を行う2か所を含む）で実施し、子育て家庭、地域住民に交流の場を提供するとともに、育児相談や発達相談、母子保健との連携事業の実施に努めます。

対象年齢

主として0歳児～おおむね3歳未満児

量の見込みと確保方策

単位：人回/月

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	1,269	1,220	1,246	1,220	1,194
②確保方策	1,269	1,220	1,246	1,220	1,194
②－①	0	0	0	0	0

③ 妊婦健康診査

事業概要及び方向性

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊娠・出産期からの継続的な視点をもって、母子保健の知識の普及、妊産婦への保健指導に努めます。

量の見込みと確保方策

単位：人回/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	1,090	1,027	975	928	885
②確保方策	1,090	1,027	975	928	885
②－①	0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要及び方向性

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。訪問実施の状況を専門職で共有・協議し、必要な支援につなげます。

対象年齢

0歳児

量の見込みと確保方策

単位：人/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	123	119	115	111	108
②確保方策	123	119	115	111	108
②－①	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

⑤-1 幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業

事業概要及び方向性

幼稚園または認定こども園の在園児が利用する一時預かり事業。通常の利用時間を超えて幼稚園や認定こども園で保育を行う事業です。保護者のニーズに応じ柔軟に対応します。

対象年齢

3歳児～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：人日/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	4,086	4,161	3,950	3,990	4,026
②確保方策（幼稚園型）	4,086	4,161	3,950	3,990	4,026
②－①	0	0	0	0	0

⑤-2 保育所等における一時預かり事業

事業概要及び方向性

保護者の疾病や冠婚葬祭などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。保護者のニーズに応じ、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業の実施場所において実施します。

対象年齢

0歳児～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：人回/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	799	770	736	714	694
②確保方策（一般型）	820	808	793	790	775
②－①	21	38	57	76	81

⑥ 延長保育事業

事業概要及び方向性

教育・保育施設において、保育の必要性に応じて標準時間、短時間と認定した保育時間を超える保育が必要な子どもに対し保育時間を延長し、保育を行う事業です。保護者の多様な勤務形態やニーズに対応できるよう、サービスの提供に取り組めます。

対象年齢

0歳児～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：人/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	290	284	275	271	266
②確保方策	290	290	290	290	290
②－①	0	6	15	19	24

⑦ 病児保育事業(病児・病後児保育)

事業概要及び方向性

病気の回復には至っていないが、当面症状の急変のおそれのない児童(病児)や、病気回復期にある児童(病後児)で、集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業です。公設小児科診療所に併設する病児・病後児保育施設「わらべ保育室」で小児科医との連携により実施するとともに私立小奴可こども園が専用保育室により病後児保育に取り組んでいます。

その他、保育所4施設で市独自に在園児を対象とした「病後児支援事業」に取り組んでおり、引き続きサービス提供に努めます。

対象年齢

6か月～6年生

量の見込みと確保方策

単位：人日/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	378	365	359	349	361
②確保方策	380	370	360	350	370
②－①	2	5	1	1	9

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要及び方向性

子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものが会員登録をして、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。保育施設が利用できない休所日の利用など、子育て家庭などを支えるためにも、提供会員の確保と事業の周知に努めます。

対象年齢

0歳～6年生

量の見込みと確保方策

単位：人日/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	130	122	117	110	105
②確保方策	130	122	117	110	105
②－①	0	0	0	0	0

⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要及び方向性

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)に対し、授業の終了後や長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

放課後児童対策パッケージなどの国の方針を踏まえた取組として、施設の改修や新築等による児童の安心安全に配慮した居場所の確保に努めます。また、運營業務委託先法人との協議により、職員の処遇改善や研修によるスキルアップに努め、特別な配慮が必要な児童の受入れや、多様なニーズに対応できる人材の確保に努めます。放課後子供教室や地域の団体等との連携により、様々な学びや体験・活動ができるように推進していきます。

対象年齢

1年生～6年生

量の見込みと確保方策

単位：人/年

低学年	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	378	357	320	294	288
②確保方策	378	357	320	294	288
②－①	0	0	0	0	0

高学年	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	266	250	264	257	244
②確保方策	266	250	264	257	244
②－①	0	0	0	0	0

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

事業概要及び方向性

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなげます。

量の見込みと確保方策

単位：回/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	450	450	450	450	450
②確保方策	450	450	450	450	450
②－①	0	0	0	0	0

⑪ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要及び方向性

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。令和8(2026)年度からの本格実施により、全ての子どもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。

対象年齢

0歳児～2歳児

量の見込みと確保方策

単位：人/年

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	—	7	6	6	6
②確保方策	—	7	6	6	6
②－①	—	0	0	0	0

⑫ 産後ケア事業

事業概要及び方向性

産後ケアを必要とする方等に対して、医療機関や助産所、対象者の居宅において助産師等の専門職がサポートする事業です。母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定の促進を図るとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

量の見込みと確保方策

単位：件/年

宿泊型	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	14	14	14	14	14
②確保方策	14	14	14	14	14
②－①	0	0	0	0	0

日帰り型	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
②－①	0	0	0	0	0

訪問型	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保方策	35	35	35	35	35
②－①	0	0	0	0	0

○ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要及び方向性

教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用または給食に掛かる副食材料費について、保護者の世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。本市においては、国の無償化対象外とされている3歳以上の副食費について、市独自に全額無償とし保護者の負担軽減を図っており、その他費用について必要に応じて検討します。

○ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要及び方向性

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。本事業については、本市の実情に応じて検討します。

○ 養育支援訪問事業

事業概要及び方向性

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。本事業については、既存の訪問事業の活用のほか、地域資源の開発等を視野に入れながら事業の検討を進めます。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要及び方向性

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。本事業については、県の事業や他の事業の活用のほか、地域資源の開発や広域連携等を視野に入れながら事業の検討を進めます。

○ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要及び方向性

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。本事業については、既存の訪問事業の活用のほか、地域資源の開発や広域連携等を視野に入れながら事業の検討を進めます。

○ 児童育成支援拠点事業

事業概要及び方向性

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。本事業については、既存事業の活用のほか、地域資源の開発等を視野に入れながら事業の検討を進めます。

○ 親子関係形成支援事業

事業概要及び方向性

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。本事業については、既存事業を活用しながら事業の検討を進めます。

第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本計画は、出生から29歳までの児童、青年、当該児童の保護者（妊娠期を含む。）及び家庭を対象にした子どもから若者までを含む総合的な計画であり、保健・福祉・教育等の複数分野に属する内容であることから、庁内の関係部局のほか、県や関係機関との連携を前提として推進します。

併せて、子どもに関わる地域団体等を育成・支援するとともに、団体相互の情報交換の促進や連絡調整を行い、地域と行政との協働体制を構築します。

2 家庭や地域等に求められる役割

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとりが少子化や子育てについて社会的関心を高めるとともに、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように、家庭、学校、地域、企業、行政がそれぞれ適切な役割分担のもとに緊密な連携を取りながら、一体となって取り組むことが必要です。

（１）家庭（保護者等）の役割

保護者等子育て当事者が、子どもを一人の人格を持った主体として尊重し、子どもの最善の利益の実現を目指して子育てを行うことが大切です。

家庭においては、男女にかかわらず保護者等子育て当事者が子どもと十分に向き合い、協力しながら家庭生活の役割を分担し、子どもの社会へ向けての健やかな育ちを支えていくことが求められます。

（２）学校等の役割

幼稚園、保育所、認定こども園、学校は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場として、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、保育の充実に努めています。特に身体も心も大きく成長するとともに、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期にあたる学童期、思春期の子どもへの教育の充実が求められます。

（３）地域の役割

地域社会は、子どもや子育て家庭の見守りや支える場として、児童虐待や事故・犯罪、災害などから、子どもや若者の人権と命を守ることや、子育て家庭の孤立を防ぐなど、子どもの健やかな育ちへの大切な役割を担っています。

近隣同士の連帯を深めるとともに、町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア団体等それぞれの地域における組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合う等、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが期待されます。そのため、行政は地域全体で子ども、若者をはじめ子育て家庭を支援するため、計画の趣旨・内容を広く周知し、市民や関係団体の協力・援助を求めます。

(4) サービス事業者の役割

教育・保育事業を実施する機関は、保護者と同じ目線で子育てに取り組む意識、姿勢が必要です。

また、家庭と連携したサービス提供を実施するため、保護者との情報共有、必要な保護者への支援が求められます。

(5) 企業・事業所の役割

企業、事業所は、子育てや家庭生活と仕事の両立、子どもへの就労支援等において重要な役割を担っています。

性別に関係なく、それぞれのライフスタイルに応じた働き方ができ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現される職場環境づくりが求められます。

また、子どもが将来に希望を感じ、自己実現できるような労働環境づくりが必要です。

(6) 行政の役割

行政は、「こども基本法」の基本理念にのっとりこども施策の実施主体として、全ての子どもに良質な生育環境を保障するため、子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目ない支援を行います。

あわせて、学童期から思春期の子どもの居場所づくり等、自己肯定感が育まれる環境づくりへの支援を行います。

そのために、庁内関係部局をはじめ、国や県、近隣市町、地域及び地域団体、サービス提供事業者など多様な関係者と連携し、積極的に子育て支援策を推進します。

3 計画の達成状況の点検・評価

本計画の実効性を確保するため、「庄原市こども計画策定推進検討会」や庁内関係課において、施策・事業の進捗状況を確認するとともに、評価・検証します。併せて、検証結果に応じ、必要な見直しを検討します。

参考資料

1 庄原市こども計画策定推進検討会

分 野	団体所属等	氏 名	備 考
①子ども保護者	1 庄原市保育所保護者会連絡協議会 会長	青 山 学	令和5.12～ 令和6.4
		福 原 達之	令和6.5～
	2 庄原市PTA連合会 理事	山 本 博康	
	3 庄原幼稚園保護者会 会長	牧 原 拓矢	令和5.12～ 令和6.4
		渡 邊 隆晃	令和6.5～
②福祉関係者	4 一般社団法人里山こども未来会議 事務長	西野 真希子	
	5 庄原市民間保育所連絡協議会 幼保連携型認定小奴可こども園 園長	吉川 由基子	
	6 障害児入所施設 庄原さくら学園 施設長	清 水 智子	
③保健関係者	7 広島県北部保健所 保健課 課長	河野 由美子	
④医療関係者	8 庄原市医師会 会長	林 充	
⑤教育関係者	9 庄原市小学校長会 永末小学校 校長	佐々木 理佳	
	10 学校法人庄原学園 庄原幼稚園 園長	守 谷 隆昭	
⑥学識経験者	11 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授	七 木 田 敦	会長
⑦その他市長が必要と認める者	12 庄原地区：子育て推進委員	今 岡 哲也	
	13 西城地区：子育て推進委員	今 田 貴子	
	14 東城地区：子育て支援員	竹 川 順子	
	15 口和地区：子育て支援員	松 永 園	
	16 高野地区：子育て推進委員	井 上 陽子	
	17 比和地区	大 田 由美	
	18 総領地区	小 島 由佳利	
	19 庄原市社会福祉協議会 地域共生推進課 次長	稲 里 美鈴	
	20 弁護士	三 浦 益隆	

敬称省略

2 主な協議経過

日付	協議及び実施内容等
令和6年1月30日	第1回検討会 ・こども計画概要 ・子ども・子育てに関するアンケート内容検討
令和6年2月～3月	子ども・子育てに関するアンケート実施
令和6年3月27日	第2回検討会 ・子ども・子育てに関するアンケート調査結果 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・こども計画に係る意見聴取の概要について
令和6年5月14日	第3回検討会 ・こども計画に係る調査内容検討 ・子ども・若者生活実態調査アンケート（高校生～29歳調査） ・子ども・若者計画に関する調査（小中学生調査） ・子ども・子育て支援関連団体及び関連施設等対象調査
令和6年6月～7月	こども計画に係る各種調査実施
令和6年8月	広島県子供の生活に関する実態調査の集計・分析
令和6年9月2日	第4回検討会 ・こども計画各種調査結果報告 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の評価・検証について ・こども計画骨子案について
令和6年11月27日	第5回検討会 ・こども計画素案について
令和7年2月3日	第6回検討会 ・こども計画最終案の検討について
令和7年2月26日	パブリックコメント実施（3月14日まで）

第3期庄原市みらい子どもプラン(こども計画)

〔発行年月〕 令和7（2025）年3月

〔発 行〕 庄原市

〔編 集〕 庄原市 生活福祉部 児童福祉課

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10-1

TEL：0824-73-1192

FAX：0824-75-0195



庄原市



発行年月:令和7(2025)年3月
発行:広島県庄原市生活福祉部児童福祉課

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10-1
TEL:0824-73-1192/FAX:0824-75-0195

<https://www.city.shobara.hiroshima.jp/>
